

湖北広域行政事務センター
一般廃棄物処理基本計画（案）

令和7年11月

湖北広域行政事務センター

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総論	1
第1節 計画の位置づけ	1
第2節 計画の範囲	2
第3節 計画改定の目的	3
第4節 計画目標年度	4
第2章 地域の概況	5
第1節 位置	5
第2節 人口動態	6
第2編 ごみ処理基本計画編	8
第1章 ごみ処理の現状及び課題	8
第1節 ごみ処理体制	8
第2節 ごみ処理の実績	14
第3節 ごみ処理の評価	21
第4節 ごみ処理の課題	26
第2章 ごみ処理基本計画	28
第1節 基本理念及び基本方針	28
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	29
第3節 ごみ発生・排出抑制等のための取組み	35
第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項	42
第3章 ごみ処理の施設の整備に関する事項	49
第1節 施設整備の基本理念	49
第2節 現有施設の概況	50
第3節 新施設（エコパーク湖北）の規模及び概要	51
第4章 其他のごみ処理に関し必要な事項	53
第1節 適正処理困難物等処理計画	53
第2節 計画実施スケジュール	54
第3編 生活排水処理基本計画編	56
第1章 生活排水処理の現状及び課題	56
第1節 生活排水処理の状況	56
第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況	63
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況	65
第4節 し尿・浄化槽汚泥処理経費	68
第5節 生活排水処理の評価	69
第6節 生活排水処理の課題	71
第2章 生活排水処理基本計画	72

第1節 基本理念及び基本方針	72
第2節 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み	75
第3節 生活排水の処理計画	80
第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	81
第5節 今後の取り組み	84
第4編 その他	86
第1節 廃棄物減量等推進審議会	86
第2節 災害廃棄物対策	86
第5編 資料編	88
第1章 地域の概況	88
第2章 ごみ処理行政の沿革	103
第3章 ごみ処理体制	104
第4章 ごみ処理の実績	105
第5章 ごみ処理行政・技術の動向	111
第6章 ごみ排出量及び処理量の推計	112
第7章 生活排水処理の実態	120
第8章 生活排水処理基本計画	125
第9章 生活排水処理の推計	126

第1編 共通編

第1章 総論

第1節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条に基づき策定するもので、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を示したうえで廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分までの適正な処理・処分を進めるために必要な基本的事項を定めたものです。

今回策定する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の位置づけは図1-1-1に示すとおりであり、湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）における一般廃棄物処理の最上位計画であり、その内容は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要があります。

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ・その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

また、長浜市及び米原市（以下「構成市」という。）の計画としては、「総合計画」や「環境基本計画」があり、これらに定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を踏まえるとともに、国や滋賀県が定める基本方針等にも配慮しています。

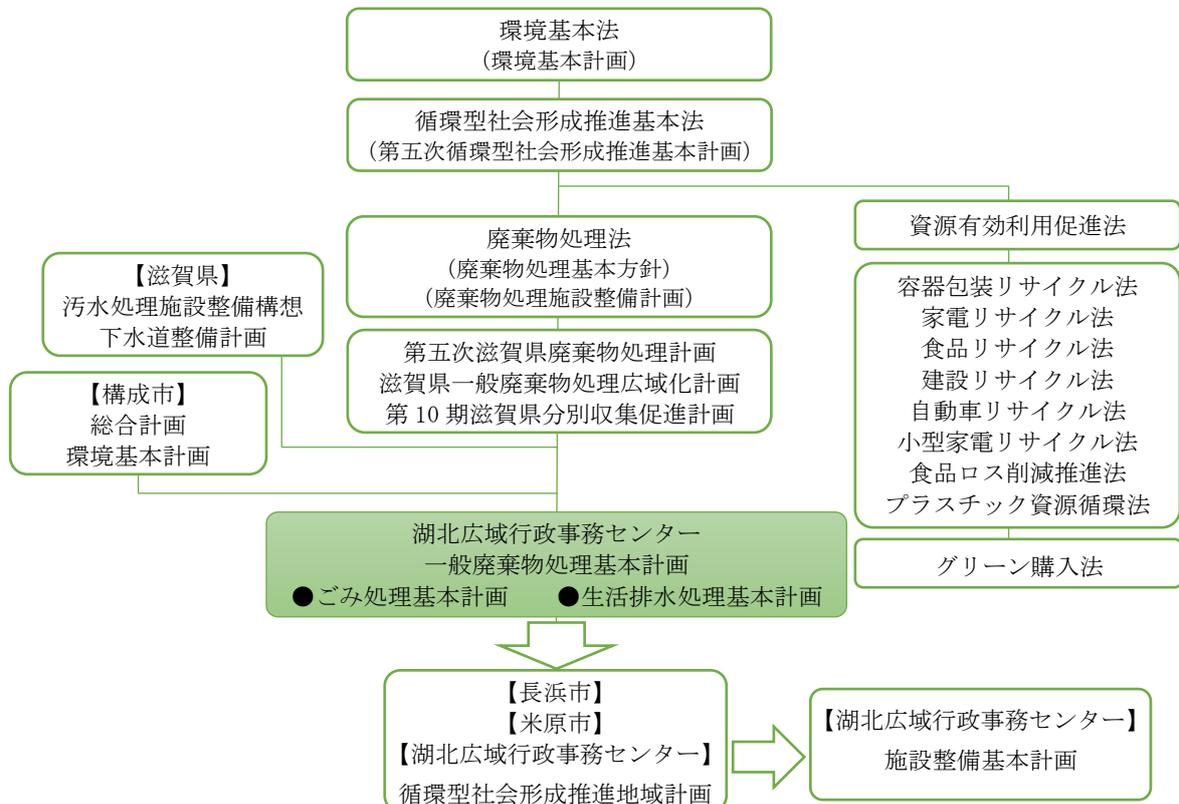


図1-1-1 計画の位置づけ

1. 国の関係計画

国では、令和6年8月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定しており、この計画に基づく施策の推進により、「環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現を目指す」としています。

この中で以下の5つの重点分野を示しており、重点分野3及び重点分野4では一般廃棄物に係る指標が示されています。

- 重点分野1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 重点分野2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 重点分野3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 重点分野4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 重点分野5 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

2. 滋賀県の関係計画

滋賀県では、令和3年7月に、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しており、この計画において、以下の基本方針及び数値目標を定めています。

- ・多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
- ・循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び環境負荷低減の取組の推進
- ・安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

第2節 計画の範囲

本計画の範囲は、構成市の行政区域全域（以下「圏域」という。）において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

圏域で発生する一般廃棄物について、当センターと構成市は、図1-1-2に示すように適正な排出、収集運搬及び処理・処分の役割を共同で担っています。

本計画では、当センターの事務範囲である収集運搬、中間処理（し尿処理を含む）、資源化、最終処分についての計画を策定しますが、当センターの事業の円滑な推進のため、構成市との連携・調整を図り、発生・排出抑制計画についても策定します。

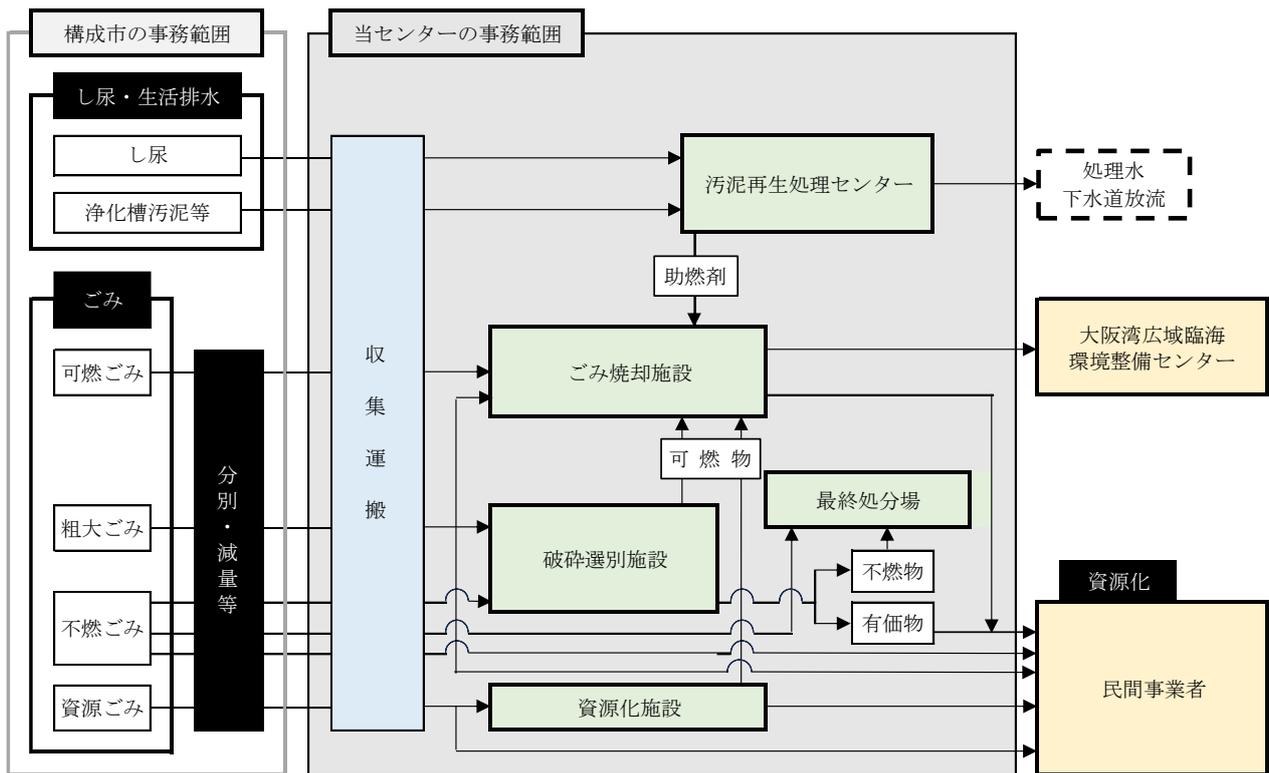


図1-1-2 当センター及び構成市の役割分担 (令和7年度)

第3節 計画改定の目的

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は構成市で構成されており、当センター規約に基づき、計画対象区域である構成市の全域から排出される一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理・処分を行っています。

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済活動や生活に大きな影響を与え、ごみの排出にも少なからず影響を与えましたが、当センターでは令和2年1月に改定した「湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」という。）」では、表1-1-1に示すごみ減量等の取組を実施しています。

また、当センター一般廃棄物処理施設の老朽化等に伴う新たな施設の整備を進め、汚泥再生処理センターは令和7年10月に稼働を開始し、熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設）及びリサイクル施設（以下、「新施設」という。）は令和10年4月に稼働開始を予定しています。

生活排水については、公共下水道の整備が進むにつれ、し尿、浄化槽汚泥の処理量は減少しているものの、生活雑排水の処理ができていない世帯がわずかに残っており、水質保全の観点から、これら世帯への合併処理浄化槽の設置や公共下水道、農業集落排水施設への接続を啓発・促進していく必要があります。

新施設が順次稼働することによって廃棄物処理に関連する状況が変化するため、構成市から排出されるごみ及び生活排水の処理について、現状を改めて把握したうえで、排出抑制や適正処理等に関する方向性を定めた現計画を見直し、新たな目標年度を設定して本計画を策定するものです。

表1-1-1 ごみ減量等への取り組み内容

時期	内容	目的
令和3年4月	粗大ごみとして出された羽毛布団のリサイクルを開始	焼却処理量、最終処分量の削減
7月	一般廃棄物搬入手数料の改定 (家庭ごみ:40円/10kg⇒80円/10kg、事業所ごみ:130円/10kg⇒190円/10kg)	ごみ排出量の削減、資源ごみ分別
8月	ごみ分別アプリの対応言語追加(中国語、ベトナム語を新たに追加し、適正排出や減量化の啓発ツールとして活用)	適正排出や減量化の啓発
10月	落じん灰のリサイクル開始	最終処分量の削減
令和5年4月	湖北広域行政事務センター公式LINE導入(荒天時のごみ収集の中止などごみ処理に係る情報の提供)	情報提供サービスの向上、啓発等による市民の意識の向上
8月	可燃ごみや紙おむつ専用の収集用指定袋(家庭用・事業所用)にバイオマス原料25%配合したごみ袋を導入	市民・事業者の環境への意識向上
9月	環境省・経済産業省認定のリネットジャパンリサイクル(株)と小型家電リサイクル・宅配回収に関する協定を締結。(長浜市、米原市、当センター、リネットジャパンリサイクル(株)の4者協定)	不燃ごみの排出抑制、リチウムイオン電池起因の火災防止
令和6年4月	リチウムイオン電池を含む小型家電製品の分別回収開始(「電池が取り外せない小型電子機器」は「資源ごみ(使用済み乾電池類)」として分別)	リチウムイオン電池起因の火災防止
4月	クリーンプラントに搬入された粗大ごみ(木製家具類等)のリサイクル開始	焼却処理量、最終処分量の削減
4月	不燃ごみ収集用指定袋にバイオマス素材導入(全てのごみ指定袋をバイオマス原料配合素材)	石油資源の節約、二酸化炭素排出量の削減
令和7年1月	リユースプラットフォーム「おいくら」を運営する(株)マーケットエンタープライズや中古品等を地域内で譲渡できる情報サイト「ジモティー」を運営する(株)ジモティーと連携協定を締結(構成市)	リユースの啓発・強化

第4節 計画目標年度

本計画の計画目標年度は図1-1-3に示すとおり令和17年度とします。なお、5年後の令和12年度を中間目標年度としますが、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行います。

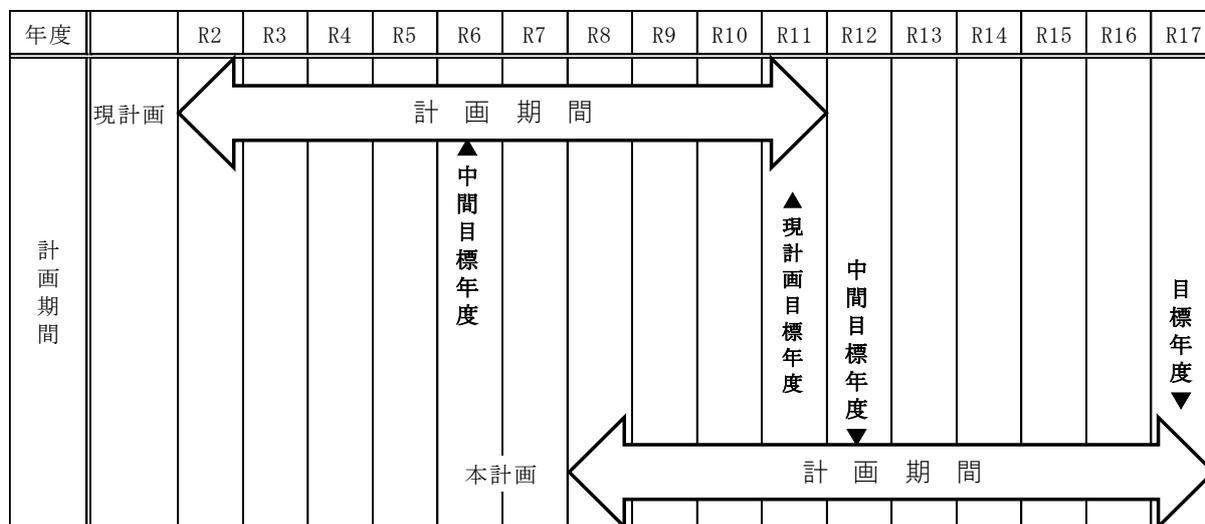


図1-1-3 計画目標年度

第2章 地域の概況

第1節 位置

圏域は、図1-2-1に示すように滋賀県の北東部に位置しています。

圏域の面積は、表1-2-1に示すように総面積が931.41km²です。このうち可住地面積は229.76km²であり、全体の24.7%となっています。

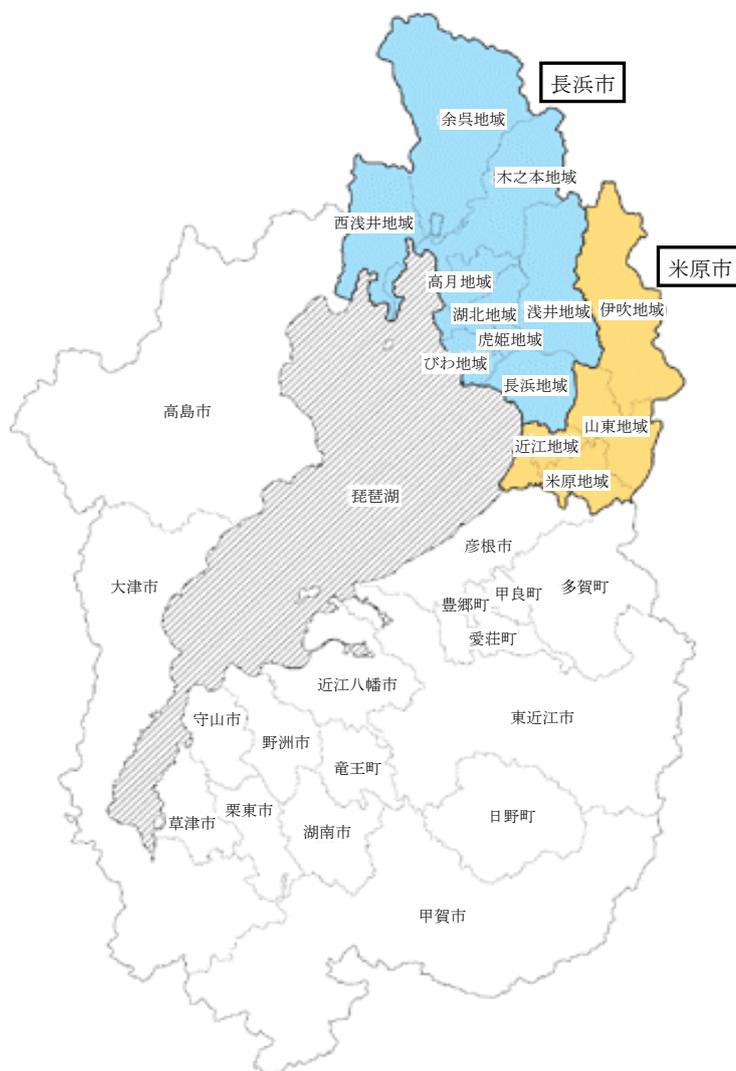


図1-2-1 圏域の位置

表1-2-1 圏域の総面積及び可住地面積

単位：km²

区分	総面積		琵琶湖を含まない面積		可住地面積	
		構成比		構成比		構成比
圏域合計	931.41	100.0%	762.67	81.9%	229.76	24.7%
長浜市	681.02	100.0%	539.60	79.2%	164.28	24.1%
米原市	250.39	100.0%	223.07	89.1%	65.48	26.2%

注)1. 市町の面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より抜粋しています。

2. 米原市と岐阜県不破郡関ヶ原町及び揖斐郡揖斐川町との県をまたぐ境界の一部が未定であるため、米原市の面積は国土地理院が示す参考値であり、圏域合計についても同様に参考値です。

出典) 滋賀県統計書 (令和5年度)

第2節 人口動態

住民基本台帳による人口・世帯数の推移は、表 1-2-2 及び図 1-2-2～図 1-2-4 に示すとおりです。一方、世帯数は、両市ともに増加傾向にあり、人口及び1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。これらの傾向は構成市、圏域共に同様の傾向を示しています。

表1-2-2 人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯、人/世帯)

項目	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
人口	長浜市	121,965	121,283	120,351	119,424	118,659	118,103	117,116	116,087	115,358	114,223
	米原市	40,213	39,893	39,788	39,586	39,353	38,992	38,614	38,235	37,917	37,455
	圏域合計	162,178	161,176	160,139	159,010	158,012	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678
世帯数	長浜市	44,506	44,794	44,970	45,284	45,691	46,301	46,525	46,843	47,359	47,667
	米原市	13,937	14,040	14,218	14,317	14,435	14,571	14,716	14,770	14,892	14,992
	圏域合計	58,443	58,834	59,188	59,601	60,126	60,872	61,241	61,613	62,251	62,659
一世帯 当たり 人員数	長浜市	2.74	2.71	2.68	2.64	2.60	2.55	2.52	2.48	2.44	2.40
	米原市	2.89	2.84	2.80	2.76	2.73	2.68	2.62	2.59	2.55	2.50
	圏域合計	2.77	2.74	2.71	2.67	2.63	2.58	2.54	2.50	2.46	2.42

出典) 各市住民基本台帳 (各年 10 月 1 日現在)

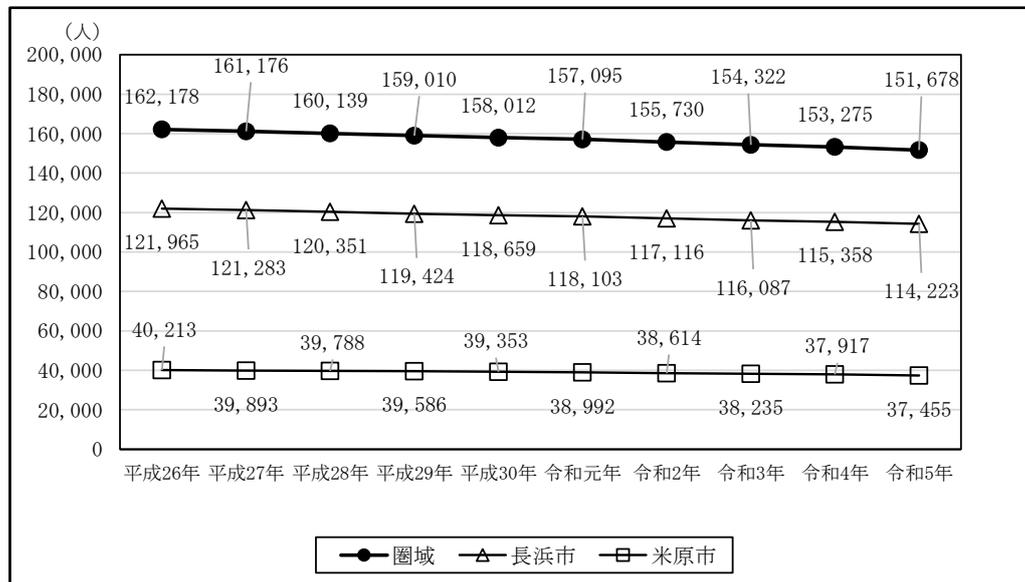


図1-2-2 人口の推移

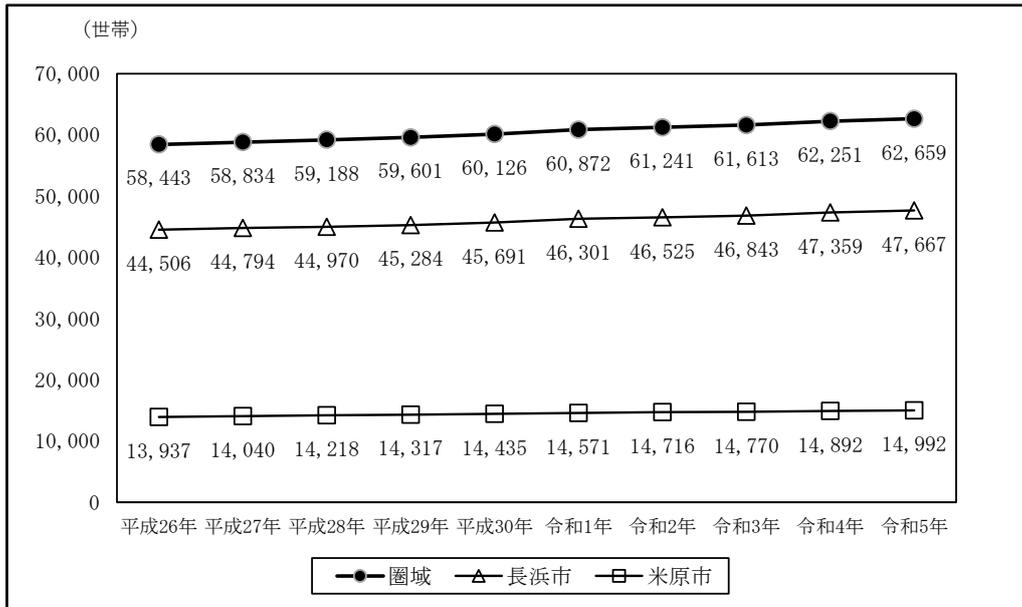


図1-2-3 世帯数の推移

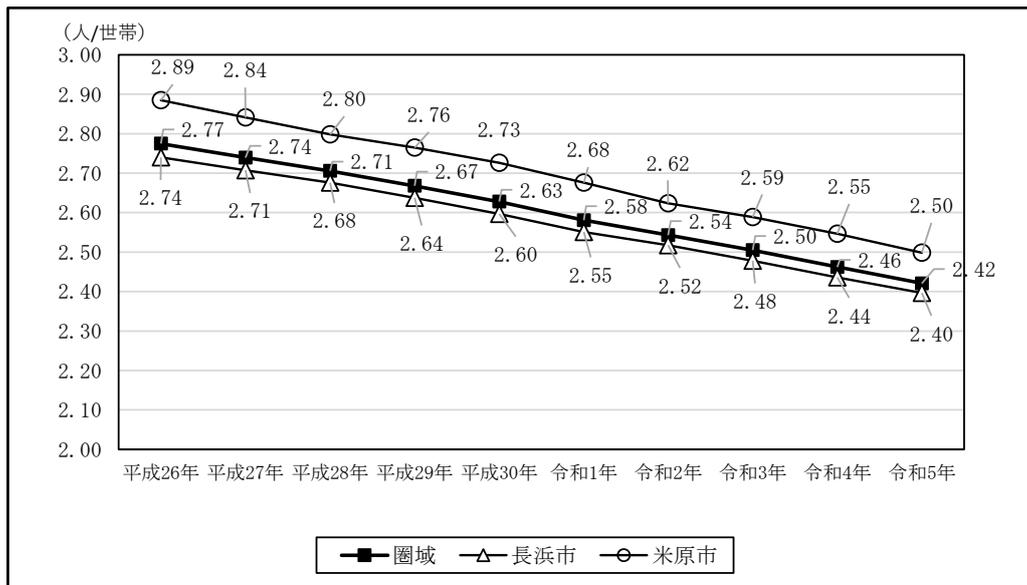


図1-2-4 一世帯当たりの人員数の推移

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理体制

1. ごみ分別区分及び収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分は、表 2-1-1 に示すとおりで、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4区分としています。また、家庭系ごみの収集・運搬は、表 2-1-2 に示す収集車両及び人員体制で、当センターが主体となって直営若しくは委託業者により行っています。なお、事業系ごみについては、主に可燃ごみを対象に許可業者による収集若しくは自己搬入としています。

指定袋の料金、戸別収集手数料及び持込手数料は、表 2-1-3 に示すとおりです。

表2-1-1 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（令和6年4月1日現在）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接施設持込	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、ビデオテープ、紙おむつ等	週2回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、小型電気製品等	月1回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋5袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ (可燃性粗大ごみ含む)	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年2回※エフ	○	○※	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の申込があったもの	地域指定の収集日	自宅付近 (申込時に確認した場所)		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、アルミ缶・スチール缶	月2回 回収容器	○	○
	スプレー缶 (燃料缶等)	カセットボンベ、ヘアスプレー缶、塗料用の缶、エンジンオイル缶、ガソリン容器等		○	○
	ガラスびん	無色びん	月2回 各色別の 回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月2回 回収容器	○	○
	発泡スチロール		月2回 回収容器	○	○
	プラスチック製容器包装		月2回 透明袋	○	○
	紙パック		月2回 回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月2回 紐結束	○	×
		ダンボール		○	×
		雑誌・チラシ		○	×
	古布(古着)		月2回 透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月2回 回収容器	○	○
	ライター		月2回 回収容器	○	○
使用済み蛍光管		年2回 回収容器	○	○	

注) ※エフは集積所収集用で当該年度のみ有効です。施設持込への使用はできません。

表2-1-2 収集車両体制及び収集人員体制（令和6年度）

		ごみ種及び車種		台数
収集車両	委託	可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装	パッカー車	19台（内5台予備）
		資源ごみ	パッカー車・箱車	20台（内5台予備）
		粗大ごみ	パッカー車・0.35tトラック	4台（内2台予備）
	直営	3tパッカー車・0.85tトラック・0.35tトラック		3台（業務課）
収集人員	委託	66人		
	直営	2人		

表2-1-3 指定袋の料金、戸別収集手数料及び持込手数料

区分		内容	
指定袋	家庭系指定袋	可燃ごみ	大(45 $\frac{リットル}{}$): 450円/10枚 中(30 $\frac{リットル}{}$): 300円/10枚 小(20 $\frac{リットル}{}$): 200円/10枚
		不燃ごみ	大(45 $\frac{リットル}{}$): 450円/10枚 中(30 $\frac{リットル}{}$): 300円/10枚
	事業系指定袋	可燃ごみ	事業所用可燃ごみ指定袋: 4,000円/20枚
戸別収集手数料	家庭系	粗大ごみ	粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券: 300円券、600円券、900円券 (品目別に料金設定)
		大量ごみ	塵芥収集車両: 10,000円/1台1往復
持込ごみ手数料	家庭系	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	80円/10kg ※資源ごみは無料（古紙類の受入はなし）
	事業系	可燃ごみ 再生資源	190円/10kg

2. 現状のごみ処理フロー

現状のごみ処理フローを図 2-1-1 に示します。分別排出されたごみを当センターのクリスタルプラザ及びクリーンプラントで処理・処分・再資源化（一部直接業者引取）しており、余呉最終処分場及びウイングプラザ最終処分場で埋立処分を行っています。

なお、焼却残渣（焼却灰、飛灰等）は大阪湾広域臨海整備センターに委託して埋立処分しています。

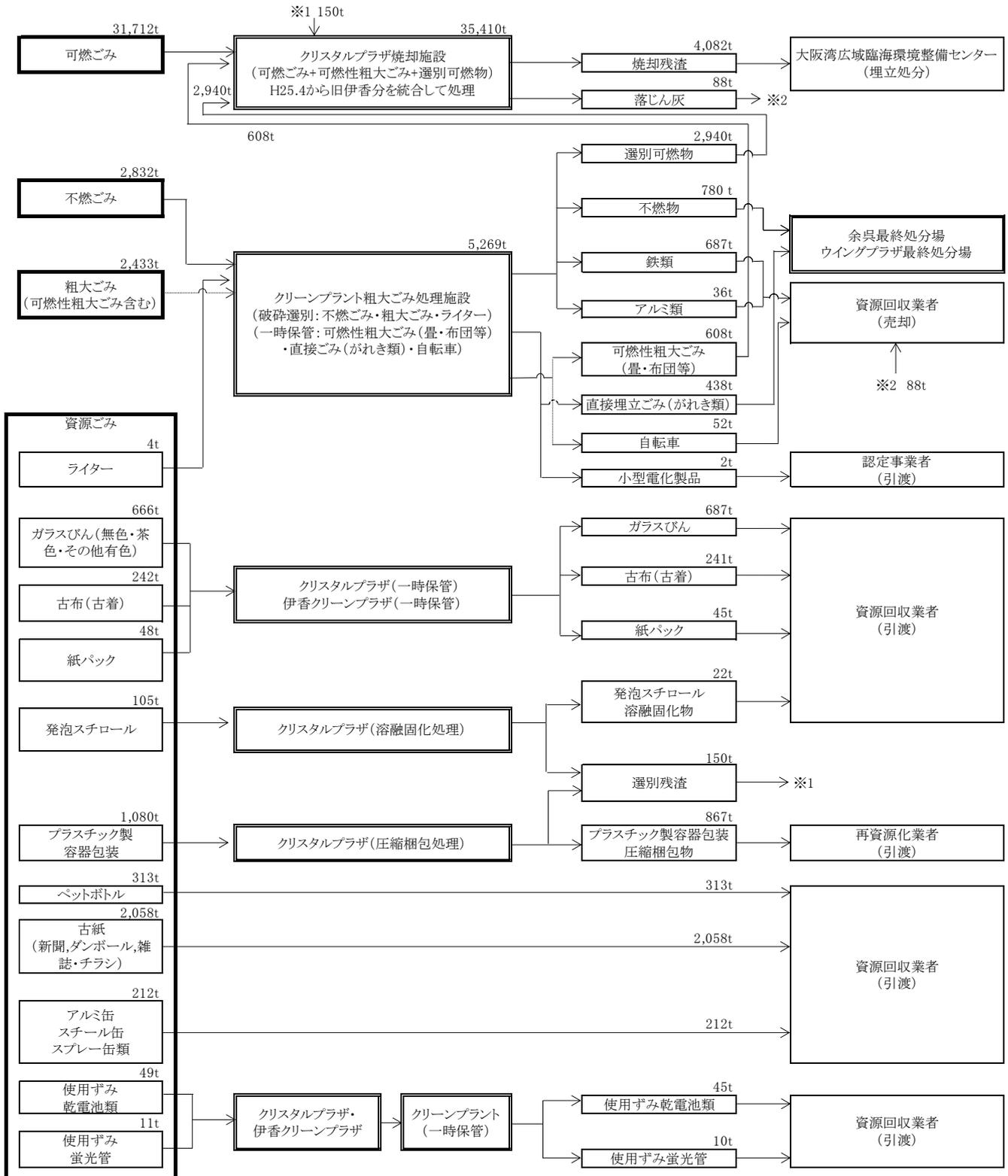


図2-1-1処理フロー及び処理量等（令和5年度実績）

3. 中間処理施設及び最終処分場の現状

当センターが管理運営を行っているごみ処理施設の概要を表2-1-4に、現有施設の位置を図2-1-2に示します。

表2-1-4 現有施設の概要

施設名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	
所在地	滋賀県長浜市八幡中山町200番地	
敷地面積	14,440㎡	
竣工年月	平成11年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設	リサイクル施設
処理能力	168 t/日 (3.5 t/h × 2炉 : 24h)	圧縮梱包 : 1 t/h
処理方式	ストーカ式	圧縮梱包・一時保管・減容固化
設備概要	排ガス処理：濾過式集塵機+乾式有害ガス除去装置+無触媒方式 余熱利用：場内の暖房、給湯等 飛灰処理：薬剤処理 切断機：可燃性粗大ごみ処理	圧縮梱包：プラスチック製容器包装 一時保管：びん、紙パック、古布、発泡スチロール 展望研修棟
用地所有状況	当センター所有 (7,723㎡) + 借地 (6,535㎡ : 長浜市、～R11.3)	
施設名称	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	
所在地	滋賀県長浜市大依町1337番地	
敷地面積	48,200㎡	
竣工年月	平成2年3月	
施設区分	粗大ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場
処理能力	40 t/日 (5h)	埋立面積 : 18,700㎡ 埋立容量 : 201,672㎡
処理方式	破碎選別 (粗大ごみ、不燃ごみ)	サンドイッチ埋立方式 (全面遮水シート張り)
設備概要	破碎機：堅型回転式、切断機 選別：鉄、アルミ、不燃物、 プラスチック類、可燃物 一時保管：乾電池類、蛍光管	〈浸出水処理施設〉 処理能力：50㎡/日平均 処理方式：生物処理（接触酸化・脱窒）+高度処理 （凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着）
用地所有状況	当センター所有	
施設名称	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	
所在地	滋賀県長浜市西浅井町沓掛1313-1	
敷地面積	6,096㎡	
竣工年月	平成9年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設、破碎選別・資源化施設	
処理能力	—	
処理方式	一時保管（乾電池類、蛍光管、びん、紙パック、古布）	
設備概要	※ごみ焼却処理施設は、平成25年4月に休止（クリスタルプラザに処理統合） ※破碎選別施設は平成28年4月に休止（クリーンプラントに処理統合）	
用地所有状況	当センター所有	
施設名称	湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ
所在地	滋賀県長浜市余呉町中河内897番地	滋賀県米原市番場地先
敷地面積	64,548㎡	44,600㎡
竣工年月	昭和61年度	平成27年3月
施設区分	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
埋立面積	6,800㎡	14,700㎡
埋立容量	35,800㎡	97,000㎡
設備概要	〈浸出水処理施設〉 処理能力：50㎡/日平均 処理方式：生物処理+高度処理 （凝集沈殿・砂ろ過）	〈浸出水処理施設〉 処理能力：70㎡/日 処理方式：接触曝気方式（脱窒処理）+高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）
用地所有状況	借地（長浜市、自治会他）	当センター所有

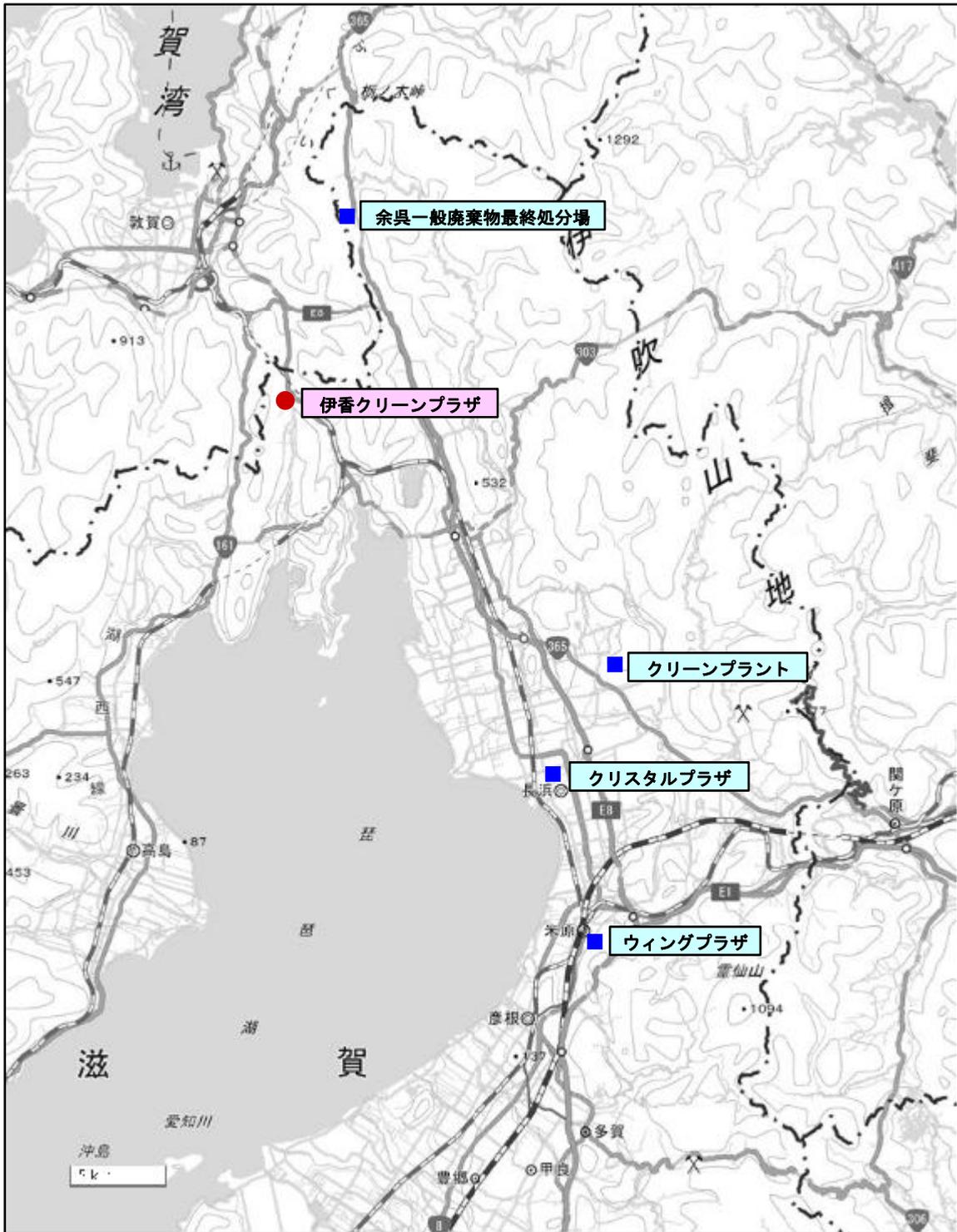


図2-1-2 現有施設の位置

第2節 ごみ処理の実績

1. これまでに実施した排出抑制等

構成市では、ごみの排出抑制を推進するために以下の施策等を実施しています。

(1) ごみ集積所設置に対する助成

構成市では、ごみ集積所の設置を行う自治会等に対して表 2-1-5 に示す助成制度による支援を実施しています。

表2-1-5 構成市におけるごみ集積所設置に対する助成制度の概要

市名	概要
長浜市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象：自治会が設置、維持管理するごみ集積かご ●補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①既存の集積かごに隣接して新たな集積かごを追加する事業 ②集積かごの修繕又は取り壊して新たに設置する事業 ③既存のごみ集積所を統合して、新たな集積かごを設置する事業 ④既存のブロック塀を修繕し、又は撤去する事業 ※①、②、④の場合 補助率：1/2、限度額 30,000 円/基 ※③の場合 補助率：1/2、限度額 100,000 円/基
米原市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象：自治会等が地域の集積所（資源ごみ集積所を含む）を設置または整備するもの。 ●補助率：ごみ集積所の設置および整備に要する経費（工事請負費または原材料費に限る）の 1/2（上限 50,000 円）

(2) リユース促進に向けた取り組み

構成市では、廃棄物の削減と循環型社会の形成を目指して、リユースプラットフォーム「おいくら」を運営する（株）マーケットエンタープライズ及び地域の情報サイト「ジモティー」を運営する（株）ジモティーと連携協定を締結し、市内のリユース活動を促進することにより、さらなるごみの減量に努めています。

これらの連携先の概要を表 2-1-6 に示します。

表2-1-6 連携先の概要

連携先	連携先の概要
おいくら (株) マーケット エンタープライズ	リユースプラットフォーム。 不要品を売りたい方が「おいくら」を通して査定依頼をすると、全国の加盟リサイクルショップに一括査定依頼し、一度に複数社の買取価格を比較することができます。
ジモティー (株) ジモティー	地域で譲り合いができる情報サイト。 「売ります・あげます情報」「求人情報」「不動産情報」「助け合い情報」などカテゴリ別になった情報が、都道府県別や市区町村別に掲載されています。

(3) その他排出抑制等

構成市でその他実施されている排出抑制策等は表 2-1-7 に示すとおりです。

表2-1-7 その他の排出抑制策等

構成市	排出抑制策等
長浜市	<ul style="list-style-type: none">●ごみの分別等についての出前講座を実施しています。●食品ロスに向けて「3キリ運動（使いきり・食べきり・水きり）」のチラシ作成し、HP で公開しています。●食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店舗を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取り組みを広く HP 等で紹介しています。
米原市	<ul style="list-style-type: none">●ごみの分別等についての出前講座を実施しています。●廃食油の回収・利活用（市役所本庁舎のほか山東支所および各市民自治センターで拠点回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用）しています。●ペットボトル等のプラスチックごみの使用抑制や削減のため、市内公共施設に給水スポットを設置しています。●子ども服などのリユース・リサイクル活動や、フードバンク活動を行っている市民団体・社会福祉協議会の取り組みを広報誌等で紹介しています。

2. 圏域のごみ総排出量実績

圏域におけるごみの種類別排出量は、表 2-1-8、図 2-1-3(1)～(2)及び図 2-1-4 に示すとおりです。

ごみの排出区分別で見ると、家庭系収集可燃ごみ及び事業系可燃ごみ（事業系・公用ごみ）は減少の傾向を示しており、家庭系持込不燃ごみも減少傾向にありましたが、令和 5 年度に増加しています。

その他のごみについては、いずれも令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症などの影響により、一旦増加しましたが、その後減少傾向に転じています。その中で粗大ごみ（家庭系収集、家庭系持込、事業系（公用ごみ））は令和 5 年度に再び増加する結果となりました。

表2-1-8 ごみ総排出量の実績（圏域）

区 分		単位	R1	R2	R3	R4	R5		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	21,066	21,042	20,745	20,588	19,664		
		不燃ごみ	1,986	2,179	2,033	1,928	1,814		
		粗大ごみ	792	902	871	817	827		
		資源ごみ	ペットボトル	291	299	302	315	313	
			発泡スチロール	78	96	97	99	105	
			紙パック	55	56	53	51	48	
			缶	アルミ	61	72	69	73	75
				スチール	167	169	160	151	137
			ガラス	無色	329	324	313	299	283
				茶色	294	283	289	283	271
				その他	118	122	122	118	112
			古紙	新聞	592	570	544	518	461
				ダンボール	859	930	888	877	815
				雑誌	1,102	1,043	957	905	782
			古布	287	311	280	250	242	
		プラスチック製容器包装	1,137	1,167	1,126	1,109	1,080		
		使用済み乾電池類	52	47	41	47	49		
		ライター	4	4	3	4	4		
		使用済み蛍光管	13	14	13	11	11		
	小計	5,439	5,507	5,257	5,110	4,788			
	中計	29,283	29,630	28,906	28,443	27,093			
	持込ごみ	可燃ごみ	1,821	2,182	1,798	1,523	1,103		
		不燃ごみ	912	845	735	533	709		
粗大ごみ		1,455	1,536	1,388	1,189	1,389			
中計		4,188	4,563	3,921	3,245	3,201			
合計	(資源ごみを含む)	33,471	34,193	32,827	31,688	30,294			
	(資源ごみを除く)	28,032	28,686	27,570	26,578	25,506			
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	11,858	10,746	10,591	10,536	10,525			
	可燃ごみ（公用ごみ）	600	548	534	472	420			
	不燃ごみ（公用ごみ）	295	420	395	358	309			
	粗大ごみ（公用ごみ）	106	203	172	145	217			
	合計	12,858	11,917	11,691	11,510	11,471			
総合計		46,329	46,110	44,518	43,198	41,765			
・可燃ごみ		35,345	34,518	33,668	33,119	31,712			
・不燃ごみ		3,193	3,444	3,163	2,819	2,832			
・粗大ごみ		2,353	2,641	2,431	2,151	2,433			
・資源ごみ		5,439	5,507	5,257	5,110	4,788			
総合計		46,329	46,110	44,518	43,198	41,765			

注) 合計値は四捨五入により内訳の計と一致しない場合があります。

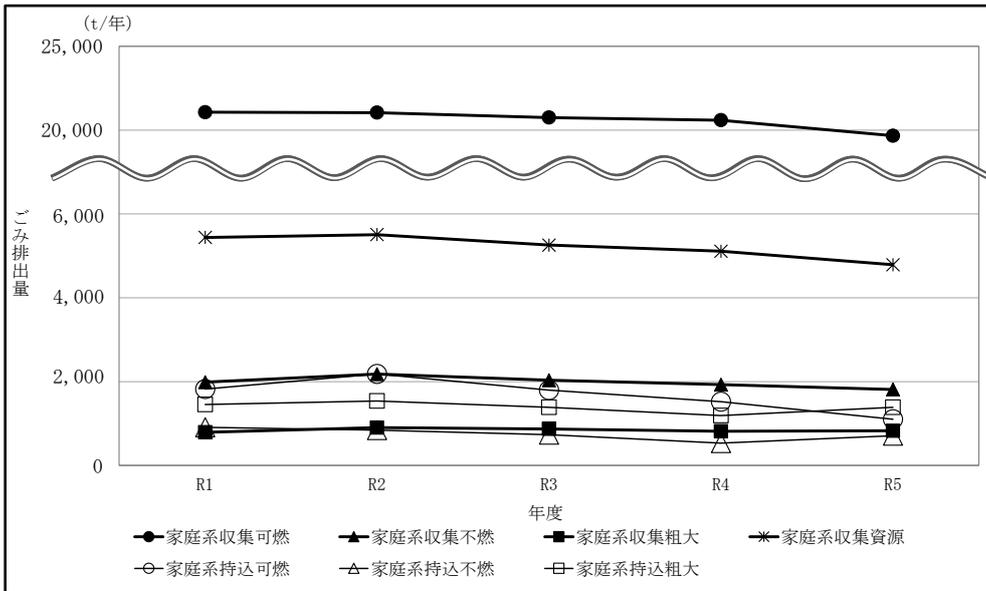


図2-1-3(1) 家庭系ごみ排出量の実績 (排出区分別)

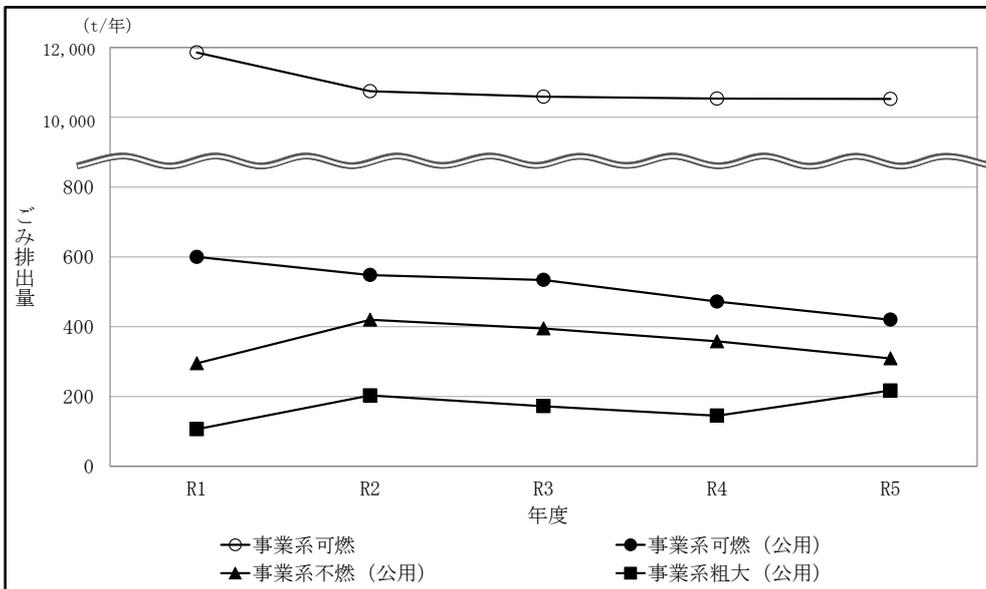


図 2-1-3(2) 事業系ごみ排出量の実績 (排出区分別)

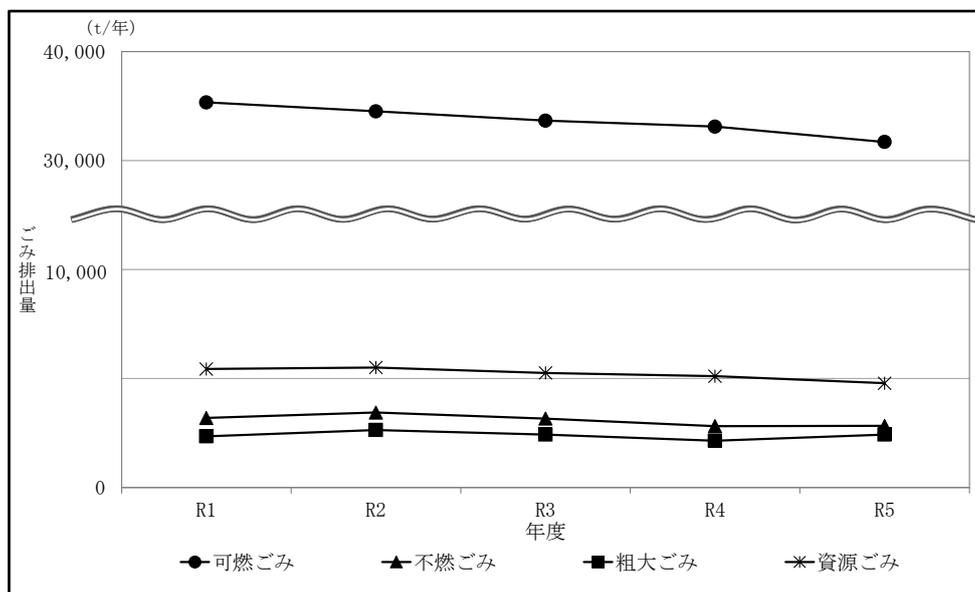


図2-1-4 ごみ総排出量の実績 (種類別)

3. ごみ処理実績に関する指標（一人1日当たりの排出量等）

現計画において数値目標とした項目（指標項目）の実績は、表2-1-9及び図2-1-5に示すとおりです。

指標項目のうち、原単位を目標としている項目は令和2年度に増加したものの、その後は減少しており、年間量を目標としている項目は減少傾向で推移しています。

表2-1-9 指標対象ごみ排出量等の実績

区 分		単位	R1	R2	R3	R4	R5	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	21,066	21,042	20,745	20,588	19,664	
		不燃ごみ	1,986	2,179	2,033	1,928	1,814	
		粗大ごみ	792	902	871	817	827	
		資源ごみ	5,439	5,507	5,257	5,110	4,788	
	計		29,283	29,630	28,906	28,443	27,093	
	持込ごみ	可燃ごみ	1,821	2,182	1,798	1,523	1,103	
		不燃ごみ	912	845	735	533	709	
		粗大ごみ	1,455	1,536	1,388	1,189	1,389	
	計		4,188	4,563	3,921	3,245	3,201	
	合計	(資源ごみを含む)	33,471	34,193	32,827	31,688	30,294	
(資源ごみを除く)		28,032	28,686	27,570	26,578	25,506		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）		11,858	10,746	10,591	10,536	10,525	
	可燃ごみ（公用ごみ）		600	548	534	472	420	
	不燃ごみ（公用ごみ）		295	420	395	358	309	
	粗大ごみ（公用ごみ）		106	203	172	145	217	
	合計		12,858	11,917	11,691	11,510	11,471	
総合計（資源ごみを含む）		46,329	46,110	44,518	43,198	41,765		
指標対象	一人1日当たりのごみ総排出量		g/人日	806	811	790	772	752
	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）		g/人日	488	505	489	475	459
	事業系ごみ排出量		t/年	12,858	11,917	11,691	11,510	11,471
	焼却処理量		t/年	38,895	38,445	37,317	36,440	35,410
	最終処分量		g/人日	104	107	102	99	95

注) 1. 一人1日当たりとは、圏域全体の量を人口一人1日分に換算した量を示しています。
2. 一人1日当たりの排出量及び最終処分量の算出に用いた人口は各年度10月1日現在の値です。

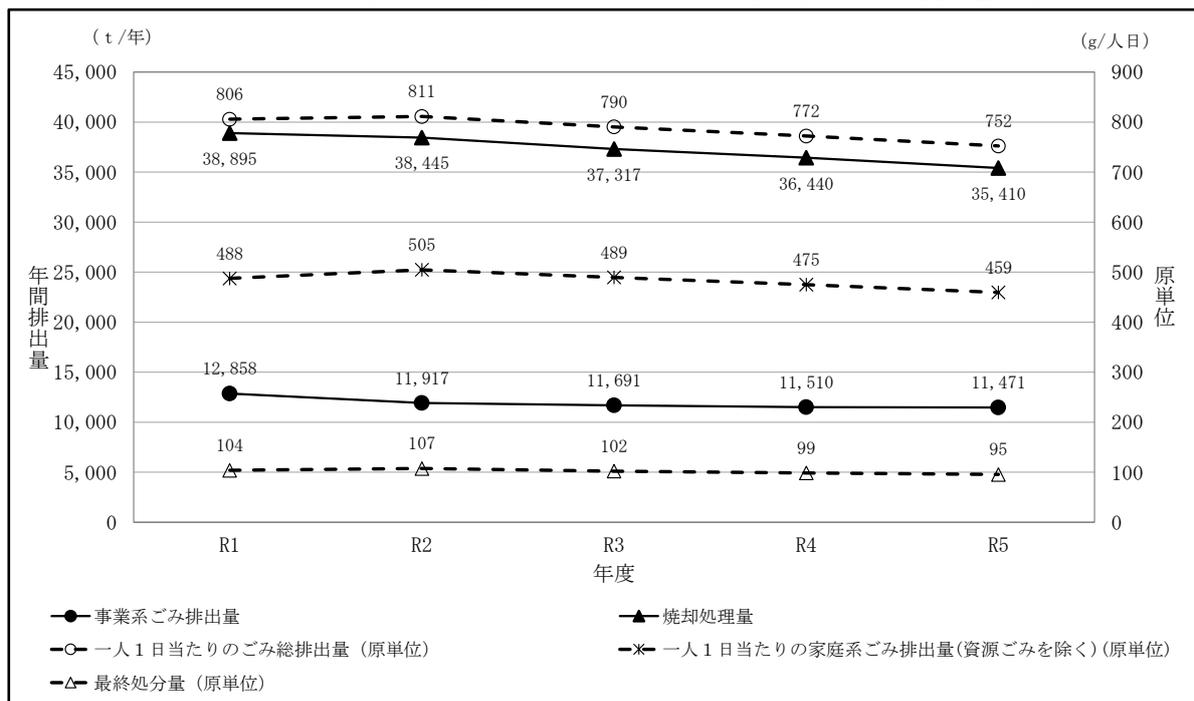


図2-1-5 指標対象ごみ排出量等の推移

4. ごみの性状

クリスタルプラザ（ごみ焼却施設）における過去5年間のごみ質調査結果は表2-1-10に示すとおりです。

組成ではプラスチック類が最も多く全体の約36～47%を占めています。

また、三成分では可燃分が最も多く50%程度を占めていますが、水分が約38～47%と高い割合を占めています。

表2-1-10 ごみ質調査結果

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5
組成	紙・布	(%)	34.2	29.5	34.6	29.6	35.7
	プラスチック類		40.4	40.2	36.1	39.8	46.8
	木・竹・わら類		11.7	12.7	10.3	21.8	4.8
	厨芥類		8.5	8.7	11.2	5.0	7.8
	不燃物類		3.1	6.1	5.1	0.9	0.4
	その他		2.1	2.8	2.7	2.9	4.5
三成分	水分		47.1	37.7	44.2	47.1	41.4
	灰分		5.1	7.9	4.3	6.6	4.9
	可燃分		47.8	54.4	51.5	46.3	53.7
単位容積重量		(kg/m ³)	185	170	159	130	149
低位発熱量		(kJ/kg)	11,115	10,738	9,265	8,730	9,998

注) 組成は乾重量ベースです。

出典) クリスタルプラザごみ質分析結果

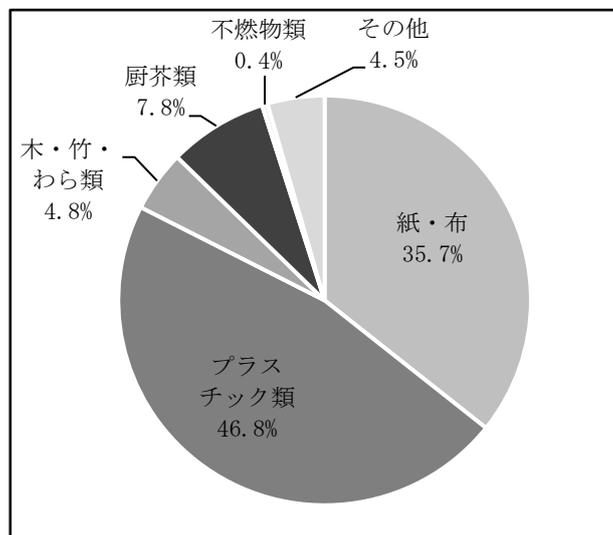


図2-1-6 令和5年度ごみ質分析結果 (4回の平均)

5. ごみ処理経費

当センターの過去5年間のごみ処理費用の推移は、表2-1-11及び図2-1-7に示すとおりです。

一人当たりの経費及びごみ1t当たり経費は令和2年度に減少したもののその後、増加しており、いずれも同様の傾向を示しています。

令和5年度における一人当たりの経費は9,700円/人、ごみ1t当たり経費は35,100円/tとなっています。

表2-1-11 ごみ処理費用の推移

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5
処理費用	清掃総務費 (①)	千円	230,042	220,857	194,406	184,594	176,810
	可燃ごみ処理費 (②)		774,461	701,329	728,782	821,943	881,515
	塵芥収集費 (③)		344,401	336,817	415,121	424,177	449,443
	分別収集費 (④)		272,605	273,434	270,531	272,933	274,249
	不燃ごみ処理費 (⑤)		149,317	144,807	143,402	156,010	151,886
	最終処分費 (⑥)		65,301	43,894	51,842	62,322	63,103
	計 (⑦)=Σ(①~⑥)		1,836,127	1,721,138	1,804,084	1,921,979	1,997,006
収益	清掃手数料収益 (⑧)	382,243	365,762	424,525	444,019	466,893	
	有価物売却収益 (⑨)	9,389	8,097	33,421	36,525	31,369	
	資源ごみ売却収益 (⑩)	28,295	19,603	32,648	41,578	34,775	
	計 (⑪)=Σ(⑧~⑩)	419,927	393,462	490,594	522,122	533,037	
差し引き経費 (⑫)=⑦-⑪			1,416,200	1,327,676	1,313,490	1,399,857	1,463,969
人口 (人) (⑬)		人	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678
ごみ排出量 (⑭)		t	46,329	46,110	44,518	43,198	41,765
市民1人当たりの経費 (⑮)=⑫÷⑬		円/人	9,000	8,500	8,500	9,100	9,700
ごみ1t当たりの経費 (⑯)=⑫÷⑭		円/t	30,600	28,800	29,500	32,400	35,100

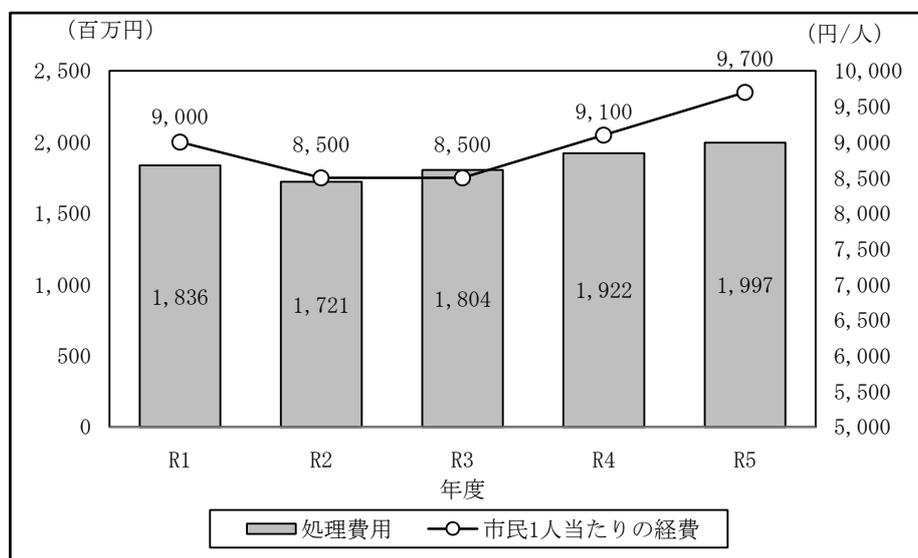


図2-1-7 ごみ処理費用の推移

第3節 ごみ処理の評価

1. 数値目標の達成状況

(1) 現計画の数値目標との比較一覧

現計画の数値目標と令和5年度の実績は表2-1-12に示すとおりであり、現時点で中間目標（令和6年度）を達成しているのは目標③の事業系ごみ排出量のみですが、ごみの減少傾向が継続していることを踏まえると、他の項目についても目標②を除いて中間目標値を達成できる見込みと評価しています。目標②の「一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）」については目標との差が大きく、中間目標の達成は困難な状況にあります。

引き続きごみ減量に向け、構成市と連携し、周知啓発に努めますが最終目標に向けたごみ減量化に繋がる施策の検討が必要です。

表2-1-12 現計画の数値目標の達成状況

目標	ごみ減量目標値	中間目標	最終目標	実績値 (R5)	進捗 状況*	中間目標 との比較
		(R6)	(R11)			
目標 ①	一人1日当たりのごみ総排出量 (資源ごみ含む)	747g/人日	730g/人日	752g/人日	△	5g多い
目標 ②	一人1日当たりの家庭系 ごみ排出量(資源ごみ除く)	435g/人日	440g/人日	459g/人日	×	24g多い
目標 ③	事業系ごみ排出量	12,084t/年	11,800t/年	11,471t/年	◎	613t少ない
目標 ④	焼却処理量	34,770t/年	34,400t/年	35,410t/年	△	640t多い
目標 ⑤	最終処分量	92g/人日	82g/人日	95g/人日	△	3g多い

注) 目標②について、中間目標値よりも最終目標値が高くなっていますが、これは令和10年度の新施設稼働に伴いプラスチック製容器包装と発泡スチロールを焼却し、熱回収（サーマルリサイクル）することにより増加するものです。

*：進捗状況における評価は以下のとおりです。

- ◎：中間目標を達成（目標の105%以上）
- ：中間目標を達成（目標の100～105%）
- △：中間目標を未達成（目標の95%以上）
- ×

(2) 国の数値目標

国は令和5年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、公表しています。この計画では、目標年次を令和11年度として各指標の目標数値等を定めていますが、現状の実績と目標値との比較が困難です。

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）」では、令和7年度を目標年次として各指標の目標数値を定めていることから、この令和7年度の国の目標数値と令和5年度実績とを比較（達成状況）すると、表2-1-13に示すとおりであり、一人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源ごみ除く）については、国の目標数値を達成できていない状況です。

表2-1-13 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標及び達成状況

指標	目標値 (R7)	現状 (R5 実績)	
一人1日当たりのごみ総排出量	850 g/人日	752 g/人日	○達成
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	440 g/人日	459 g/人日	×未達

(3) 県の数値目標

滋賀県の掲げる「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年7月）」で設定されている目標年次（令和7年度）での数値目標と令和5年度実績との比較（達成状況）は表2-1-14に示すとおりであり、一人1日当たりの最終処分量については、県の目標数値を達成できていない状況です。

表2-1-14 第五次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標及び達成状況

指標	目標値 (R7)	現状 (R5 実績)	
一人1日当たりのごみ総排出量 (家庭系、事業系、集団回収)	804 g/人日	752 g/人日	○達成
一人1日当たりの最終処分量	82 g/人日	95 g/人日	×未達

2. 県内での比較

ごみ処理の指標について県内で比較した結果を表2-1-15に示します。

県内には19の市町があり、当センターを含めた20のうち、当センター及び構成市の順位は一人1日当たりの排出量では5～12位であり、概ね中位程度に位置していますが、一人1日当たりの最終処分量では、17～19位の下位に位置しています。

表2-1-15 主要指標の県内での比較（令和5年度実績）

市町名	人口 (人)	一人1日当たりの排出量						一人1日当たりの最終処分量	
		ごみ総排出量 (事業系含む)		家庭系ごみ (資源ごみを含む)		家庭系ごみ (資源ごみを除く)		原単位 (g/人日)	県内 順位
		原単位 (g/人日)	県内 順位	原単位 (g/人日)	県内 順位	原単位 (g/人日)	県内 順位		
当センター	151,678	752.34	10	545.70	9	459.46	7	94.93	18
長浜市	114,223	755.47	12	539.62	7	456.78	5	95.82	19
米原市	37,455	742.76	7	564.25	12	467.59	10	92.21	17
大津市	343,991	742.82	8	563.46	10	464.38	8	81.75	14
草津市	139,550	766.01	15	519.04	3	408.26	2	76.22	13
守山市	85,846	682.28	3	525.24	5	425.31	3	69.92	12
栗東市	70,520	745.32	9	481.63	1	376.36	1	46.80	7
野洲市	50,658	715.29	5	564.05	11	498.41	14	46.44	6
甲賀市	88,723	830.27	17	568.17	15	456.94	6	90.32	16
湖南市	54,069	719.84	6	508.46	2	427.61	4	68.22	11
高島市	45,909	863.55	18	697.09	20	634.84	20	46.96	8
近江八幡市	81,801	877.21	20	628.51	19	562.47	19	138.51	20
東近江市	112,209	757.00	13	543.63	8	483.41	12	36.43	2
日野町	20,878	758.24	14	567.44	13	521.64	16	37.30	3
竜王町	11,470	871.60	19	519.77	4	466.65	9	43.12	5
彦根市	111,254	791.99	16	605.91	18	514.28	15	83.65	15
愛荘町	21,238	623.95	1	530.93	6	488.09	13	7.08	1
豊郷町	7,139	755.11	11	590.15	17	537.34	18	54.73	10
甲良町	6,533	667.48	2	576.31	16	526.54	17	48.93	9
多賀町	7,438	708.59	4	567.90	14	481.58	11	38.94	4
滋賀県全体	1,259,226	763.11	—	559.79	—	470.73	—	84.04	—
全国	125,065,215	851.43	—	592.47	—	475.18	—	68.95	—

注) 1. 県内順位は小さい値からの順位付けを示しています。

2. 人口は計画収集人口を示しています。

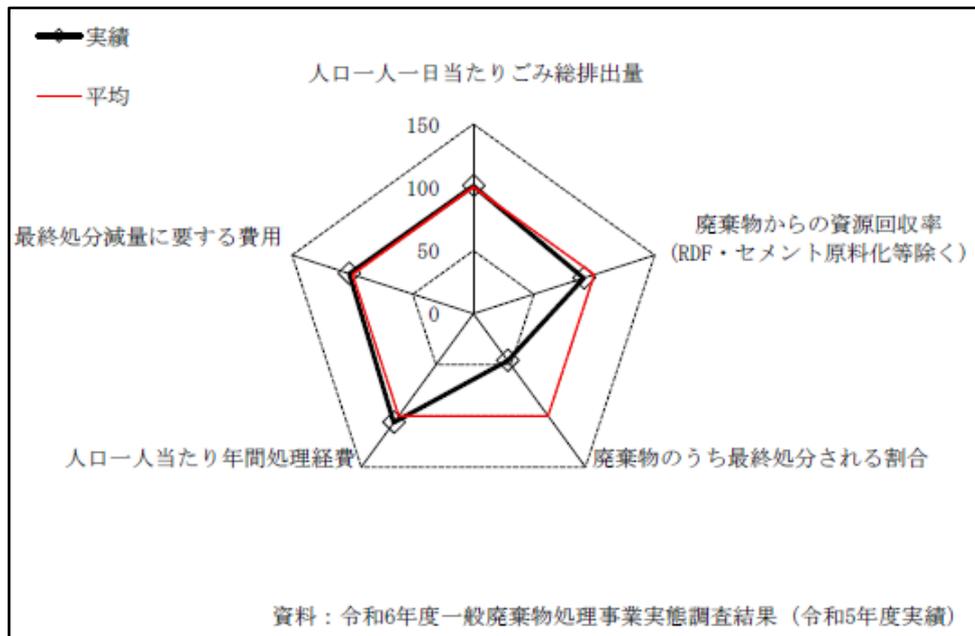
3. 一人1日当たりの排出量は、センターが整理している実績値を示しています。

3. 類似都市との比較

ここでは、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂）」（以下「システム指針」と示す。）の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、構成市のシステム指針による評価を行いました。評価に用いる指数値は平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

長浜市と類似都市との比較結果を図2-1-8及び表2-1-16に示します。長浜市では、“廃棄物からの資源回収率”及び“廃棄物のうち最終処分される割合”は指数値が平均を下回っていますが、他の指標は指数値が平均を上回っています。

次に、米原市と類似都市との比較結果を図2-1-9及び表2-1-17に示します。米原市では、“廃棄物のうち最終処分される割合”は指数値が平均を下回りますが、他の指標は指数値は平均を上回っています。



注) 各指標は大きい方、平均（赤線）より外側に出れば優れていることを示しています。

図2-1-8 類似都市との比較（長浜市）

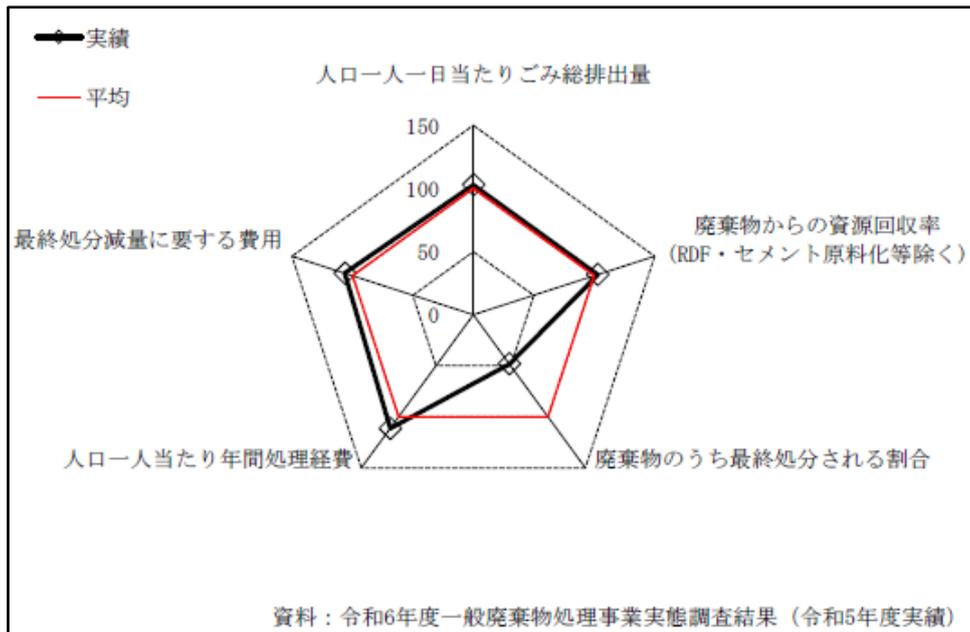
表2-1-16 類似都市データの概要（長浜市）

標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.756	0.138	0.083	14,140	52,443
最大	0.877	0.239	0.158	25,191	85,049
最小	0.624	0.096	0.011	7,922	29,854
標準偏差	0.066	0.032	0.035	4,072	14,403
長浜市実績	0.747	0.126	0.128	13,215	51,102
指数値	101.2	91.3	45.8	106.5	102.6

注) 1. 指数値は平均（100）より大きい方が優れていることを示しています。

2. 人口区分は、100,000人以上～150,000人未満

3. 産業構造は、2次・3次人口比95%以上、3次人口比65%未満



注) 各指標は大きい方、平均（赤線）より外側に出ている方が優れていることを示しています。

図2-1-9 類似都市との比較（米原市）

表2-1-17 類似都市データの概要（米原市）

標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.756	0.138	0.083	14,140	52,443
最大	0.877	0.239	0.158	25,191	85,049
最小	0.624	0.096	0.011	7,922	29,854
標準偏差	0.066	0.032	0.035	4,072	14,403
米原市実績	0.735	0.142	0.126	12,526	49,132
指数値	102.8	102.9	48.2	111.4	106.3

注) 1. 指数値は平均（100）より大きい方が優れていることを示しています。

2. 人口区分は、50,000人未満

3. 産業構造は、2次・3次人口比95%以上、3次人口比65%未満

第4節 ごみ処理の課題

1. ごみの発生・排出抑制、再資源化促進のための課題

(1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

過去5年間のごみ排出量について増減はあるものの家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ共に圏域全体量としては減少の傾向を示しています（図2-1-10参照）。

しかし、現計画で掲げたごみ減量目標値については、令和5年度実績において事業系ごみ排出量以外は達成できていない状況にあるため、ごみを発生させないことや排出抑制など、より一層のごみの減量の取組みが必要です。

また、リチウムイオン電池を起因とする収集車両や処理施設の火災事故が他自治体で増加してきているため、正しいごみの出し方を周知していく必要があります。

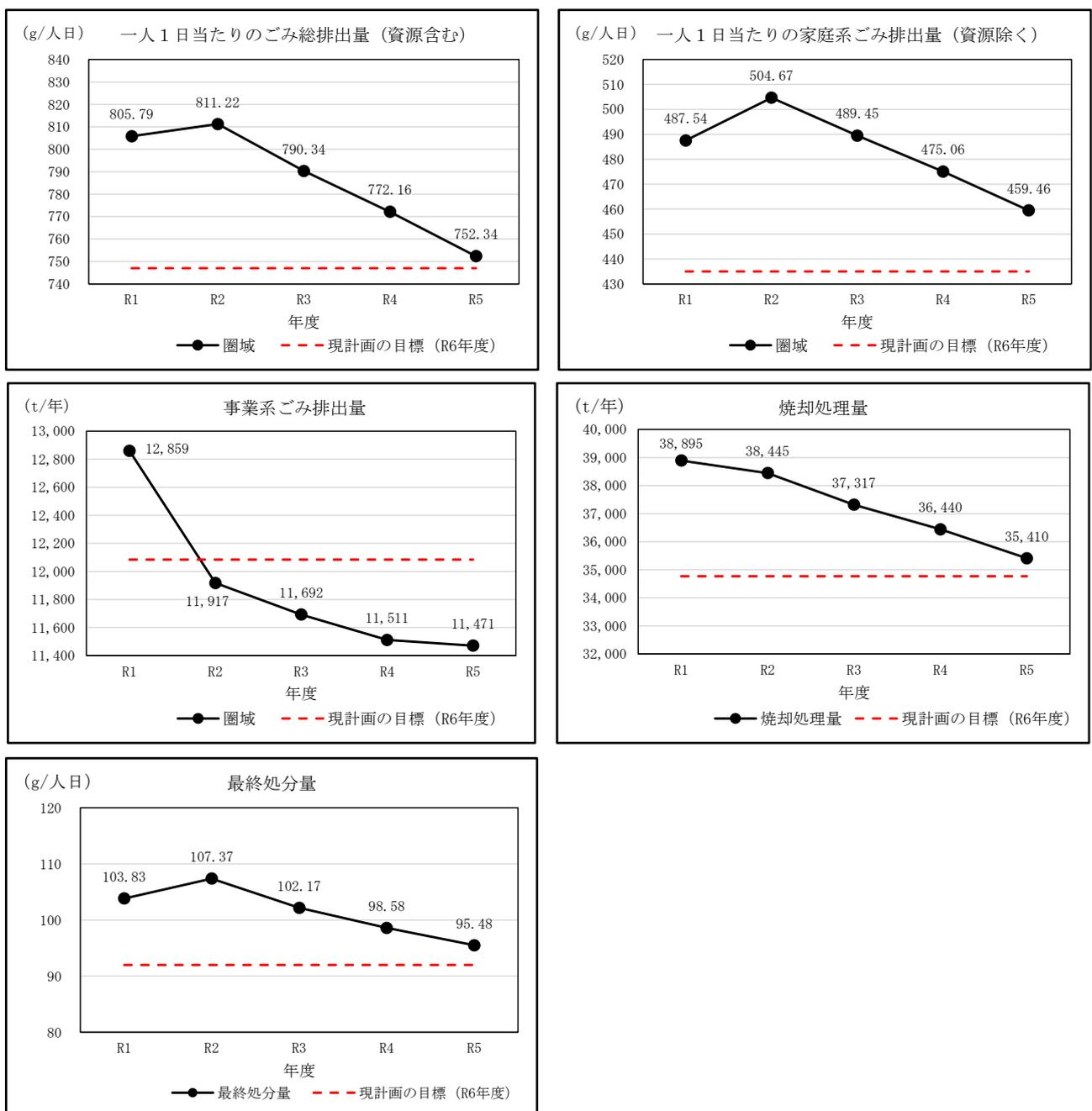


図2-1-10 ごみ排出量の推移

(2) 資源回収等に関する課題

資源ごみの回収は、行政による資源ごみ収集をはじめ集団回収が主な回収ルートになっていましたが、店頭回収をされる事業者が増えるなど、回収ルートが多様化してきています。

住民に対しては行政による収集以外にもこのような店頭回収も利用できることを周知していく必要があります。

一方、集団回収については、各活動に対する補助が縮小されたことなどが影響し、構成市において実績の把握が難しくなっている状況があります。

2. ごみの適正な処理等に関する課題

(1) ごみの収集運搬方法に関する課題

令和 10 年度の新施設稼働開始に合わせて、現在資源ごみであるプラスチック製容器包装と発泡スチロールは、可燃ごみとして焼却し、熱回収することになります。

このため、新施設が備え持つ機能を効率よく運用できるように努めるとともに、住民にとってわかりやすいごみの出し方とごみ減量に取り組みやすくなる収集運搬体制を構成市と連携して検討していく必要があります。

(2) 新ごみ処理施設に関する課題

令和 10 年 4 月からはクリスタルプラザとクリーンプラントに代わる新たなごみ処理施設として熱回収施設とリサイクル施設が稼働を開始します。

このうち、熱回収施設はエネルギー回収により発電を行い、リサイクル施設や先に稼働する汚泥再生処理センターに電力を供給する計画で、これらが一体となって機能することで一般廃棄物全体の効率的かつ適正な処理に資する計画です。

したがって、新ごみ処理施設は従来の衛生処理や公害防止のみならず、CO₂ 削減や持続可能な循環型社会の構築に寄与する複合施設となるため、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要となります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

地域の循環システムの構築

国の「第五次循環型社会形成推進計画～循環経済を国家戦略に～（令和6年8月）」では、「循環経済先進国として世界をリードしていくべき」として、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策をまとめています。

また、滋賀県では、「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年7月）」を策定し、「循環型社会の形成をより一層進める」としています。

本計画では、これらの上位計画を踏まえるとともに地域の特性を生かした循環型社会を念頭に「地域の循環システムの構築」を基本理念とします。

2. 基本方針

基本方針1

・リフューズ、リデュース、リユースの強化・推進

ごみの減量に向けて、これまでは3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、2Rとしてリデュース（発生・排出抑制）とリユース（再使用）を強化してきました。本計画では、更なる減量化を推進するうえで、これらに加えてリフューズ（発生回避）と言われる「ごみとなるものを買わない・もらわない」（そもそも発生させない）という概念を追加するものとします。

これにより、これまでの3Rにリフューズを加えた4Rとし、なかでも、「リデュース」、「リユース」と「リフューズ」を強化・推進します。

基本方針2

・各主体（市民・事業者・行政）の連携・協働

ごみの排出から再利用や最終処分に至るまでのすべての段階でかかわる「市民・事業者・行政」それぞれの連携・協働体系の強化を目指します。

基本方針3

・新施設の適切な運転管理の実施

熱回収施設及びリサイクル施設の運転管理はBTO方式により、施設の整備・運営事業を受注した企業グループによって設立された特別目的会社（湖北ハイトラスト株式会社）によって行われます。

したがって、当センターとしては、この事業の発注者として、施設の健全性を維持する保守・点検と適切な維持管理が確実に行われるよう、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを実施します。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1. 将来人口の予測

構成市における将来人口は、長浜市、米原市共に人口ビジョンを策定し将来人口の推計を行っています。

本計画では、構成市の人口ビジョンに示された将来人口を採用することとします。なお、人口ビジョンでは将来人口を5年ごとに示していることから、その間の4年間の人口については、直線的に推移するものとして補完することとします。

採用する構成市の将来人口は表2-2-1に示すとおりです。

表2-2-1 将来人口

単位：人

区分	年度	長浜市	米原市	圏域
実績	R1	118,103	38,992	157,095
	R2	117,116	38,614	155,730
	R3	116,087	38,235	154,322
	R4	115,358	37,917	153,275
	R5	114,223	37,455	151,678
将来人口	R6	111,891	37,673	149,564
	R7	109,558	37,890	147,448
	R8	108,676	37,768	146,444
	R9	107,794	37,646	145,440
	R10	106,912	37,524	144,436
	R11	106,030	37,402	143,432
	R12	105,147	37,280	142,427
	R13	104,237	37,150	141,387
	R14	103,327	37,020	140,347
	R15	102,417	36,890	139,307
	R16	101,507	36,760	138,267
	R17	100,598	36,631	137,229

注) マーカー部分は構成市の人口ビジョンで示されている人口を示します。

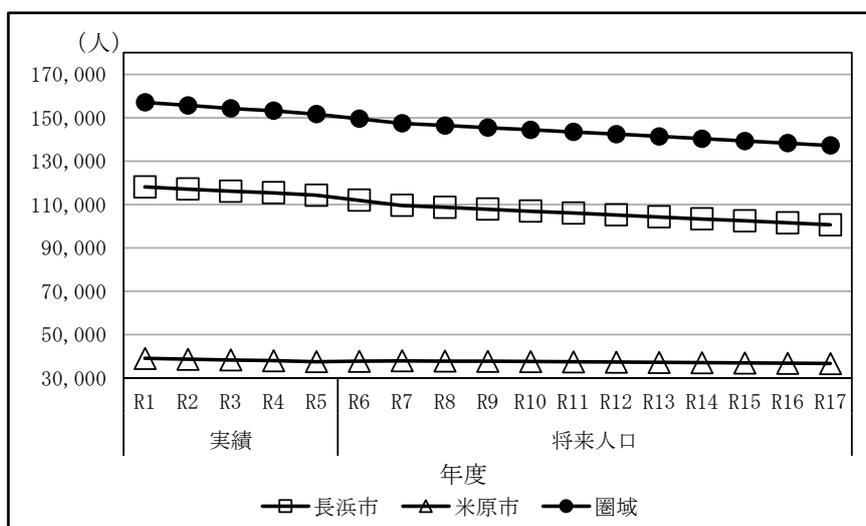


図2-2-1 人口予測結果

2. ごみ排出量及び処理量の予測

(1) ごみ排出量等の予測の考え方

ごみ排出量の将来推計は、まず、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについて、過去5年間の推移を基に推計を行います（以下「現状の施策推進を維持した場合」という。）。

この予測結果やごみ処理の課題等を踏まえて目標値を設定します。

(2) ごみ排出量の予測結果

圏域における現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量の予測結果は図2-2-2に示すとおりです。

令和2年度以降、いずれも減少傾向となっています。

目標年次の令和17年度には、現状の施策推進を維持した場合のごみ総排出量が34,572t/年（令和5年度比-17.2%）、ごみ総排出量原単位が688g/人日（同比-8.5%）となっています。

ごみ総排出量については、人口減少の影響により減少の割合が大きくなっているものと考えられます。

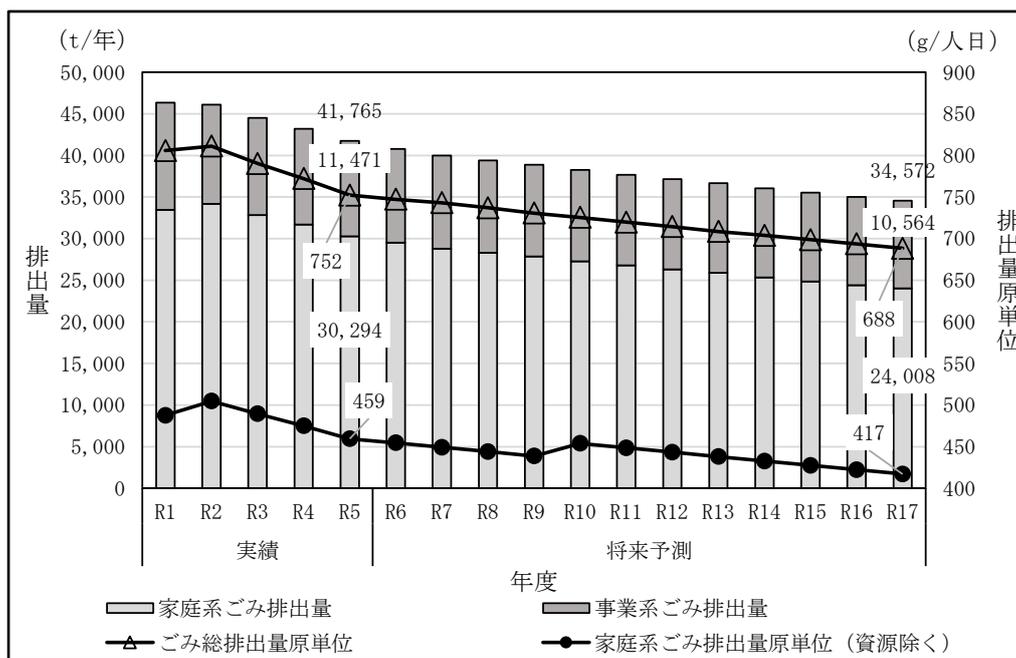


図2-2-2 現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量

3. 目標の設定

本計画では、第五次循環型社会形成推進基本計画及び第五次滋賀県廃棄物処理計画並びに構成市の環境基本計画を踏まえ、ごみの「発生回避」を第一に掲げ、次いで「排出抑制」、「再使用」を進める計画としています。

また、令和10年度に稼働を開始する新施設において適正処理を進めることとして、令和17年度を目標年次とした指標を設定しました。

目標値の設定にあたっては、前項に示した「現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量」の構成市ごとの結果を基本としたうえで、“ごみ処理の課題”、“ごみ発生・排出抑制等に係る施策”を踏まえて、実現可能な目標として各指標のごみ減量目標値を設定しました。

(1) 国の数値目標

第五次循環型社会形成推進基本計画では、表2-2-2に示すとおり数値目標が示されています。

表2-2-2 国における数値目標

指標	目標 R12
一人1日当たりの焼却量	約580g/人日
最終処分場の残余容量・残余年数	22年分を維持

(2) 滋賀県の削減目標

第五次滋賀県廃棄物処理計画では、削減目標を表2-2-3に示すとおり示しています。

表2-2-3 滋賀県における数値目標

目標項目	単位	実績値		削減目標
		H30	R1	R7
一人1日当たりごみ排出量 (対R元年度)	g/人日	834	837	804 (96.1% (3.9%減))
一人1日当たり最終処分量 (対R元年度)	g/人日	84	84	82 (97.6% (2.4%減))

(3) 目標値の設定

目標項目については、現計画の項目を継続して設定し、数値目標は表 2-2-4 に示すとおりとし、最終目標までのごみ排出量等の推移を図 2-2-3 に示します。

なお、現計画の策定時に検討し削除した「リサイクル率」については、「資源ごみは、可燃ごみなどと同様に排出抑制の観点から重要であることから、リサイクル率を上昇させることを目標とするのではない。」との現計画における考え方を踏襲することとして、引き続き設定しません。

表2-2-4 数値目標

目標項目		単位	目標年度	現状の施策推進を維持した場合の予測結果	ごみ減量目標値	備考 (R5 実績)
指標 1	一人1日当たりのごみ総排出量 (資源ごみ含む)	g/人日	R12	714	712	752
			R17	688	683	
指標 2	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	g/人日	R12	443	442	459
			R17	417	413	
指標 3	事業系ごみ排出量	t/年	R12	10,827	10,789	11,471
			R17	10,564	10,500	
指標 4	焼却処理量	t/年	R12	32,584	32,468	35,410
			R17	30,362	30,107	
指標 5	最終処分量	g/人日	R12	82	82	95
			R17	78	77	

数値目標の設定について

- ・指標 1 は、指標 2 及び指標 3 の目標を達成することによって達成可能な目標として、683g/人日（令和 5 年度実績の約 9%削減）を目標としました。
- ・指標 2 は令和 5 年度実績の約 10%削減を目標としました。
- ・指標 3 は現状の施策推進を維持した場合の予測結果（10,564t/年）を上回る数値目標として、10,500t/年（令和 5 年度実績の約 8.5%削減）を目標としました。
- ・指標 4 は、指標 1、2、3 の目標を達成することによって達成可能な目標として、30,107t/年（令和 5 年度実績の約 18%削減）を目標としました。
- ・指標 5 は、指標 1～4 が目標達成した場合に達成可能な目標として、77g/人日（令和 5 年度実績の約 19%削減）を目標としました。
- ・リサイクル率は引き続き設定しないものの、資源ごみは行政回収以外の店頭回収も利用できることを周知するなどし、可燃ごみや不燃ごみの減量化に繋がられるよう努めていきます。

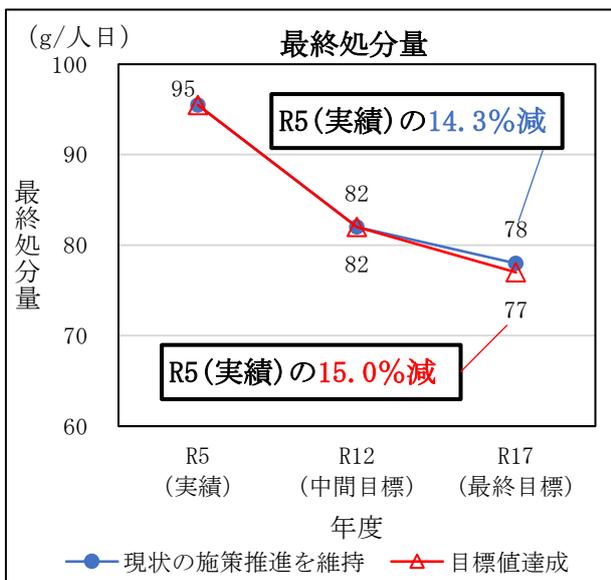
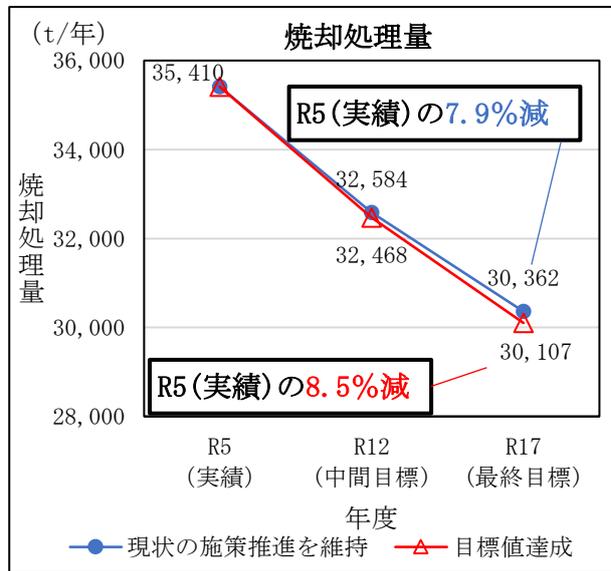
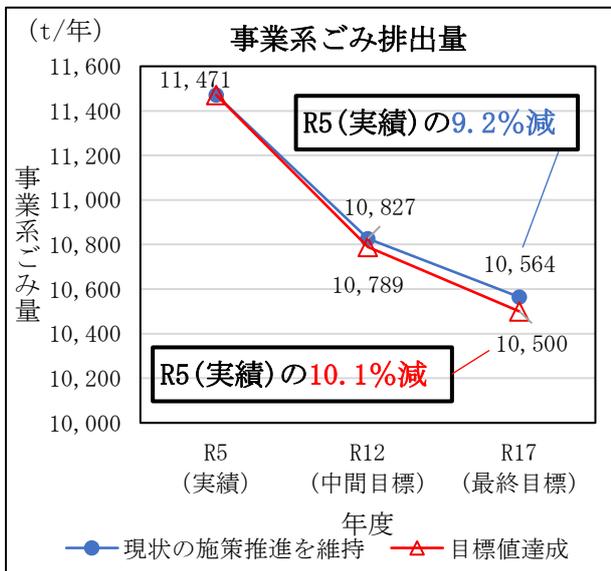
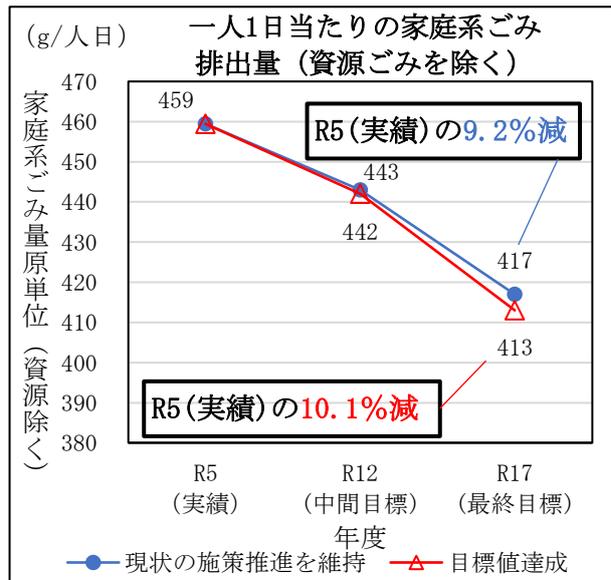
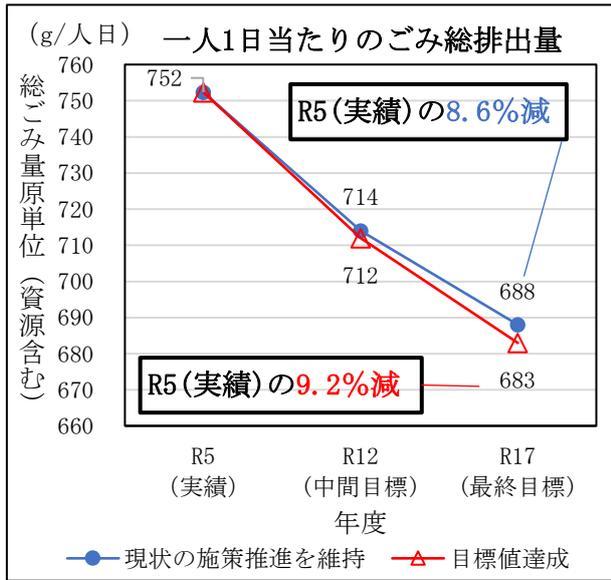
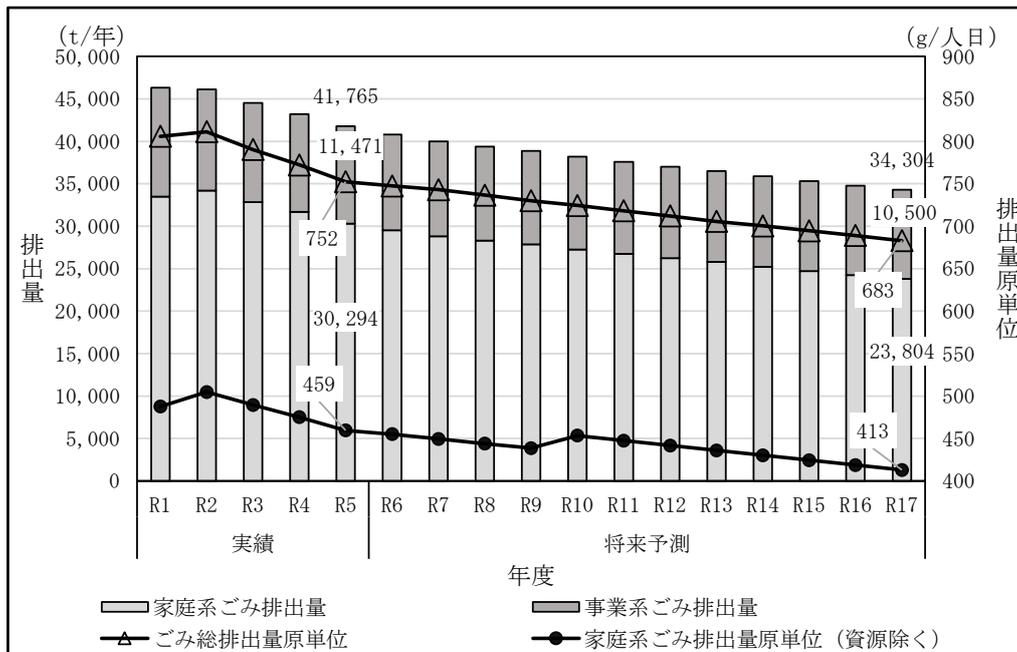


図2-2-3 最終目標までのごみ排出量等の推移

4. 目標値を達成した場合のごみ排出量

計画目標年次における指標と数値目標を達成した場合（以下「目標値を達成した場合」という。）のごみ排出量は図 2-2-4 に示すとおりです。

目標値を達成した場合の家庭系ごみ排出量原単位は、現状の施策を維持した場合に比べて 4g/人日（=417g/人日-413g/人日）減少し、また、同様に事業系ごみ排出量についてみると、64t/年（=10,564t/年-10,500t/年）となります。



注) 令和 10 年度の家庭ごみ排出原単位（資源除く）には新施設の稼働開始に伴い熱回収（サーマルリサイクル）する“プラスチック製容器包装”と“発泡スチロール”を含みますが減少します。

図2-2-4 目標値を達成した場合のごみ排出量

第3節 ごみ発生・排出抑制等のための取組み

1. 目標達成のための当センターが実施する施策

(1) 家庭系ごみの排出抑制・再資源化の促進

家庭系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

① 環境教育、普及啓発の充実

- 令和10年度からの熱回収施設及びリサイクル施設の稼働に伴い、ごみの搬入方法やごみの分別区分を変更するため、ごみ分別冊子の「家庭用こほくる〜る」を改訂し、正確な分別方法の周知を図ります。
- 当センター広報「湖北広域だより」やごみ分別アプリ、公式LINE、ホームページを通じて、市民に広く情報を発信します。
- ごみ処理の現状や処理方法に関する出前講座を実施し、また、積極的に施設見学を受け入れ、環境学習の拠点としてごみ処理をはじめとした環境に対する理解を促進します。

② 資源物の抜き取り防止対策

- 「湖北広域行政事務センター廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、集積所に適正に出された再生資源には当センターが所有権を有していますが、これらの抜き取りが散見されるため、集積所における粗大ごみ（自転車）や資源ごみからの抜き取り防止対策を検討します。

③ 住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供

- 住民ニーズや高齢化社会を背景として粗大ごみ戸別収集を直営で実施していますが住民ニーズの高まりを受けて、現状の収集体制を整理のうえ、粗大ごみ戸別収集のサービス向上を図るため、一般廃棄物（家庭系粗大ごみ）収集運搬業の許可または委託制度をはじめとした民間事業者のノウハウを活用できる制度を検討します。

④ 小型家電等の資源物の回収

- 現在の不燃ごみ・粗大ごみの中には小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物も含まれています。可能な範囲でこれらを選別し、回収します。

⑤ 家庭系ごみ処理手数料改定の検討

- 家庭系ごみ処理手数料は、令和3年7月に家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを当センターに持込む場合の処理手数料（ごみ指定袋で持ち込む場合を除く）を改定し、減量化を図ってきました。処理手数料については、一般廃棄物処理基本計画の見直しとあわせて概ね5年ごとに見直すこととしていることから、処理手数料の検証を行ったうえで改定の検討をします。

(2) 事業系ごみの排出抑制・再資源化の促進

事業系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

① 減量やリサイクルに関する積極的な情報提供

- 事業系ごみの処理方法等を具体的にまとめた分別・減量マニュアル「事業所用こほくる～る」を「家庭用こほくる～る」とあわせて改訂し、事業者にわかりやすいものとします。
- ホームページ、公式 LINE 等にて情報提供を随時行います。

② ごみ搬入時のチェック強化

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者等により搬入される可燃ごみについては、搬入時のチェックを強化し、不適物や古紙等資源物の搬入を規制します。

③ 事業系ごみ処理手数料改定の検討

- 事業系ごみ処理手数料は、令和 3 年 7 月に可燃ごみを持ち込む場合（ごみ指定袋で持ち込む場合を除く）について改定し、減量化を図ってきました。処理手数料については、一般廃棄物処理基本計画の見直しとあわせて概ね 5 年ごとに見直すこととしていることから、処理手数料の検証を行ったうえで改定の検討をします。

2. 目標達成のための構成市・市民・事業者の役割

目標達成のため、当センターが実施する施策に対し、構成市・市民・事業者の協力が必須です。また、各家庭・各事業所においても独自の4Rの取組を実施することが重要です。

(1) 構成市の役割（集積所にごみを出すまでの周知啓発）

① 環境教育、普及啓発の充実

- 広報紙・CATV・有線・インターネット等を活用した啓発を実施します。
- ごみの分別等についての出前講座を実施します。
- 住民相互が不用品の交換を行えるよう、不用品交換情報を提供し、リユースを促進します。

② 生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制

- 「食べ残しをしない」「料理をつくりすぎない」などを住民への啓発により食品ロス削減対策を拡充します。
- 生ごみを減量するための工夫や制度、生ごみ処理機の普及について積極的な広報活動に取り組みます。
- フードシェアリングサービスの紹介や連携を推進します。
- エコクッキングのレシピ情報発信やイベント等でのエコクッキング教室開催などにより食品ロス削減の啓発を図ります。
- フードバンクやフードドライブについて住民等の理解を深めるための情報発信をより強化します。
- 飲食店等を対象に「食べ残しをしない」取組（小盛りメニューの提供など）を実施する店舗の拡大を図ります。
- 除去した野菜や果物の皮を水に濡らさないようにしたり、茶がらをしっかりと水切りするなど、生ごみの水切り徹底の推進を強化します。
- 「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という「3010運動」を推進する店舗の拡充を図るとともに推進店舗を紹介します。



③ 容器包装廃棄物の排出抑制

- マイバッグ持参運動を強化するとともに、小売店等に対して過剰包装の自粛を働きかけ、レジ袋等の削減に努めます。
- リターナブルびんや詰め替え用容器式商品の利用（購入）の促進と、使い捨て商品の使用を抑制するなど、市民・事業者へ環境に優しい購買行動などの啓発を実施します。
- 事業者の過剰包装の自粛や詰め替え用容器式商品の販売の促進と、使い捨て商品の販売を抑制するなど環境配慮商品の提供などの取組を促します。
- 市職員等が率先してマイボトルの持参や過剰包装の辞退等を実施するよう促します。
- 学校や生涯学習・スポーツ施設等に設置する給水スポットマップの周知により、広く市民にマイボトル持参の習慣化に向けた働きかけを行います。

④ 排出抑制のための支援

- 環境推進員等による地域での取組を支援します。
- ごみ減量化に向けた市民活動（ごみ集積所の管理（自治会）やフードバンク活動（市民等）等）を支援します。

⑤ 事業系ごみの排出抑制

- 食品ロスを含む廃棄物の多量排出事業者に対して、一般廃棄物減量計画書の作成を働きかけます。
- 事業者の廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な取組を促します。
- 事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供を行います。
- 公用ごみの減量の取組をさらに推進します。

⑥ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- 構成市の公共施設において事務用品や日用品等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努めます。
- 電気自動車などのカーシェアリング、シェアサイクルなどのシェアリングエコノミーがすすむようにNPO法人や事業者を支援します。
- 廃食用油の回収について、情報提供や啓発を行い積極的な協力を促します。（米原市）
- 拠点回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用します。（米原市）

(2) 市民の役割

① 生ごみ（食品廃棄物）の減量化

- 更なる食品ロス削減に取り組めます。

【取組例】

- 料理をつくり過ぎない
 - 冷凍保存を活用する
 - 「賞味期限」を過ぎても、自分で食べられるか判断する
 - 買い物に行く前に冷蔵庫の在庫食品を確認する
 - 残さず食べる など
- 生ごみはぬらさないようにするなど工夫して、水切りに努めます。
 - 生ごみ処理機器等を活用して家庭内での堆肥化に努めます。
 - 廃食用油の回収に協力します。
 - 家庭での「食育」を通じて食に対する理解を深め残さず食べる意識を高めます。
 - フードシェアリングサービスの利用、エコクッキングの実践、フードバンクやフードドライブの利用など、行政が発信する情報を入手し積極的に参加します。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

- 買い物時には過剰包装を断り、マイバッグ運動に協力し、買い物袋を持参するなどレジ袋等のごみとなる物の受け取りを自粛します。
- 皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減します。
- リターナブルびん入り商品や詰め替え用容器式商品を積極的に利用（購入）します。

③ 資源等の分別排出

- 自治会等が実施する古紙等の集団回収活動などリサイクル活動や清掃活動等に積極的に参加します。
- リターナブルびんは、販売店等に返却するようにします。
- 食品トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用します。
- 当センターが実施する資源ごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方をを行います。
- 小型家電は、回収ボックスへの排出や、販売店への引き取りにより適正なルートでの処理、再資源化を行います。

④ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- リユースショップ、インターネットオークション、フリマアプリなど、行政や民間団体が提供する不用品交換情報やリユース市場等を活用して、家庭の不用品を必要な人に譲ります。

- リユース、シェアリングを積極的に活用します。
- 商品の購入は、何度も使えるもの・環境に配慮したものを選びます。
- トイレtp>ーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努めます。
- 壊れた製品等は直して使用するなど、できるだけ長期に利用するよう努めます。
- 市や団体などが実施している廃食用油の回収に協力します。

(3) 事業者の役割

① ごみ排出事業者での取組

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めます。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備します。
- 多量のごみを排出する事業所は、一般廃棄物減量化計画を作成し実行します。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図ります。
- 事業所内で発生する古紙等の資源物は、分別を徹底し資源回収業者へ出します。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進します。
- ごみを排出する場合は、当センターの施設へ直接搬入するか又は許可業者に委託します。
- センターホームページ・広報・事業所用こほくる～等を情報提供元としてごみ減量化やリサイクルの推進を図ります。

② 製造事業者での取組

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。
- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再生利用の意識高揚を行います。

③ 流通・販売事業者での取組

- 過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていきます。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努めます。
- 家電リサイクル法対象の家電4品目以外の家電製品等についても極力引き取るよう努めます。
- 消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。
- 消費者へ再生品の利用・促進を促します。

④ 飲食店・小売店等での取組

- 「食べ残しをしない」取組（小盛りメニューの提供など）を推進します。
- 「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」という「3010 運動」を推進します。
- 適正な生産・在庫管理を行い食品ロスの発生抑制に努めます。
- 食品を有効利用できるフードバンクやフードドライブ等に協力します。
- 使用済食用油の回収に協力し、活用を徹底します。

⑤ その他の取組

- リユース、シェアリングエコノミー活動に参加・協力します。
- 紙による広告やダイレクトメールの送付などは効率的な利用に取り組み、家庭等での紙類の削減につながるよう努めます。
- ごみ排出量削減につながる従業員の環境教育を推進し、廃棄物の分別・適正処理を徹底し、資源の回収に協力します。
- 廃棄物の少ない製品や流通方法の開発に努めます。

第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

(1) 計画の方針

分かりやすいごみ排出方法を周知することにより、ごみ出しルールの徹底を図り、効率的な収集運搬体制を確立していくものとします。

(2) ごみの分別区分及び収集・運搬体制

当センターは、令和10年4月稼働に向けて、新施設の整備を進めています。そこで、サーマルリサイクルを推進するために「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」の分別区分の変更が必要になります。ただし、当面はクリスタルプラザで「プラスチック製容器包装」等の現行の適正処理を継続するため、表2-2-5に示すとおり現状のごみの分別区分を継続します。今後は、表2-2-6に示すとおり令和10年度4月の新施設稼働（予定）に合わせて、現在分別収集している「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」を資源ごみから外し、熱資源として活用するため「可燃ごみ」とします。

収集・運搬体制は、当面現状どおりとし、令和9年度まで継続するものとしますが、令和10年度以降は、新施設が備え持つ機能を効率よく運用できるように努めるとともに、住民にとってわかりやすいごみの出し方とごみ減量に取り組みやすくなる収集運搬体制を構成市と連携して検討し実施していきます。

また、粗大ごみ戸別収集については許可業者等による収集制度を検討するなど収集サービスの向上等を目指すこととします。

表2-2-5 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（令和9年度まで）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接施設持込	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、ビデオテープ、紙おむつ等	週2回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、小型電気製品等	月1回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋5袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ (可燃性粗大ごみ含む)	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年2回エフ※	○	○※	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の申込があったもの	地域指定の収集日	自宅付近 (申込時に確認した場所)		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、アルミ缶・スチール缶	月2回回収容器	○	○
	スプレー缶 (燃料缶等)	カセットボンベ、ヘアスプレー缶、塗料用の缶、エンジンオイル缶、ガソリン容器等		○	○
	ガラスびん	無色びん	月2回各色別の回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月2回回収容器	○	○
	発泡スチロール		月2回回収容器	○	○
	プラスチック製容器包装		月2回透明袋	○	○
	紙パック		月2回回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月2回紐結束	○	×
		ダンボール		○	×
		雑誌・チラシ		○	×
	古布(古着)		月2回透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月2回回収容器	○	○
	ライター		月2回回収容器	○	○
使用済み蛍光管		年2回回収容器	○	○	

※エフは無料での集積所収集用の札で当該年度のみ有効です。施設持込への使用はできません。

表2-2-6 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（令和10年度以降）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接施設持込	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、ビデオテープ、紙おむつ、プラスチック製容器包装・発泡スチロール ^{※1} 等	週2回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、小型電気製品等	月1回指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋5袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ (可燃性粗大ごみ含む)	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年2回エフ ^{※2}	○	○ ^{※1}	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の申込があったもの ^{※3}	地域指定の収集日	自宅付近 (申込時に確認した場所)		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、アルミ缶・スチール缶	月2回回収容器	○	○
	スプレー缶 (燃料缶等)	カセットボンベ、ヘアスプレー缶、塗料用の缶、エンジンオイル缶、ガソリン容器等		○	○
	ガラスびん	無色びん	月2回各色別の回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月2回回収容器	○	○
	紙パック		月2回回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月2回紐結束	○	○
		ダンボール		○	○
		雑誌・チラシ		○	○
	古布(古着)		月2回透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月2回回収容器	○	○
ライター		月2回回収容器	○	○	
使用済み蛍光管		年2回回収容器	○	○	

※1 収集運搬体制の検討により、収集方法を変更することがあります。

※2 エフは無料での集積所収集用の札で当該年度のみ有効です。施設持込への使用はできません。

※3 許可業者等による収集制度導入によって変更することがあります。

(3) 収集・運搬量の見込み

家庭系ごみの収集・運搬量の見込みは、表 2-2-7 に示すとおりです。

いずれの分別区分も減少傾向にあり、令和 17 年度の収集・運搬量は、可燃ごみ 16,364 t、不燃ごみ 1,229 t、粗大ごみ 728 t、資源ごみ 3,062 t を見込んでいます。

表2-2-7 収集・運搬量の見込み

単位：t/年

分別区分	実績値	推計値	
	R5 (現状)	R12 (中間目標)	R17 (目標年度)
可燃ごみ	19,664	18,117	16,364
不燃ごみ	1,814	1,462	1,229
粗大ごみ	827	760	728
資源ごみ	4,788	3,268	3,062
合計	27,093	23,607	21,383

2. 中間処理計画

(1) 計画の方針

当センターでは、適正な維持管理及び極力減量化・減容化・資源化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、現計画改定時に新施設ではプラスチック製容器包装や発泡スチロールについて、現状と同様にリサイクルすることと燃やして熱回収することを比較して経済的、環境的な評価した結果、環境的には同等であるが、経済的には熱回収したほうが有利という結果となったことから、プラスチック製容器包装や発泡スチロールをサーマルリサイクルに利用することとしており、このことを踏まえて、適正な維持管理及び定期的な点検補修を行うことにより安定した運転を継続します。

(2) 運営・管理体制

中間処理は、当面現状どおりとし、令和 9 年度まで継続するものとします。

一方、新施設が稼働を開始する令和 10 年 4 月からは、BTO方式による施設の整備・運営事業を受注した企業グループが設立した特別目的会社（湖北ハイトラスト株式会社）によって行われます。

当センターは、この事業の発注者として、施設の健全性を維持する保守・点検と適切な維持管理が確実に行われるよう、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを実施します。

(3) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理の方法は表 2-2-8 に示すように、令和 9 年度までは現行の処理体制を維持し、今後の排出状況や関係法令の改正等に応じて変更していくものとします。

一方、令和 10 年度以降は、一部、マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルへの転換を図っていきます。そのため、令和 10 年度以降の中間処理対象ごみ及び処理方法を表 2-2-9 及び図 2-2-5 に示すように変更していきます。

表2-2-8 中間処理対象ごみ及び処理方法（令和9年度まで）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ		クリスタルプラザ	焼却	焼却残渣：埋立処分
資源ごみ	ガラスびん	クリスタルプラザ	一時保管	資源回収業者引渡
	古布（古着）			
	紙パック		一時保管・圧縮梱包	選別残渣：焼却処理 資源化物：資源回収業者引渡 再資源化業者引渡
	プラスチック製 容器包装			
	発泡スチロール			
	ペットボトル	—	—	資源回収業者売却
	空き缶			
	古紙			
	使用済み乾電池類	クリーンプラント	一時保管	資源回収業者引渡
	使用済み蛍光管			
ライター	破碎選別		可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 鉄類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡	
不燃ごみ （破碎ごみ）	クリーンプラント	※小型家電は破碎前 に選別	資源回収業者 売却	
粗大ごみ （破碎ごみ）				
粗大ごみ （自転車）		一時保管		自転車：資源回収業者 売却

表2-2-9 中間処理対象ごみ及び処理方法（令和10年度以降）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ （プラスチック製容器包装、 発泡スチロールを含む）		熱回収施設 （焼却施設・ バイオガス化施設）	焼却	焼却残渣：埋立処分又は 有効利用
資源ごみ	ガラスびん	リサイクル施設	一時保管	資源回収業者引渡
	古布（古着）			
	紙パック		※ペットボトル、空 き缶、古紙は一般 持込分のみ一時保 管し、収集分は直 接資源回収業者に 引渡	
	ペットボトル			
	空き缶			
	古紙			
	使用済み乾電池類			
	使用済み蛍光管			
ライター	破碎選別	可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 鉄類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡		
不燃ごみ （破碎ごみ）	※小型家電は破碎前 に選別	資源回収業者 売却		
粗大ごみ （破碎ごみ）				
粗大ごみ （自転車）	一時保管		自転車：資源回収業者 売却	

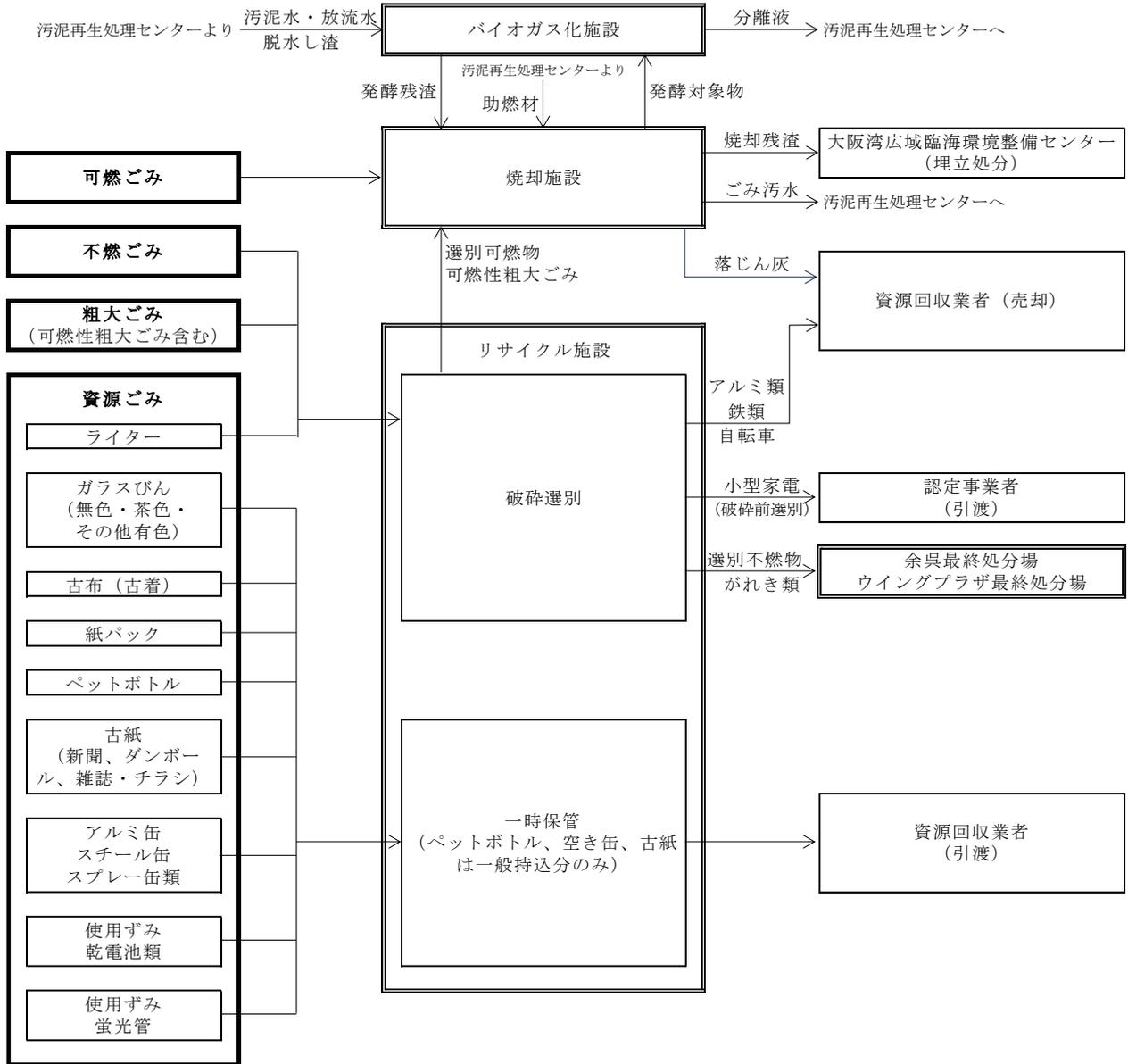


図2-2-5 処理フロー（令和10年度以降）

(4) 中間処理量の見込み

当センターの中間処理施設における中間処理量の見込みは、表2-2-10に示すとおりです。

令和17年度の中間処理量は、焼却処理量30,107t、破碎選別処理3,097t、一時保管836tを見込んでいます。

表2-2-10 中間処理量の見込み

単位：t/年

分別区分	実績値	推計値	
	R5 (現状)	R12 (中間目標)	R17 (目標年度)
焼却処理	35,410	32,468	30,107
破碎選別処理	4,169	3,449	3,097
一時保管	1,971	920	836

注) 推計値の焼却処理には「プラスチック製容器包装」及び「発泡スチロール」を含みます。

3. 最終処分計画

(1) 計画の方針

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

(2) 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物及び最終処分方法を表 2-2-11 に示します。

当センターにおける最終処分は、ウイングプラザ最終処分場及び余呉一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。

なお、焼却残渣の埋立は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）に委託しています。

表2-2-11 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物		ウイングプラザ 最終処分場	余呉一般廃棄物 最終処分場	大阪湾広域臨海 環境整備センター
不燃ごみ (直接埋立ごみ)	ガレキ等	○	○	—
	河川清掃ごみ 火災ごみ	○	—	—
破砕選別残渣	不燃物	○	○	—
焼却残渣	主灰、固化飛灰、 燃え殻の金属屑等	—	—	○

(3) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、表 2-2-12 に示すとおりです。

令和 17 年度の最終処分量は 3,885 t で、焼却残渣が 2,877 t、その他（不燃残渣等）が 1,008 t を見込んでいます。

表2-2-12 最終処分量の見込み

単位：t/年

分別区分	実績値	推計値	
	R5 (現状)	R12 (中間目標)	R17 (目標年度)
焼却残渣	4,082	3,120	2,874
その他（不燃残渣等）	1,218	1,144	1,008
合計	5,300	4,264	3,882

第3章 ごみ処理の施設の整備に関する事項

当センターでは、令和10年4月に稼働予定の新施設の整備を進めています。

国は平成30年6月に閣議決定した「新一般廃棄物処理施設整備計画（平成30年度から令和4年度までを計画期間）」において、以下のとおり定めています。

- ・再使用、再生利用、熱回収の順に可能な限り循環的な利用を徹底することに加えて、大規模災害に備えて広域圏での処理体制を構築し、各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとし、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靱化を確保することとしています。
- ・廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の実現を促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしています。

本章では、上記の内容を考慮して定めた「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成28年3月改訂）」を踏まえた上で、ごみ処理施設の整備を進めています。

第1節 施設整備の基本理念

基本理念は、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成28年3月改訂）」で以下のとおり定めています。

【施設整備の基本理念】

廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行う上で環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本理念を遵守する事が重要である。

近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいることから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減及び温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。

このことから、次期施設の整備に当たっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。

第2節 現有施設の概況

当センターの現有施設については、「第2編第1章第1節3. 中間処理施設・最終処分場の現状」に記載したとおりです。ここでは、各施設の稼働状況等については表2-3-1に示します。

表2-3-1 現有施設の稼働状況等

施設名	稼働状況等
クリスタルプラザ (焼却施設、リサイクル施設)	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月稼働開始し、稼働後26年経過しています。 関係地元自治会との協定書により稼働開始後30年で移転することが定められています。 施設維持管理の中長期計画を策定し、令和9年度までの施設稼働を計画しています。 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持しています。
クリーンプラント (粗大ごみ処理施設、最終処分場)	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年4月稼働開始し、稼働後35年経過しています。 施設維持管理の中長期計画を策定し、令和9年度までの施設稼働を計画しています。 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持しています。 最終処分場は平成27年3月に埋立を完了し、廃止に向けて、適正な維持管理を行っています。
伊香クリーンプラザ (焼却施設、破碎選別施設)	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年4月稼働開始しています。 一部の資源ごみの一時保管のみ実施しています。 焼却施設は、平成25年4月から稼働を休止し、現在クリスタルプラザへ統合しています。 不燃・粗大ごみの破碎選別施設は、平成28年4月から稼働を休止し、現在クリーンプラントへ統合しています。
ウイングプラザ (最終処分場)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月埋立開始しています。 (計画埋立期間は、令和27年3月までの30年間) 令和5年11月時点で、埋立容量(97,000 m³)に対する残余容量は82,964 m³であり、残余率は85.5%となっており、埋立年数には余裕があります。
余呉一般廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月埋立開始し、稼働後40年経過しています。 管理は委託により月数回の点検を実施しています。 令和5年11月時点で、埋立容量(35,800 m³)に対する残余容量は11,669 m³であり、残余率は32.6%となっており、埋立年数には余裕があります。 特別豪雪地帯に位置しており、毎年12月頃～翌年5月頃まで積雪により、搬入ができないが、浸出水処理施設の維持管理は通年で実施しています。

第3節 新施設（エコパーク湖北）の規模及び概要

1. 新施設の基本概念（コンセプト）

新施設のコンセプトは、以下のとおりです。

・ 環境保全に配慮した安心な施設

法で定める環境・安全基準に基づき施設周辺の生活環境の保全に努めるとともに、周辺の自然環境や景観との調和にも十分配慮した施設とします。

・ 安全で安定的な稼働ができる施設

一般廃棄物処理を安定かつ確実に実行できる施設とし、地震等の自然災害にも強い事故のない安全な施設。また、災害時に避難所機能等を有する防災拠点となる施設とします。

・ 環境型社会形成に貢献できる施設

処理により発生する熱エネルギーを効率的に最大限有効活用し、低炭素社会や環境型社会の構築に貢献できる施設とします。

・ 市民に親しまれる施設

市民が集い、憩うことができ、施設見学やごみ処理学習等を通じて、環境教育・環境学習の拠点となるような施設とします。

・ 経済性に配慮した施設

施設の処理性能を維持し、環境面・安全面に十分配慮したうえで、設備の合理化・コンパクト化に基づく、建設費及び維持管理費のコスト削減を図れる施設とします。

2. 新施設の特徴

新施設の特徴は、表 2-3-2 に示すとおりです。

表2-3-2 新施設の特徴

項目	特徴
施設の一極集中	新施設では、各地に点在していた施設を一箇所に集約します。同一敷地内に各施設を一極整備することにより、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の処理を施設間で連携させ、総合的な廃棄物処理システムを構築し、効率的な施設整備を図ることで、コスト削減につなげます。
二酸化炭素の削減	新たに整備する施設は、同一敷地内に一括事業として整備を行います。熱回収施設はバイオガス化施設を併設することにより、生ごみ等を発酵させ、メタンガスとしてより効率よくエネルギーを回収し、CO ₂ の大幅な削減、環境負荷の低減を図ります。
エネルギー利活用計画	ごみの焼却により発生する熱及びバイオガスは主に発電に利用します。電力は施設内での利用を優先し、余剰電力分は売電により収益を運営費に充当します。将来は他の公共施設等への供給、非常時の電力供給等次世代へつながる利活用をします。発電以外にも余熱を利用し、場内スロープのロードヒーティングを整備します。また、将来に向け、場外への温水供給も可能となります。

3. 新施設の規模及び概要

新施設の規模及び概要は表 2-3-3 に示すとおりであり、これらの施設に加えて、汚泥再生処理センター（処理能力：183kℓ/24h）を併設しています。

新施設は同一敷地内にそれぞれの施設を集約し、施設間の連携を図った施設整備としています。

表2-3-3 新施設の概要

施設	規模等	概要
熱回収施設 (焼却施設)	処 理 方 式 : ストーカ方式 処 理 能 力 : 124t/24h (62t/24h×2 炉) 動物炉 1 炉 タービン定格出力 : 3,690kW 発 電 効 率 : 24.7%	可燃ごみや可燃性粗大ごみ等を焼却処理し、発電・余熱の回収を行う施設
熱回収施設 (バイオガス化施設)	発 酵 設 備 : 乾式メタン発酵設備 (横型) 処 理 能 力 : 25t/24h 発 電 出 力 : 242kW	可燃ごみ中に含まれる生ごみ・紙類等をメタン発酵により適正に処理する施設
リサイクル施設	破 碎 設 備 : 低速回転破砕機 + 高速回転破砕機 処 理 能 力 : 21t/5h ストックヤード : 約 440 m ²	不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別、有価物を回収する施設

第4章 その他のごみ処理に関し必要な事項

第1節 適正処理困難物等処理計画

1. 適正処置困難物対策の推進

(1) 回収・処理ルートが確立されているもの

以下に示す適正処理困難物については、それぞれのルートで処理すべく構成市を通じ今後とも啓発に努めるとともに、それぞれの引取り・処理・処分事業者についても一層の協力を求めます。

1) 指定適正処理困難物

廃棄物処理法で指定されている廃スプリングマットレス、廃自動車タイヤ、廃テレビ、廃冷蔵庫のうち、廃スプリングマットレス以外は業界による引取システムが整備されており、そのルートに則って処理されています。

2) 家電リサイクル法による指定適正処理困難廃棄物

家電リサイクル法で指定されているテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、液晶・プラズマテレビについてもすでに家電メーカーによる回収・リサイクルのルートが確立されています。

3) 資源有効利用促進法による指定適正処理困難廃棄物

資源有効利用促進法で指定されているパソコン・小型二次電池（充電式）についてもメーカーや電器店等による回収・再資源化が図られています。

4) 医療系廃棄物

危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具（注射針、点滴チューブ等）は、現在各医療機関へ持ち込むことでの引取り・処分を依頼しており、今後も医師会を通じて更なる協力を要請します。

(2) その他の適正処理困難物

バッテリー、オートバイ、ピアノ、LPガスボンベ、FRP製品、消火器等にそれぞれの購入時の店舗へ持ち込むことで処理ルートが敷かれています。不完全な部分もあり、さらに調査のうえ処理ルートを明確にします。

廃スプリングマットレス、耐火金庫、塗料や溶剤、農薬や化学薬品等については製造・販売事業者の個別的な対応に任されている現状を踏まえ、広域的な回収システムが構築されるよう滋賀県を通じて国に要請します。

2. 有害廃棄物対策の推進

特別管理一般廃棄物等の有害廃棄物処理対策の推進を図ります。

(1) 特別管理一般廃棄物

1) ばいじんの処理

焼却施設で発生する「ばいじん」としての飛灰については安定化处理し、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）へ搬入しています。今後も環境保全と労働安全の向上に努めます。

2) 医療系廃棄物対策の推進

医療系廃棄物については、前項目の1. (1) 4) に示したとおりです。

(2) その他の有害廃棄物

廃冷蔵庫・エアコンのフロンガス抜き取りについては、家電リサイクル法により家電メーカーによる回収が義務づけられ、そのルートで処理されていることから、今後さらに市民・販売店等に啓発と周知徹底を図ります。

第2節 計画実施スケジュール

1. 進行管理計画

(1) 進行管理

本計画の進行管理においては、図 2-4-1 に示す Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、目標値や施策の進捗状況を継続的に点検し、改善を図っていくものとします。特に、本計画の策定から5年を目処に計画の見直しを行い、新たな施策の導入、社会情勢の変化への対応を検討します。なお、計画の見直しに当たっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。また、計画の進捗状況を当センターホームページ等で公表します。

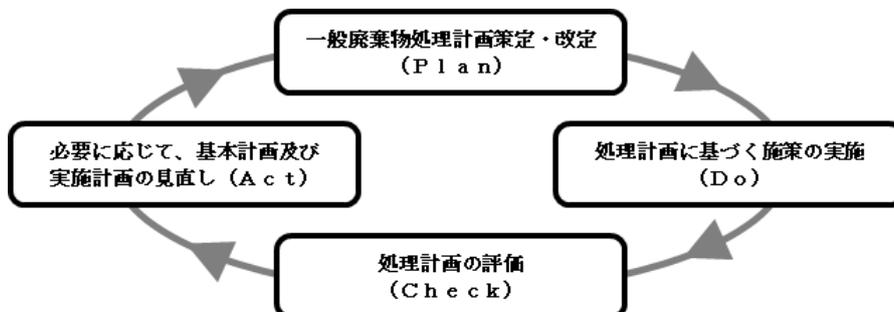


図2-4-1 進行管理 (PDCA サイクル) の概念図

(2) チェック体制の検討

計画の見直しに当たって、本計画で定めた目標値に対する達成状況の検証や、施策の実施状況とその効果についての評価は、当センターと構成市である長浜市、米原市の三者で、毎年度、減量目標の達成状況、各施策の取組状況、問題点、改善点等を協議していきます。

2. 計画実施スケジュール

本計画の実施スケジュールは表 2-4-1 に示すとおりです。

表2-4-1 計画実施スケジュール

施策		年度										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
排出抑制・再資源化促進のための施策	家庭系ごみの排出抑制・再資源化促進	①環境教育、普及啓発の充実										
		②資源物の抜き取り防止対策										
		③住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供										
		④小型家電等の資源物の回収										
		⑤家庭系ごみ処理手数料改定の検討										
	事業系ごみの排出抑制・再資源化促進	①減量やリサイクルに関する積極的な情報提供										
		②ごみ搬入時のチェック強化										
		③-1 事業系ごみ処理手数料改定の検討										
施設整備	新ごみ焼却施設(熱回収施設)	実施設計・建設 → 稼働										
	リサイクル施設											
計画の進行管理		PDCAサイクルによる進行管理										
							見直し					

第3編 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水処理の現状及び課題

第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理体系の概要

令和5年度現在の生活排水処理体系の概要を図3-1-1に示します。

圏域で発生する生活雑排水及びし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び当センターのし尿処理施設である第1プラントで処理していますが、一部の生活雑排水（単独処理浄化槽とし尿汲み取りの家庭分）は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥については、令和7年9月まで第1プラントで処理しています。なお、令和7年10月からは汚泥再生処理センターで処理します。

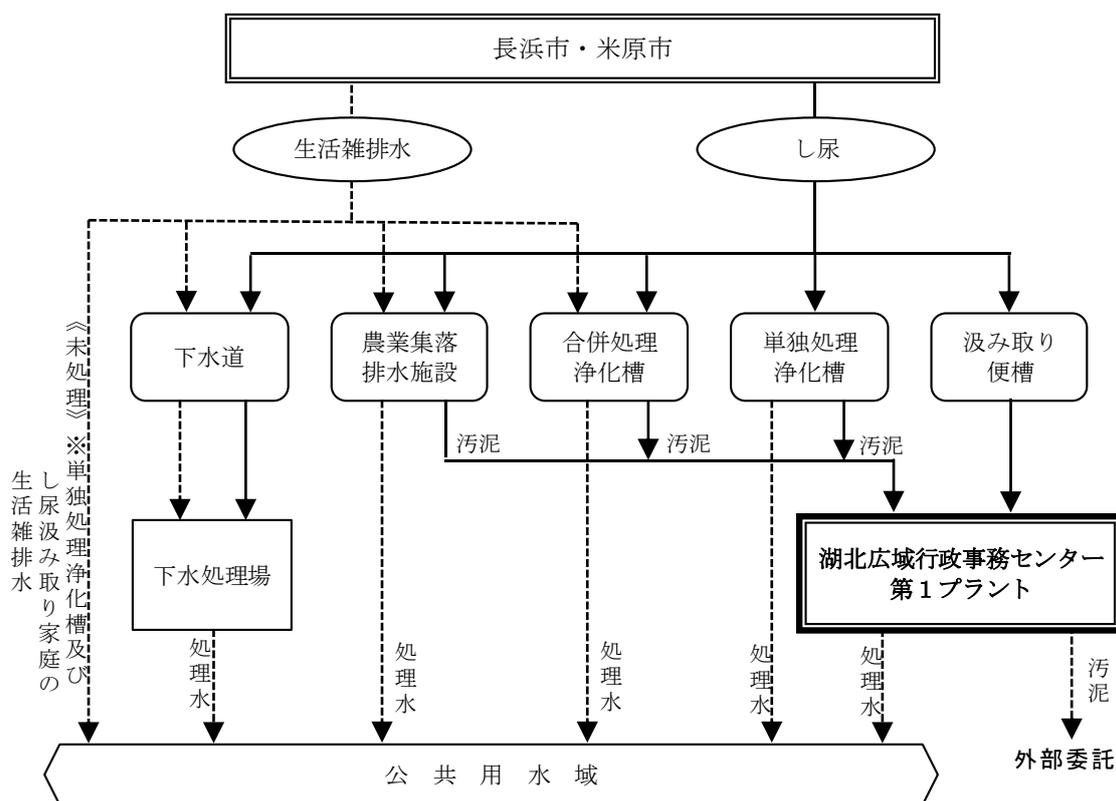


図3-1-1 現状の生活排水処理体系（令和5年度現在）

※平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、圏域では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

2. 生活排水処理形態別人口の実績

圏域における生活排水処理形態別人口の実績を表3-1-1及び図3-1-2に示します。

令和5年度現在では計画処理区域内人口151,678人のうち146,318人については、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の適正処理がなされており、圏域の生活排水処理率（生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合）は96.5%となっています。

表3-1-1 圏域の生活排水処理形態別人口の実績

(各年度10月1日現在)

単位：人

区分	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678
水洗化・生活雑排水処理人口	150,368	149,643	148,311	147,599	146,318
生活排水処理率	95.7%	96.1%	96.1%	96.3%	96.5%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	2,634	2,503	2,360	2,106	1,971
下水道	123,000	123,061	123,757	124,831	125,639
農業集落排水施設	24,734	24,079	22,194	20,662	18,708
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,679	2,478	2,603	2,360	2,278
非水洗化人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
し尿収集人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注)「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」において、10月1日現在の人口を採用していることから、各年度10月1日の人口としています。

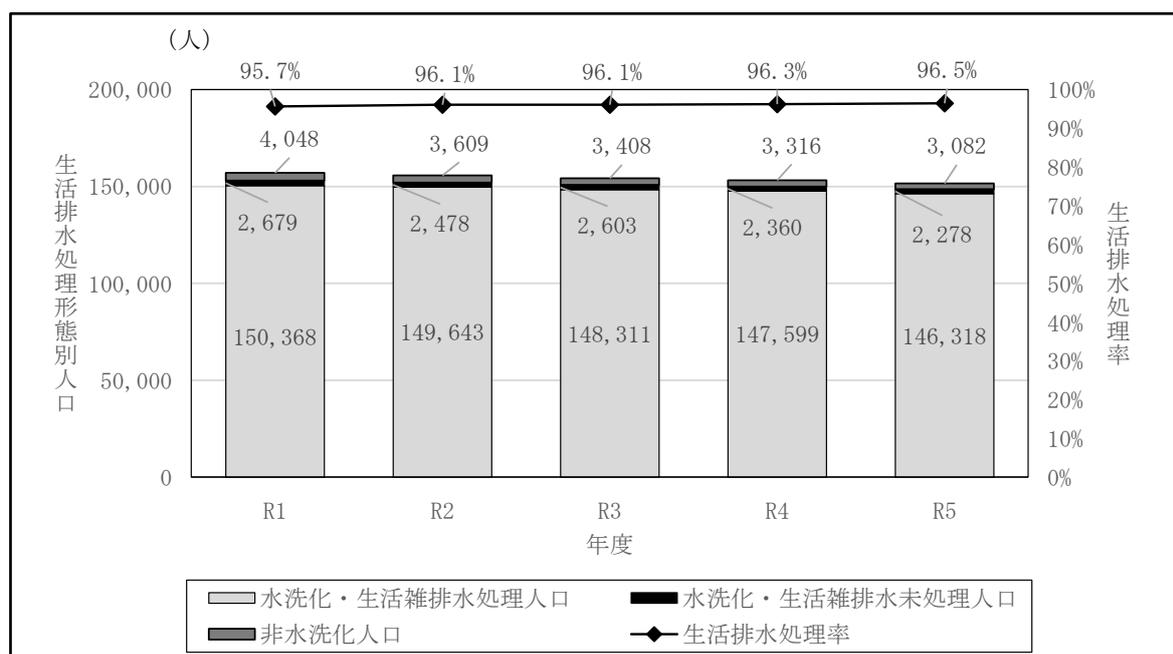


図3-1-2 圏域の生活排水処理形態別人口の推移

3. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

圏域は、琵琶湖流域下水道東北部処理区に含まれており、構成市では人口密集地域は、流域関連公共下水道により下水道の整備を図ることとしています。

東北部処理区は、図 3-1-3 に示すように彦根市や長浜市、米原市をはじめとする県東北部の 4 市 4 町を対象としています。

下水処理場の概要を表 3-1-2 に示します。当該処理場は昭和 61 年度から処理場敷地造成工事に着手、平成 3 年 4 月に処理能力 5,200 m³/日で供用開始し、その後、増設を行い、令和 5 年度末現在 120,750 m³/日の処理能力を有しています。

また、構成市の計画概要は、表 3-1-3 に示すとおりです。

表3-1-2 下水処理場の概要（全体計画）

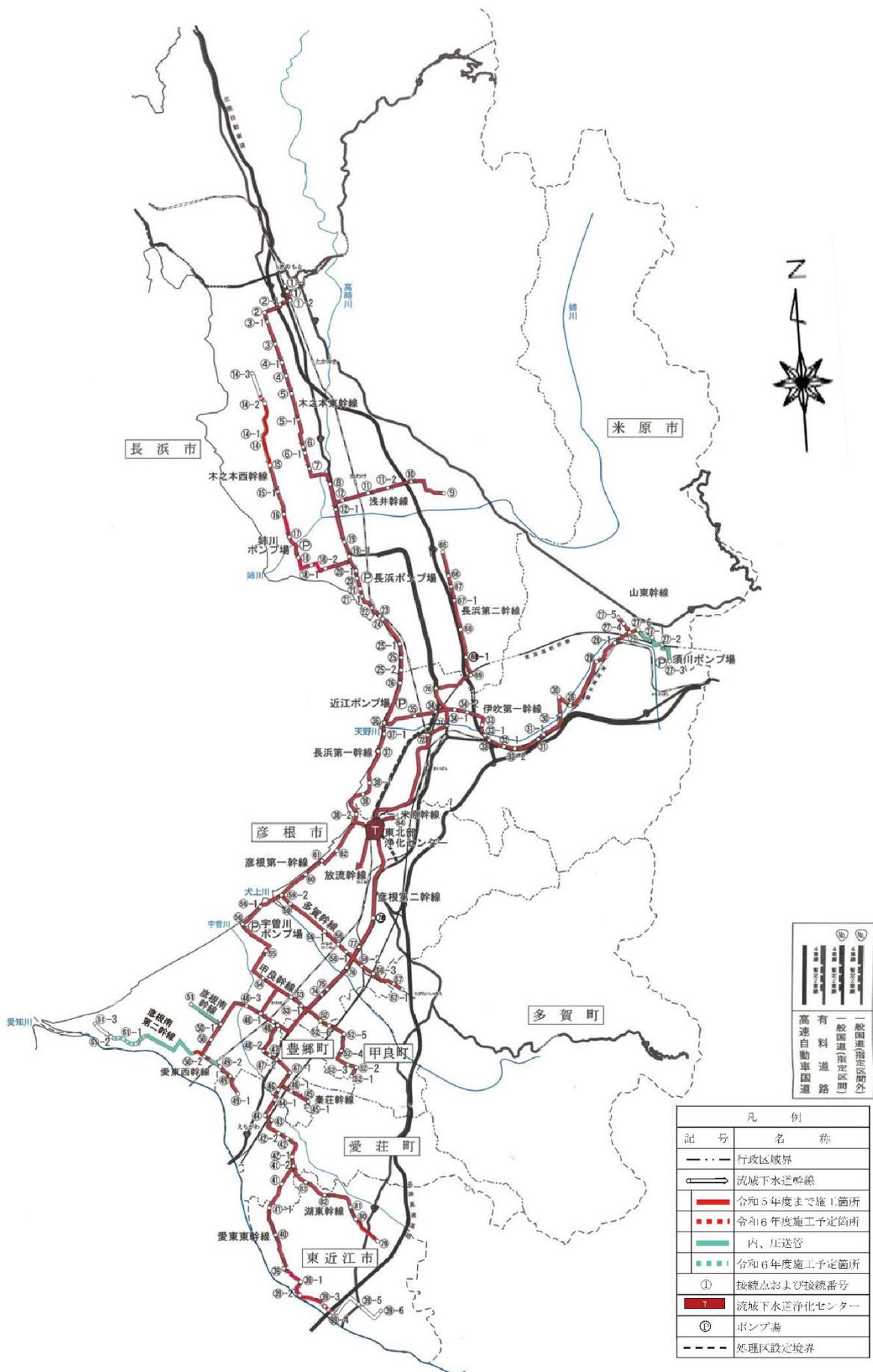
施設名称	東北部浄化センター	
位置	彦根市松原町及び米原市磯地先	
処理場面積	約 46.7ha	
下水排除方式	分流式	
処理方式	凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速濾過法	
処理能力	全体計画	156,800 m ³ /日
	令和 5 年度末現在	120,750 m ³ /日
処理区域面積	全体計画：	14,423.0ha
	令和 5 年度末現在	10,583.8ha
処理対象人口	全体計画	275,700 人
	令和 5 年度末現在	279,188 人
関係市町	4 市 4 町	
供用開始	平成 3 年 4 月 1 日	

出典) 令和 6 年度 滋賀県の下水道事業

表3-1-3 構成市における下水道事業の概要（令和 5 年度末）

区分	全体計画			事業計画		
	目標年度	処理区域 (ha)	処理人口 (人)	目標年度	処理区域 (ha)	処理人口 (人)
長浜市	R27	5,328.4	94,000	R7	4,753.9	106,830
米原市	R27	2,190.2	28,600	R7	1,987.0	33,540

資料) 各市資料より



出典)「令和6年度 滋賀県の下水道事業 滋賀県琵琶湖環境部」

図3-1-3琵琶湖流域下水道 東北部処理区幹線管渠及びポンプ場図

令和5年度末現在の下水道整備の状況は表3-1-4に示すとおりです。

圏域における普及率は87.1%、水洗化率は95.1%となっており、構成市別で見ると、長浜市では普及率85.6%、水洗化率95.0%、米原市では普及率91.6%、水洗化率95.4%となっています。

表3-1-4 公共下水道の整備状況（令和5年度末現在）

区分	敷地面積 (ha)		行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 (人)		水洗化人口(人)		
		整備率			普及率		水洗化率	
長浜市	長浜地域	3,920.40	98.7%	113,297	97,014	85.6%	92,153	95.0%
	合計	3,920.40	98.7%	113,297	97,014	85.6%	92,153	95.0%
米原市	山東地域	489.82	100.0%	11,171	8,970	80.3%	8,315	92.7%
	伊吹地域	330.10	100.0%	4,766	3,863	81.1%	3,848	99.6%
	米原地域	566.74	100.0%	11,074	11,070	100.0%	10,504	94.9%
	近江地域	390.79	100.0%	10,204	10,200	100.0%	9,857	96.6%
	合計	1,777.45	100.0%	37,215	34,103	91.6%	32,524	95.4%
圏域合計		5,697.85	99.1%	150,512	131,117	87.1%	124,677	95.1%

資料) 各市資料より

(2) 農業集落排水施設

圏域における農業集落排水施設の概要を表3-1-5(1)～(2)に示します。

長浜市で41地区、米原市で9地区の合計50地区で処理が行われておりますが、今後、長浜市で24地区、米原市で5地区の施設については公共下水道に順次接続していく予定です。

令和5年度末現在の処理区域内での農業集落排水施設の接続率は、長浜市が97.6%、米原市が94.0%となっており、圏域では97.0%となっています。

表3-1-5(1) 農業集落排水施設の整備状況

地域名	処理区名	計画人口(人)	供用開始年月	令和5年度末実績			備考		
				区域内人口(人)	接続人口(人)	接続率			
長浜市	長浜地域	今	360	H3.4	—	—	—	公共下水道へ接続	
		鳥羽上	510	H6.2	296	293	99.0%	鳥羽上町	令和7年下水道に接続予定
		常喜本庄	1,350	H6.6	855	852	99.6%	常喜町・本庄町	令和7年下水道に接続予定
		八条	450	H7.5	269	264	98.1%	八条町	令和7年下水道に接続予定
		泉国友郷	1,380	H8.1	1,023	1,010	98.7%	下之郷町・国友町・泉町	令和7年下水道に接続予定
		神田	1,620	H9.5	1,161	1,141	98.3%	加田町・加田今町	令和6年下水道に接続予定
		西黒田南	980	H11.4	562	532	94.7%	名越町・布勢町・小一条町	令和8年下水道に接続予定
		小計	6,650		4,166	4,092	98.2%		
	浅井地域	浅井	370	S63.9	—	—	—	公共下水道へ接続	
		田根北	450	H4.3	—	—	—	公共下水道へ接続	
		七尾南	860	H6.11	571	568	99.5%	今荘町・相撲庭町	令和6年下水道に接続予定
		小計	1,680		571	568	99.5%		
	びわ地域	美浜	1,040	S60.4	—	—	—	公共下水道へ接続	
		南浜	880	S61.5	—	—	—	公共下水道へ接続	
		益田	750	S63.4	—	—	—	公共下水道へ接続	
		稲葉	950	H1.6	—	—	—	公共下水道へ接続	
		下八木	710	H1.6	—	—	—	公共下水道へ接続	
		早崎	500	H3.8	—	—	—	公共下水道へ接続	
		川道	1,280	H3.12	—	—	—	公共下水道へ接続	
		難波	1,390	H4.10	814	741	91.0%	難波町・落合町・錦織町・新居町・野寺町	令和6年下水道に接続予定
	小計	7,500		814	741	91.0%			
	湖北地域	尾上	1,460	S60.8	324	317	97.8%	湖北町尾上・湖北東尾上町	令和8年下水道に接続予定
		海老江	280	S61.5	—	—	—	公共下水道へ接続	
		湖北南	650	S63.10	—	—	—	公共下水道へ接続	
		湖北北	1,000	H1.6	—	—	—	公共下水道へ接続	
		山脇河毛	620	H2.10	—	—	—	公共下水道へ接続	
		五大田	490	H2.11	—	—	—	公共下水道へ接続	
		湖北西	790	H4.4	497	490	98.6%	湖北町今西・湖北町延勝寺	令和6年下水道に接続予定
山本		1,330	H5.4	863	852	98.7%	湖北町山本	令和7年下水道に接続予定	
津里石川		300	H6.4	190	188	98.9%	湖北町津里・湖北町石川	令和8年下水道に接続予定	
賀小今		340	H6.4	257	251	97.7%	湖北町賀・湖北町小今	令和7年下水道に接続予定	
丁野二俣		1,760	H7.4	594	591	99.5%	小谷丁野町・湖北町二俣	令和7年下水道に接続予定	
小谷南		950	H9.3	551	544	98.7%	小谷郡上町・小谷美濃山町・湖北町別所・湖北町留目・湖北町伊部	令和8年下水道に接続予定	
上下山田		580	H10.8	343	329	95.9%	小谷上山田町・下山田	令和9年下水道に接続予定	
小計	10,550		3,619	3,562	98.4%				
高月地域	高野	310	H3.5	—	—	—	公共下水道へ接続		
	馬上	610	H3.6	379	379	100.0%	高月町馬上	令和9年下水道に接続予定	
	小計	920		379	379	100.0%			

表 3-1-5(2) 農業集落排水施設の整備状況

地域名	処理区名	計画人口(人)	供用開始年月	令和5年度末実績			備考	
				区域内人口(人)	接続人口(人)	接続率		
木之本地域	杉野	910	H20	385	322	83.6%	木之本町金居原・木之本町杉野・木之本町杉本・木之本町音羽	
	小計	910		385	322	83.6%		
余呉地域	川並	925	S63.7	297	297	100.0%	余呉町川並・余呉町八戸 令和12年下水道に接続予定	
	下余呉	540	H2.7	350	350	100.0%	余呉町下余呉 令和11年下水道に接続予定	
	中之郷	1,460	H3.7	448	441	98.4%	余呉町中之郷 令和13年下水道に接続予定	
	東野	1,190	H5.10	528	526	99.6%	余呉町東野・余呉町今市・余呉町新堂の一部 令和14年下水道に接続予定	
	片岡南部	780	H8.6	403	394	97.8%	余呉町文室・余呉町国安・余呉町新堂・余呉町池原 令和15年下水道に接続予定	
	丹生	750	H12.12	297	291	98.0%	余呉町上丹生・余呉町下丹生	
	坂口	250	H13.9	118	116	98.3%	余呉町坂口 令和10年下水道に接続予定	
	小谷柳ヶ瀬	280	H13.10	117	103	88.0%	余呉町小谷・余呉町柳ヶ瀬 令和17年下水道に接続予定	
	椿坂	100	H15.3	33	33	100.0%	余呉町椿坂	
	中河内	90	H16.3	21	21	100.0%	余呉町中河内	
	菅並	250	H16.3	46	46	100.0%	余呉町菅並	
	小計	6,615		2,658	2,618	98.5%		
	西浅井地域	八田部	410	S63.6	224	219	97.8%	西浅井町八田部
山門中		470	H4.5	294	292	99.3%	西浅井町山門・西浅井町中	
塩津浜		850	H6.5	381	373	97.9%	西浅井町塩津浜	
庄		790	H6.11	310	305	98.4%	西浅井町庄・西浅井町大浦の一部	
黒山		160	H1.6	79	79	100.0%	西浅井町黒山	
岩熊		410	H6.7	228	225	98.7%	西浅井町岩熊	
山田小山		300	H7.8	135	131	97.0%	西浅井町山田・西浅井町小山	
塩津中部		1,260	H10.5	437	433	99.1%	西浅井町祝山・西浅井町野坂・西浅井町塩津中・西浅井町横波	
塩津北		520	H10.4	244	239	98.0%	西浅井町沓掛・西浅井町集福寺	
大浦		2,040	H10.7	676	671	99.3%	西浅井町大浦・西浅井町菅浦の一部	
月出		100	H11.10	—	—	—	西浅井町月出(※小規模集合排水処理施設)	
菅浦		580	H12.7	127	107	84.3%	西浅井町菅浦	
余		570	H13.7	318	307	96.5%	西浅井町余	
小計		8,460		3,453	3,381	97.9%		
長浜市 合計	43,285		16,045	15,663	97.6%			
米原市	山東地域	菅江	160	H2.1	—	—	—	公共下水道へ接続
		清滝	330	H5.1	—	—	—	公共下水道へ接続
		山室	370	H8.1	218	218	100.0%	山室 令和7年下水道に接続予定
		朝日	1,070	H9.6	753	714	94.8%	朝日、野一色の一部 令和9年下水道に接続予定
		夫馬	400	H9.8	273	273	100.0%	夫馬 令和9年下水道に接続予定
		龍ヶ鼻	1,120	H11.8	615	569	92.5%	烏脇、坂口、村居田、井之口の一部 令和11年下水道に接続予定
		梓河内	1,150	H13.4	327	310	94.8%	梓、河内
	小計	4,600		2,186	2,084	95.3%		
	伊吹地域	甲津原	330	H9.7	74	74	100.0%	甲津原
		姉川北部	430	H9.11	149	134	89.9%	曲谷、甲賀、吉槻
		伊吹中部	850	H13.3	366	334	91.3%	上板並、下板並、大久保、小泉(下井を除く) 令和12年下水道に接続予定
		伊吹東部	510	H15.3	308	272	88.3%	藤川、寺林、上平寺
	小計	2,120		897	814	90.7%		
米原市 合計	6,720		3,083	2,898	94.0%			
圏域合計	50,005		19,128	18,561	97.0%			

(3) 合併処理浄化槽

圏域における合併処理浄化槽の設置基数を表3-1-6に示します。

長浜市と米原市では浄化槽設置整備事業による補助金交付要綱を定め、公共下水道の認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域や、下水道又は農業集落排水施設の整備が見込まれない地域を対象に、合併処理浄化槽の普及を推進しています。

表3-1-6 合併処理浄化槽設置基数の実績

単位：基（累計）

区分		R1	R2	R3	R4	R5	
長浜市	住宅用	浄化槽市町村整備推進事業					
		浄化槽設置整備事業（補助）	99	102	103	103	104
		民間設置浄化槽	53	52	52	53	53
		計	152	154	155	156	157
	住宅以外（施設等）浄化槽	427	417	411	473	472	
	合計	579	571	566	629	629	
米原市	住宅用	浄化槽市町村整備推進事業					
		浄化槽設置整備事業（補助）	80	80	79	81	60
		民間設置浄化槽	334	334	328	331	255
		計	414	414	407	412	315
	住宅以外（施設等）浄化槽	102	91	90	95	92	
	合計	516	505	497	507	407	
圏域	住宅用	浄化槽市町村整備推進事業					
		浄化槽設置整備事業（補助）	179	182	182	184	164
		民間設置浄化槽	387	386	380	384	308
		計	566	568	562	568	472
	住宅以外（施設等）浄化槽	529	508	501	568	564	
	合計	1,095	1,076	1,063	1,136	1,036	

第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況

1. 収集・運搬体制

圏域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表3-1-7に示します。

収集・運搬は当センターが主体となって、し尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者がそれぞれ収集・運搬を行っています。

表3-1-7 収集・運搬体制

区域	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター
収集・運搬	委託業者（5社）	許可業者（7社）

出典）令和6年度 湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理実施計画（し尿処理）

2. 収集・運搬量の実績

圏域の収集・運搬量の実績を表3-1-8及び図3-1-4に示します。

収集・運搬量はし尿、浄化槽汚泥ともに公共下水道の普及に伴い減少していますが、令和5年度の一人1日平均排出量（以下「原単位」という。）は、し尿が2.84L/人日、浄化槽汚泥は1.83L/人日となっており、浄化槽汚泥の原単位は増加傾向にあります。

また、構成市では下水道に接続した農業集落排水施設について、清掃を実施して発生した最終清掃汚泥についても収集・運搬して処理をしていますが、本計画では、これらの汚泥の発生は一時的なものであることから、各表からは除外して整理しています。なお、最終清掃汚泥の排出量の実績は表3-1-9に示すとおりです。

表3-1-8 圏域の収集・運搬量の実績

区分		R1	R2	R3	R4	R5
収集人口 (人)	し尿	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
	浄化槽	30,047	29,060	27,157	25,128	22,957
	計	34,095	32,669	30,565	28,444	26,039
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	4,088	3,940	3,631	3,514	3,200
	浄化槽	17,113	17,019	16,437	16,029	15,406
	計	21,201	20,959	20,068	19,543	18,606
原単位 (L/人日)	し尿	2.76	2.99	2.92	2.9	2.84
	浄化槽汚泥	1.56	1.60	1.66	1.75	1.83

注) 浄化槽人口及び浄化槽汚泥量には、農業集落排水の処理人口及び汚泥量を含みます。

原単位：収集量÷365（366）日÷収集人口

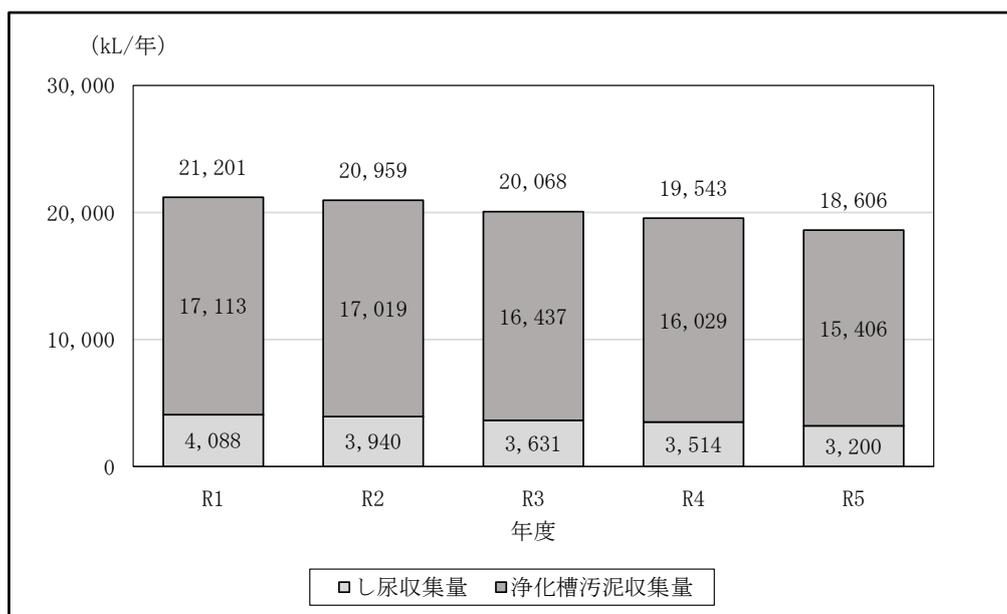


図3-1-4 圏域のし尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

表3-1-9 農業集落排水施設の最終清掃汚泥排出量

区分	R1	R2	R3	R4	R5
長浜市	387	510	850	2,520	2,520
米原市	0	307	0	289	0
圏域	387	817	850	2,809	2,520

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況

1. 処理・処分体制

当センターにより収集・運搬したし尿及び浄化槽汚泥は、表 3-1-10 に示す当センターの汚泥再生処理センターで全量処理します。

汚泥再生処理センターは、施設集約型として整備する新施設の一翼を担う施設として整備し、他の施設（熱回収施設及びリサイクル施設）に先行して、令和7年10月から稼働しています。

汚泥再生処理センターでは、処理過程で発生する汚泥は、助燃剤化処理により焼却施設で焼却処理し、処理水は下水道に放流します。

なお、熱回収施設（焼却施設及びバイオガス化施設）及びリサイクル施設が稼働開始する令和10年度からは収集・運搬したし尿及び浄化槽汚泥の処理はもとより、焼却施設で発生するごみ汚水の一部やバイオガス化施設で発生する分離液も合わせて処理します。処理後の汚泥については助燃剤化処理して焼却施設の助燃剤として利用し、処理水の一部はバイオガス化施設で利用します。

表3-1-10 し尿処理施設の概要

施設名称	湖北広域行政事務センター 汚泥再生処理センター
設置主体	湖北広域行政事務センター
所在地	滋賀県長浜市木尾町字込田他
供用開始	令和7年10月1日
処理能力	83kL/日（し尿：10kL/日、浄化槽汚泥：33kL/日、バイオマス化施設分離水：40L/日）
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理
放流先	公共下水道
汚泥処理	汚泥助燃剤化処理（焼却施設で焼却）
管理・運営	委託（湖北ハイトラスト（株））

2. 処理・処分量の実績

第1プラントにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理実績は、表3-1-11及び図3-1-5に示すように年々減少しており、令和5年度の年間日平均処理量57.7kL/日は、処理能力157kL/日の約37%となっています。

また、浄化槽汚泥の混入比率は年々増加しており、令和5年度で84.9%と計画条件の22%（施設規模157kL/日のうち浄化槽汚泥：35kL/日の比率）を大きく上回っています。

過去3年間の第1プラントにおける月別搬入量及び変動係数の推移を表3-1-12及び図3-1-6に示します。過去3年間の月最大変動係数（1.21～1.39）の平均値は1.31です。

表3-1-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理実績（第1プラント）

区分		R元	R2	R3	R4	R5
年間処理量 (kL/年)	し尿	4,088	3,940	3,631	3,514	3,200
	浄化槽汚泥	17,113	17,019	16,437	16,029	15,406
	計	21,201	20,959	20,068	19,543	18,606
日平均処理量 (kL/日)	し尿	11.2	10.8	9.9	9.6	8.7
	浄化槽	46.8	46.6	45.0	43.9	42.1
	計	57.9	57.4	55.0	53.5	50.8
浄化槽汚泥混入率		80.7%	81.2%	81.9%	82.0%	82.8%
汚泥処理残渣量 (t/年)		100	93	105	104	122

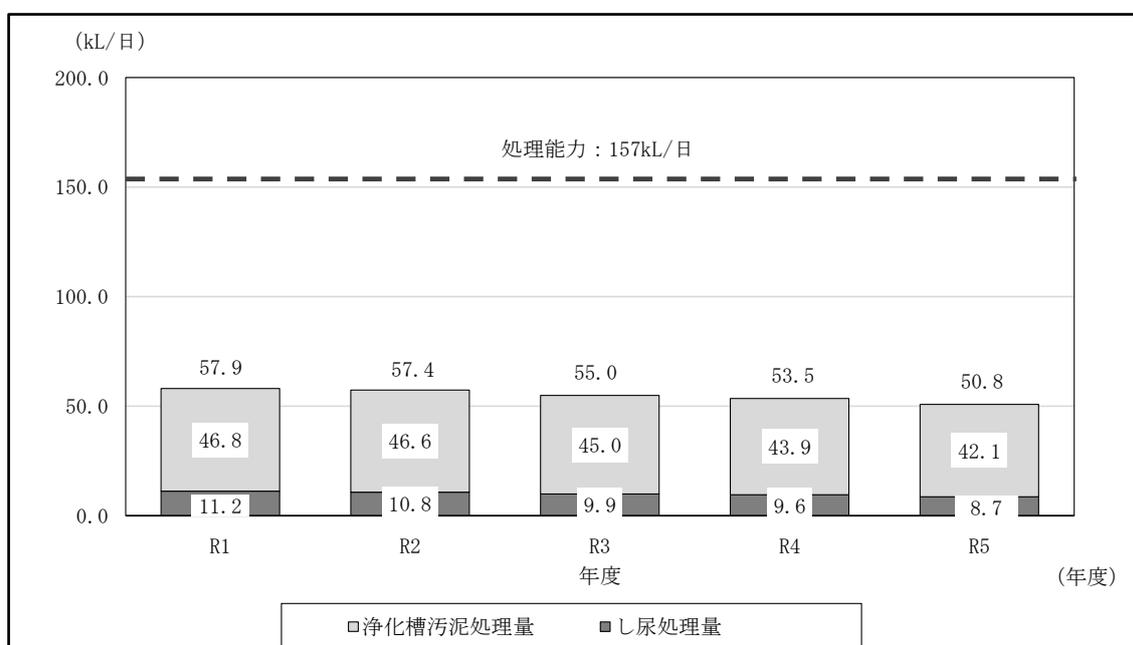


図3-1-5 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移（第1プラント）

表3-1-12 月別搬入量の実績

	R3			R4			R5			平均
	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	
4月	1,765	58.83	1.07	1,592	53.07	0.99	1,736	57.87	1.14	1.07
5月	1,693	54.61	0.99	1,742	56.19	1.05	1,769	57.06	1.12	1.05
6月	1,893	63.10	1.15	1,810	60.33	1.13	1,600	53.33	1.05	1.11
7月	1,634	52.71	0.96	1,671	53.90	1.01	1,703	54.94	1.08	1.02
8月	1,839	59.32	1.08	1,591	51.32	0.96	1,642	52.97	1.04	1.03
9月	1,836	61.20	1.11	1,577	52.57	0.98	1,507	50.23	0.99	1.03
10月	1,753	56.55	1.03	1,600	51.61	0.96	1,528	49.29	0.97	0.99
11月	1,728	57.60	1.05	1,799	59.97	1.12	1,680	56.00	1.10	1.09
12月	1,591	51.32	0.93	1,700	54.84	1.02	1,436	46.32	0.91	0.95
1月	1,324	42.71	0.78	1,317	42.48	0.79	1,167	37.65	0.74	0.77
2月	1,267	45.25	0.82	1,507	53.82	1.01	1,320	47.14	0.93	0.92
3月	1,745	56.29	1.02	1,637	52.81	0.99	1,518	48.97	0.96	0.99
計	20,068			19,543			18,606			
日平均		54.98			53.54			50.84		最大変動係数の平均値
最大			1.15			1.13			1.14	1.14

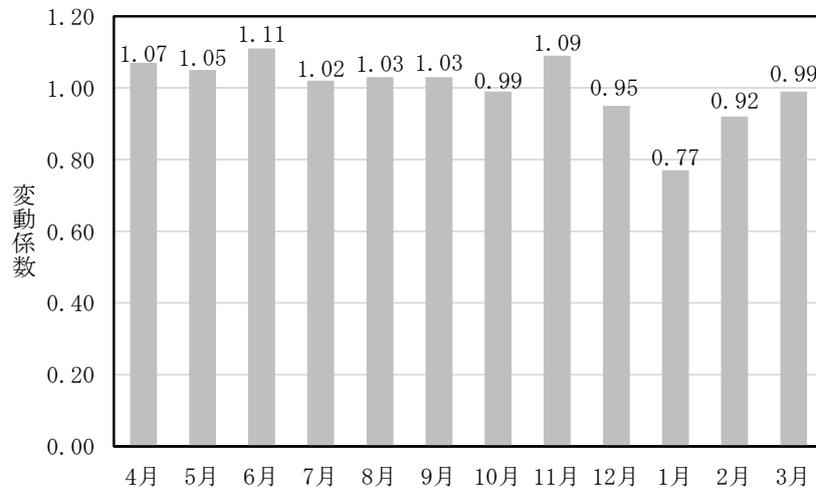


図3-1-6 月別変動係数の実績 (過去3年間)

第4節 し尿・浄化槽汚泥処理経費

当センター第1プラントにおける過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥処理費用の推移は、表3-1-13及び図3-1-7に示すとおりです。

一人当たりの経費及び処理量1kL当たりの経費は令和4年度までは増加していましたが、令和5年度実績では減少しています。

令和5年度における一人当たりの経費は6,000円/人、処理量1kL当たりの経費は8,300円/kLとなっています。

表3-1-13 し尿及び浄化槽汚泥処理費用の推移

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5
処理費用	清掃総務費	千円	54,483	47,221	40,040	47,670	42,120
	収集運搬費		59,850	58,075	53,805	51,909	47,495
	処理費		132,236	142,516	143,851	136,876	104,473
	合計(①)		246,569	247,812	237,696	236,455	194,088
収益	し尿処理手数料(②)		49,966	48,156	44,386	42,946	39,117
差し引き経費(③=①-②)			196,603	199,656	193,310	193,509	154,971
処理人口	し尿	人	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
	浄化槽		30,047	29,060	27,157	25,128	22,957
	合計(④)		34,095	32,669	30,565	28,444	26,039
処理量	し尿	kL/年	4,088	3,940	3,631	3,514	3,200
	浄化槽		17,113	17,019	16,437	16,029	15,406
	合計(⑤)		21,201	20,959	20,068	19,543	18,606
市民1人当たりの経費(⑥=③÷④)		円/人	5,800	6,100	6,300	6,800	6,000
処理量1kL当たりの経費(⑦=③÷⑤)		円/kL	9,300	9,500	9,600	9,900	8,300

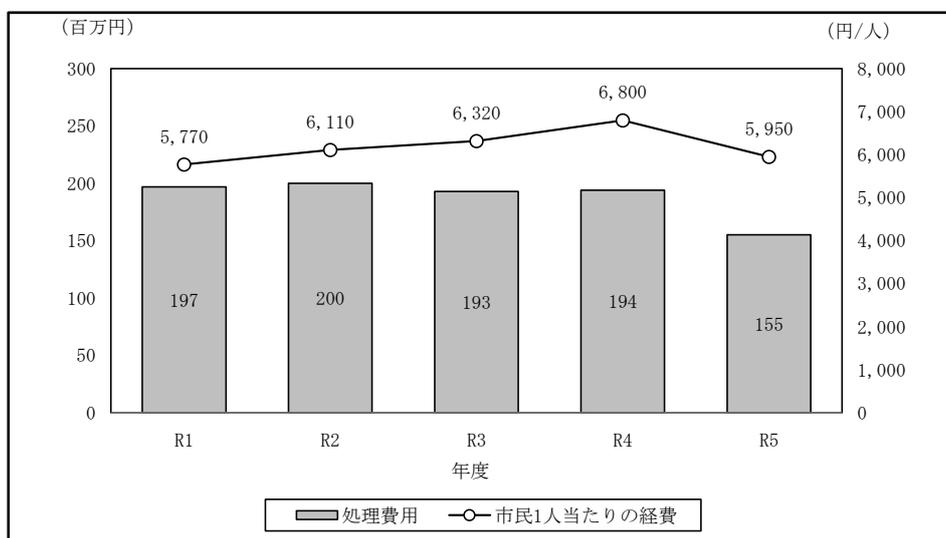


図3-1-7 し尿及び浄化槽汚泥処理費用の推移

第5節 生活排水処理の評価

1. 現計画の生活排水の処理の目標

現計画の生活排水の処理の目標と令和5年度の実績は表3-1-14に示すとおりであり、現時点で中間目標（令和6年度）を達成しています。また、令和11年度の目標値についても概ね達成できるものと考えられます。

今後も水環境や生活環境保全の面から引き続き生活排水の処理率の向上を推進します。

表3-1-14 現計画の生活排水の処理の目標

項目	実績値 (R5)	中間目標 (R6)	目標 (R11)
生活排水処理率	96.5%	95.9%	96.6%

注) 生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

2. 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、行政人口に対して公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合であり、環境省、国土交通省、農林水産省の合同で、毎年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況を調査しています。

令和5年度末における調査結果を表3-1-15に示します。

構成市はともに汚水処理人口普及率100%となっています。

表3-1-15 汚水処理人口普及率（令和5年度末現在）

区分	汚水処理人口普及率					
		下水道	農業集落排水等	合併処理浄化槽	林業集落排水等	
滋賀県	大津市	99.0%	98.5%	-	0.5%	-
	彦根市	97.1%	88.8%	3.5%	4.8%	-
	長浜市	100.0%	85.6%	14.2%	0.2%	-
	近江八幡市	99.6%	84.0%	0.7%	14.9%	-
	草津市	100.0%	99.8%	-	0.2%	-
	守山市	99.8%	99.7%	-	0.1%	-
	栗東市	100.0%	99.7%	0.2%	0.0%	-
	甲賀市	97.6%	81.5%	8.1%	7.9%	-
	野洲市	99.4%	99.0%	-	0.4%	-
	湖南市	99.3%	98.7%	-	0.6%	-
	高島市	99.3%	87.9%	6.6%	4.7%	0.1%
	東近江市	99.1%	83.6%	14.8%	0.7%	-
	米原市	100.0%	91.6%	8.1%	0.3%	-
	日野町	99.7%	79.1%	19.5%	1.0%	-
	竜王町	100.0%	85.4%	6.2%	8.5%	-
	愛荘町	99.8%	99.1%	-	0.6%	-
	豊郷町	100.0%	100.0%	-	-	-
	甲良町	99.9%	99.9%	-	-	-
	多賀町	99.0%	91.0%	5.5%	2.5%	-
	県全体	99.2%	93.0%	4.0%	2.3%	0.0%
全国平均	93.3%	81.4%	2.4%	5.7%	3.8%	

資料)「汚水処理人口普及率集計（HP公表）」滋賀県HP

全国平均は「令和5年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況」環境省HPより算出しています。

3. 生活排水処理率

圏域の生活排水処理率は、表3-1-16に示すように令和5年度で長浜市が96.1%、米原市が97.6%、圏域で96.5%となっています。

先に示した汚水処理人口普及率が構成市のいずれも100%であるのに対して、圏域の3.5%の人口が利用していない状況となっています。

表3-1-16 圏域の生活排水処理率の実績

区分	R1	R2	R3	R4	R5
長浜市	95.4%	95.7%	95.8%	95.9%	96.1%
米原市	96.7%	97.2%	96.9%	97.4%	97.6%
圏域	95.7%	96.1%	96.1%	96.3%	96.5%

第6節 生活排水処理の課題

1. 生活雑排水の処理に関する課題

圏域内におけるし尿の自家処理人口はありませんが、生活雑排水の未処理（し尿収集及び単独処理浄化槽）人口が約3.5%残っています。

また、表3-1-17に下水道の整備状況を示していますが、下水道の整備は米原市では全て終了し、長浜市においても98.7%が終了しており、圏域における下水道の整備は概ね終了している状況です。

しかし、下水道に接続している割合を示す水洗化率を見ると、長浜市、米原市共に95%程度となっており、整備済み区域においても、わずかに未接続の人口が残っています。

同様に農業集落排水施設の水洗化率についても令和5年度実績では長浜市で97.6%、米原市で94.0%となっており、これにもわずかに未接続の人口が残っています。

以上のような状況から、下水道や農業集落排水施設の整備対象地域については、それら施設への接続を、それ以外の地域については合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

表3-1-17 下水道の整備状況（令和5年度）

（令和5年度末現在）

区分	下水道					農業集落排水施設		
	処理区域面積 (ha)		処理区域内 人口(人)	水洗化人口(人)		処理区域内 人口(人)	水洗化人口(人)	
		整備率			水洗化率			水洗化率
長浜市	3,920.40	98.7%	97,014	92,153	95.0%	16,045	15,663	97.6%
米原市	1,777.45	100.0%	34,103	32,524	95.4%	3,083	2,898	94.0%
圏域合計	5,697.85	99.1%	131,117	124,677	95.1%	19,128	18,561	97.0%

2. 汚泥再生処理センターに関する課題

新たに整備した汚泥再生処理センターでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥を高効率に脱水し、これを助燃材として新ごみ焼却施設（熱回収施設）でエネルギー回収の補助燃料として利用する計画です。

このシステムにより、熱回収施設において積極的な発電を行い、CO₂の削減に寄与します。

したがって、汚泥再生処理センターは、従来の水環境保全のための高度な水処理と同時に汚泥を助燃剤化してエネルギー回収に利用することから、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要になります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して

滋賀県では、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」や「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」を策定しており、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」の中で、生活排水処理に係る課題として、「公共用水域の保全を確保することや県民の生活環境の保全を図ることを目的として老朽化した浄化槽の更新・改築を推進する必要がある。」としています。これらの施策の方向性として、「汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等」、「合併処理浄化槽への転換・老朽化対策・適正な維持管理等の推進」、「し尿処理施設の適正な運用」を掲げています。

また、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」の中では、「令和 27 年度に汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口割合）を 100%とする。」としており、構成市においては、すでに 100%を達成している状況にあります。さらに、「農業集落排水施設は老朽化が進行している施設から段階的に下水道へ接続する。」としており、構成市では計画的に農業集落排水施設の下水道への接続を進めています。この「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」については、現在見直しが進められており、汚水処理人口普及率に加えて接続率の向上についても継続的に取り組まれることとなります。

本計画では、これらの上位計画を踏まえるとともに、琵琶湖の水環境及び市民の生活環境の両方を良好な状況に維持していきたいという強い気持ちを込めて、基本理念を「琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して」とします。

2. 基本方針

基本方針 1

・生活雑排水処理の推進

滋賀県では、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」において、令和 27 年度に汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口の割合）を 100%とする目標を掲げています。構成市では、既に達成していますが高齢化等各ご家庭の諸事情により圏域の 3.5%の人口が利用されていない状況にあります。

当センターとしても構成市と連携して、引き続き、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や下水道及び農業集落排水施設への接続など、未接続者の早期接続を促進します。

基本方針 2

・汚泥再生処理センターの適切な運転管理の実施

汚泥再生処理センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で助燃剤化して焼却施設で利用する他、焼却施設並びにバイオガス化施設の汚水処理施設としての役割を持つ一極集中による施設間連携処理システムの一翼を担う重要な施設です。

施設の運営については、特別目的会社である湖北ハイトラストが実施しますが、当センターは、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを行い、適切なし尿処理及び施設の維持管理が行われるよう取り組みます。

3. 生活排水処理の処理主体

圏域における生活排水の処理主体を表 3-2-1 に、処理体系を図 3-2-1（令和 7 年 10 月～令和 9 年度）及び図 3-2-2（令和 10 年度以降）に示します。

表3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	長浜市、米原市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	長浜市、米原市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	し尿及び浄化槽汚泥	湖北広域行政事務センター

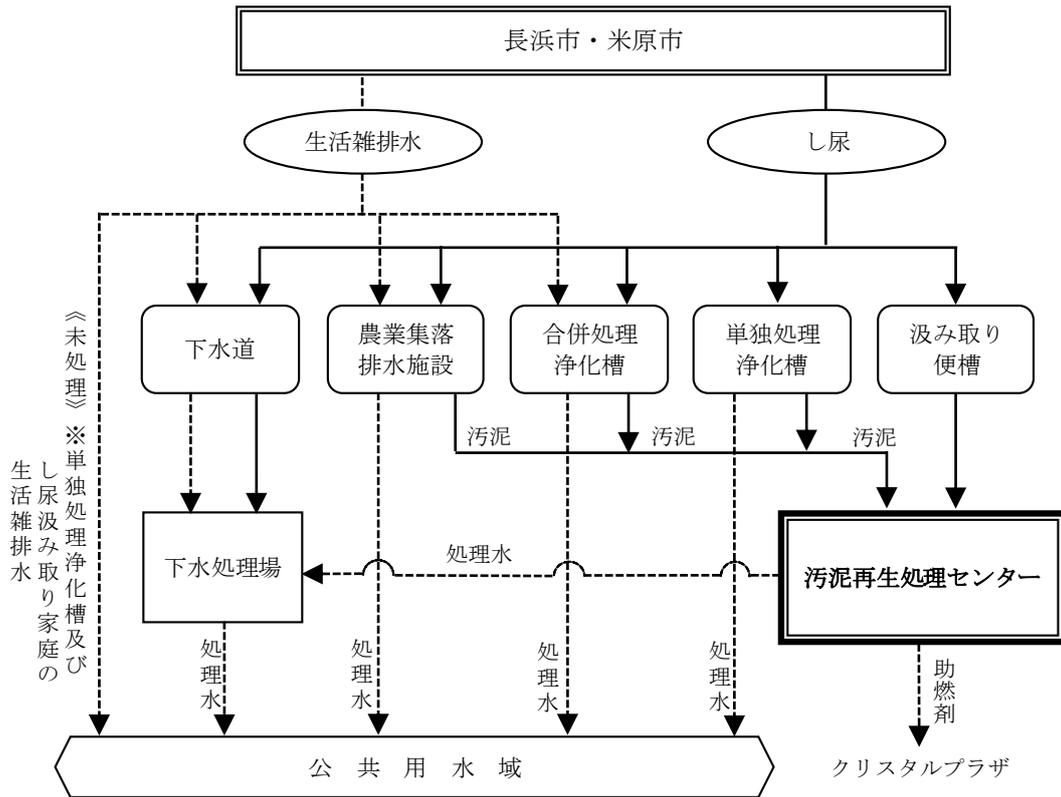


図3-2-1 生活排水処理体系（令和7年10月～令和9年度）

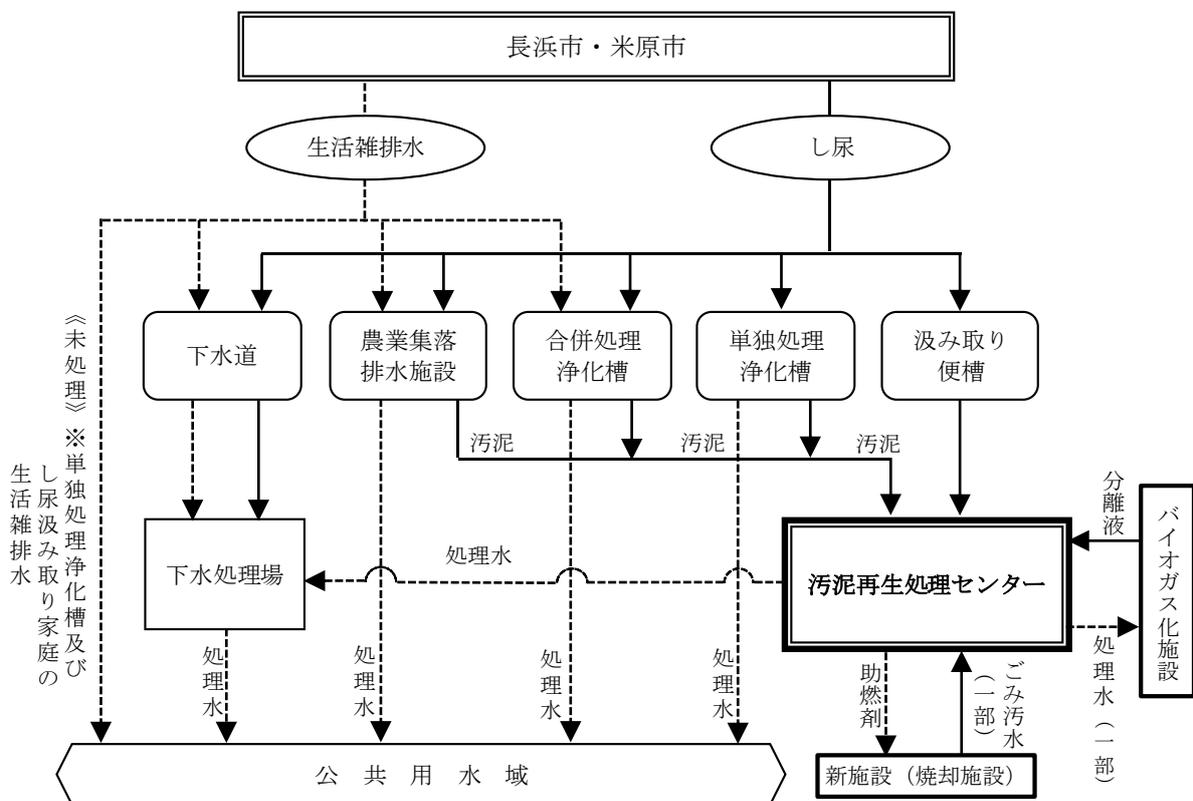


図3-2-2 生活排水処理体系（令和10年度以降）

第2節 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

1. 将来人口の予測（再掲）

構成市における将来人口は、長浜市、米原市共に人口ビジョンを策定し将来人口の推計を行っています。

本計画では、構成市の人口ビジョンに示された将来人口を採用することとします。なお、人口ビジョンでは将来人口を5年ごとに示していることから、その間の4年間の人口については、直線的に推移するものとして補完することとします。

採用する構成市の将来人口は表2-2-1に示すとおりです。

表3-2-2 将来人口

単位：人

区分	年度	長浜市	米原市	圏域
実績	R1	118,103	38,992	157,095
	R2	117,116	38,614	155,730
	R3	116,087	38,235	154,322
	R4	115,358	37,917	153,275
	R5	114,223	37,455	151,678
将来人口	R6	111,891	37,673	149,564
	R7	109,558	37,890	147,448
	R8	108,676	37,768	146,444
	R9	107,794	37,646	145,440
	R10	106,912	37,524	144,436
	R11	106,030	37,402	143,432
	R12	105,147	37,280	142,427
	R13	104,237	37,150	141,387
	R14	103,327	37,020	140,347
	R15	102,417	36,890	139,307
	R16	101,507	36,760	138,267
	R17	100,598	36,631	137,229

注）マーカー部分は構成市の人口ビジョンで示されている人口を示します。

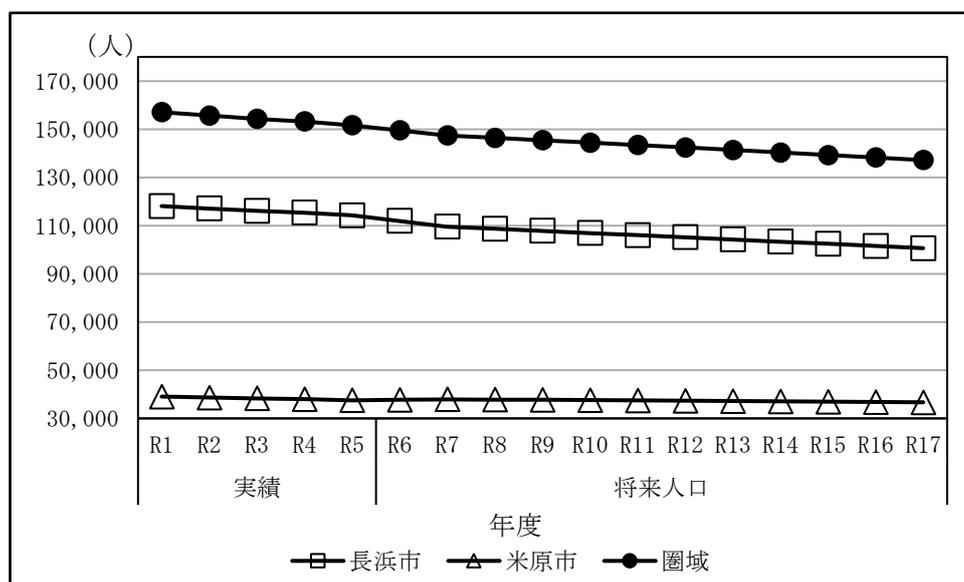


図3-2-3 人口予測結果

2. 生活排水処理形態別人口の予測

滋賀県では、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」において、「令和 27 年度に汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口の割合）を 100%とする。」としています。構成市では汚水処理人口普及率は既に 100%と達成している状況です。

このことから、構成市では整備された下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある住民が汚水処理施設を利用するよう啓発等を行うこととしており、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口が減少し汚水処理率が向上することを目指しています。

以上のことを踏まえ、構成市ごとの生活排水処理形態別人口の予測は、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口が減少すること、また、農業集落排水人口は公共下水道への接続により下水道人口に移行することとします。さらに合併処理浄化槽人口についても下水道が整備されている地域では、下水道への接続がすすめられることを前提として、各処理形態別人口を以下のとおり予測しました。

予測結果は表 3-2-3 及び図 3-2-4 に示します。

(1) 下水道人口

構成市の計画により農業集落排水施設の公共下水道への接続を予定している人口も下水道人口へと移行するものとします。

また、他の処理形態である合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口についても順次公共下水道への接続が進むことから、これらの人口を差し引くものとします。

(2) 農業集落排水人口

構成市の計画では老朽化が進む農業集落排水施設等を公共下水道に接続することとしており、この接続による農業集落排水人口の減少を見込んだ上で、将来における農業排水処理人口を予測します。

(3) 合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口

各処理時形態別人口は、過去 5 年間の変動率を参考として、同様の割合で変動するものとして予測します。

なお、自家処理人口は現状と同様に 0 とします。

表3-2-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

区分		実績	予測	
		R5	R12	R17
圏域	計画処理区域内人口	151,678	142,427	137,229
	水洗化・生活雑排水処理人口	146,318	138,337	133,815
	生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%
	コミュニティ・プラント	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,971	1,374	1,062
	下水道	125,639	130,468	127,743
	農業集落排水施設	18,708	6,495	5,010
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,278	1,921	1,727
	非水洗化人口	3,082	2,169	1,687
	し尿収集人口	3,082	2,169	1,687
	自家処理人口	0	0	0
	計画処理区域外人口	0	0	0
	長浜市	計画処理区域内人口	114,223	105,147
水洗化・生活雑排水処理人口		109,779	101,651	97,621
生活排水処理率		96.1%	96.7%	97.0%
コミュニティ・プラント		0	0	0
合併処理浄化槽		1,082	729	549
下水道		92,906	95,236	92,850
農業集落排水施設		15,791	5,686	4,222
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）		1,714	1,575	1,483
非水洗化人口		2,730	1,921	1,494
し尿収集人口		2,730	1,921	1,494
自家処理人口		0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0
米原市		計画処理区域内人口	37,455	37,280
	水洗化・生活雑排水処理人口	36,539	36,686	36,194
	生活排水処理率	97.6%	98.4%	98.8%
	コミュニティ・プラント	0	0	0
	合併処理浄化槽	889	645	513
	下水道	32,733	35,232	34,893
	農業集落排水施設	2,917	809	788
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	564	346	244
	非水洗化人口	352	248	193
	し尿収集人口	352	248	193
	自家処理人口	0	0	0
	計画処理区域外人口	0	0	0

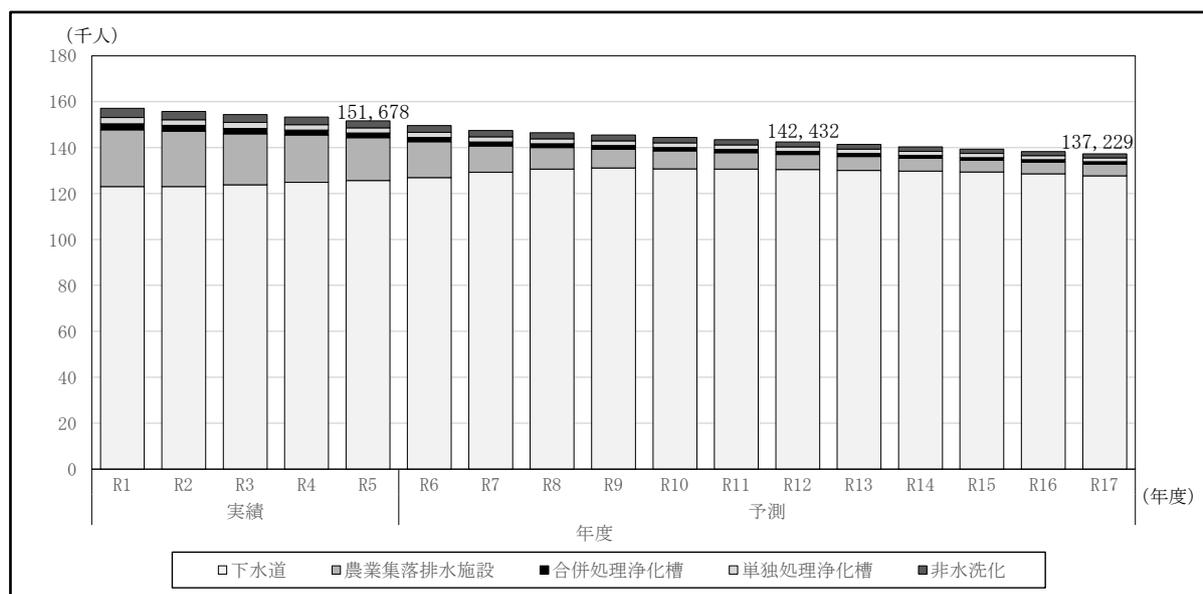


図3-2-4 圏域の生活排水処理形態別人口の推移

3. し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

(1) 計画原単位の設定

構成市ごとに、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の一人1日当たりの排出量（以下「計画原単位」という。）を設定します。

し尿及び農業集落排水汚泥の計画原単位については、令和元～5年度の実績平均値を用いて設定します。

また、浄化槽汚泥の計画原単位については、合併処理浄化槽汚泥と単独処理浄化槽汚泥に分けて設定します。それぞれの個別の収集実績値がないため「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」に示される一般的な原単位（合併：1.8L/人日、単独：0.85L/人日）の比率を用いて、浄化槽汚泥量と各収集人口の実績値から推定しています。

計画原単位の設定値は、表3-2-4に示すとおりです。

表3-2-4 計画原単位の設定値

(L/人日)

区 分	長浜市	米原市
し尿	2.20	8.36
農業集落排水汚泥	1.49	0.68
合併処理浄化槽汚泥	4.76	3.49
単独処理浄化槽汚泥	2.25	1.65

浄化槽汚泥原単位の内訳設定根拠について

浄化槽汚泥合計量 = (単独処理浄化槽人口 × 単独処理浄化槽原単位 + 合併処理浄化槽人口 × 合併処理浄化槽原単位) × 365) 日 ÷ 1000

単独処理浄化槽原単位 : 合併処理浄化槽原単位 = 0.85 : 1.8 (汚泥再生処理センター等施設整備の計画設計・要領より)

上記式より、以下のとおり設定

単独処理浄化槽原単位 = $0.85 / 1.8 \times$ 合併処理浄化槽原単位

合併処理浄化槽原単位 = 浄化槽汚泥量 ÷ { (0.85/1.8) × 単独処理浄化槽人口 + 合併処理浄化槽人口 } ÷ 365 × 1000

出典：「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2021改訂版）」

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

表 3-2-3 に示した生活排水処理形態別人口及び表 3-2-4 に示した計画原単位を基に、し尿及び浄化槽汚泥排出量を予測した結果を表 3-2-5 及び図 3-2-5 に示します。

表3-2-5 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

単位：kL/年

区分		実績	予測		
		R5	R12	R17	
圏域	し尿	3,200	2,300	1,794	
	汚泥	農業集落排水施設	10,440	3,293	2,498
		合併処理浄化槽	4,966	2,089	1,611
		単独処理浄化槽		1,501	1,368
		計	15,406	6,883	5,477
	排出量合計	18,606	9,183	7,271	
長浜市	し尿	2,123	1,543	1,203	
	汚泥	農業集落排水施設	9,550	3,092	2,302
		合併処理浄化槽	3,381	1,267	956
		単独処理浄化槽		1,293	1,221
		計	12,931	5,652	4,479
	排出量合計	15,054	7,195	5,682	
米原市	し尿	1,077	757	591	
	汚泥	農業集落排水施設	890	201	196
		合併処理浄化槽	1,585	822	655
		単独処理浄化槽		208	147
		計	2,475	1,231	998
	排出量合計	3,552	1,988	1,589	

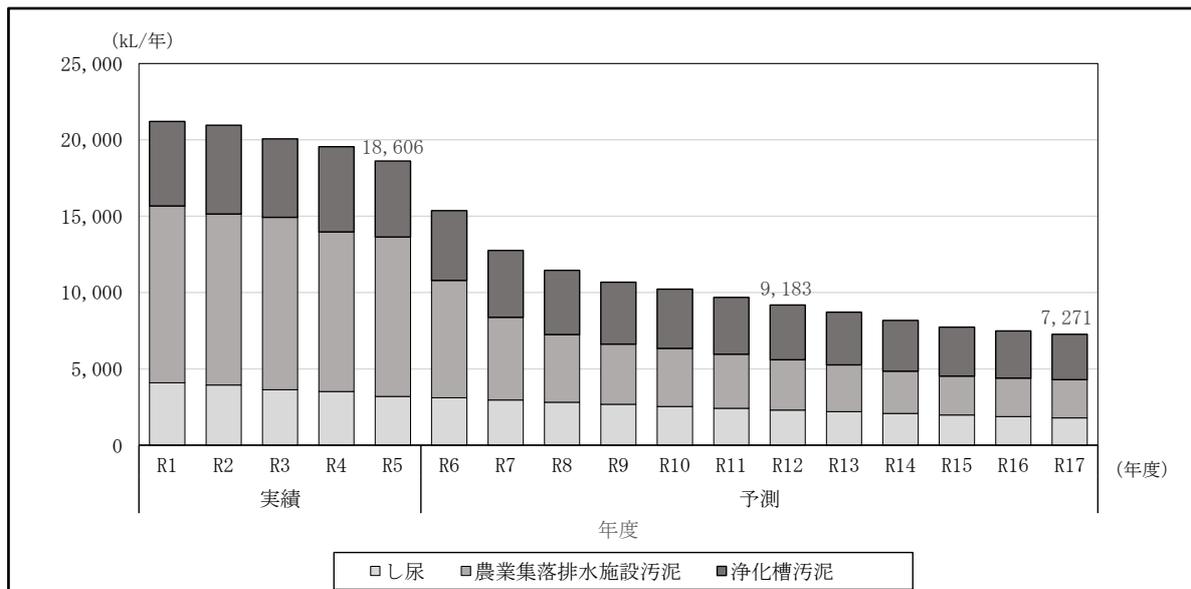


図3-2-5 圏域のし尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

第3節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」では、「汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口の割合）を100%とする。」を目標としています。構成市では汚水処理人口普及率は既に100%と達成している状況にあります（表3-1-15参照）。

また、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」については、現在見直しが進められており、汚水処理人口普及率に加えて接続率の向上についても継続的に取り組まれることとなります。

以上のことを踏まえて、本計画においても生活排水処理率の更なる向上を目指すこととします。

(1) 目標項目

目標項目については、「生活排水処理率」として設定します。

(2) 目標値の設定

数値目標は表3-2-6に示すとおり令和17年度に97.5%とします。

この値は、過去5年間の処理形態別人口の変動を踏まえて、生活雑排水未処理人口が下水道や合併処理浄化槽及び農業集落排水施設での処理に移行し、生活排水処理率を向上していく数値目標を設定しています。

なお、目標年度の人口内訳及び生活排水の処理形態別人口をそれぞれ表3-2-7及び表3-2-8に示します。

表3-2-6 生活排水の処理の目標

項目	実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%

注) 生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

表3-2-7 人口の内訳

単位：人

区分	実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
行政区域内人口	151,678	142,427	137,229
計画処理区域内人口	151,678	142,427	137,229
生活排水処理人口	146,318	138,337	133,815

表3-2-8 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

区分		実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
計画処理区域内人口		151,678	142,427	137,229
水洗化・生活雑排水処理人口	生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%
	コミュニティ・プラント	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,971	1,374	1,062
	下水道	125,639	130,468	127,743
	農業集落排水施設	18,708	6,495	5,010
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,278	1,921	1,727
	非水洗化人口	3,082	2,169	1,687
し尿収集人口	自家処理人口	0	0	0
	計画処理区域外人口	0	0	0

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥については、当センターにより収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図るものとします。

(2) 計画収集区域

原則として公共下水道の供用開始区域外を対象とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状どおり当センターが主体となってし尿を委託業者が、浄化槽汚泥を許可業者が行うものとします。

収集・運搬の量は表3-2-9に示すとおりです。

表3-2-9 圏域の収集・運搬量

単位：kL/年

区分		実績	予測		備考	
		R5	R12	R17		
圏域	し尿収集・運搬量	3,200	2,300	1,794	委託業者	
	汚泥 収集 ・ 運搬量	農業集落排水汚泥	10,440	3,293	2,498	許可業者
		合併処理浄化槽汚泥	4,966	2,089	1,611	
		単独処理浄化槽汚泥		1,501	1,368	
	計	15,406	6,883	5,477		
収集・運搬量合計		18,606	9,183	7,271		

2. 中間処理計画

(1) 計画の目標

圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥を、当センターの中間処理施設で衛生的かつ適正に処理するとともに、処理において発生する汚泥を助燃剤化し、焼却施設で利用するなど、循環型社会形成に貢献します。

(2) 中間処理の方法及び量

令和 7 年度から稼働を開始した汚泥再生処理センターは、循環型社会の形成を図る上で、し尿、浄化槽汚泥を併せて処理するとともに、処理の工程で発生する汚泥を助燃材化することにより資源として回収します。助燃材化した汚泥は令和 7 年度から新ごみ焼却施設（熱回収施設）が稼働する令和 10 年度までは現焼却施設で、令和 10 年度以降は新ごみ焼却施設（熱回収施設）で助燃剤として利用します。

なお、圏域のし尿・浄化槽汚泥搬入量の見通しは表 3-2-10 及び図 3-2-7 に示すとおりです。

当センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の日平均量は、現状の約 50.8kL/日に対して令和 17 年度では約 69%減の約 16.0kL/日まで減少すると予測します。

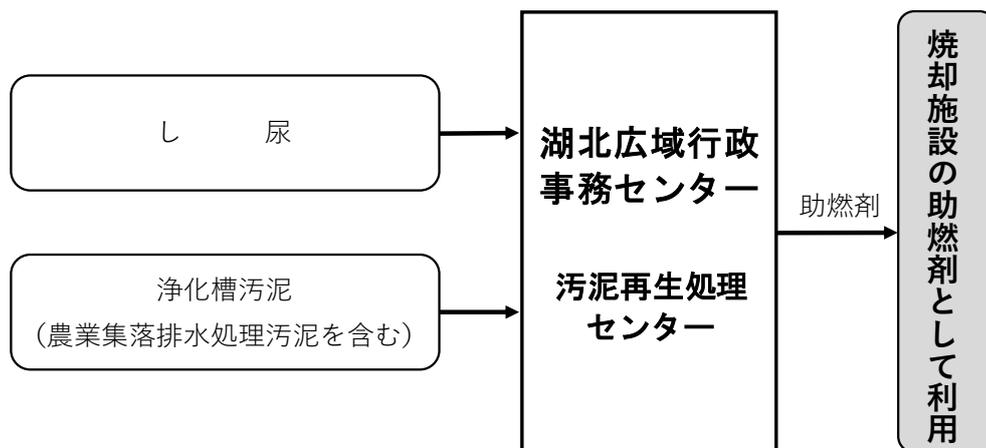


図3-2-6 目標年次における中間処理フロー

表3-2-10 中間処理量の予測

単位：kL/年

区分	実績値 R5	予測値		備考		
		R12	R17			
センター搬入量	し尿搬入量	3,200	2,300	1,794		
	(kL/日)	8.74	6.30	4.90	日平均	
	汚泥搬入量	農業集落排水	10,440	3,293	2,498	
		合併処理浄化槽	4,966	2,089	1,611	
		単独処理浄化槽		1,501	1,368	
		計	15,406	6,883	5,477	
	(kL/日)	42.09	18.86	14.96	日平均	
	合計	18,606	9,183	7,271		
		(kL/日)	50.84	25.16	19.87	日平均

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合があります。

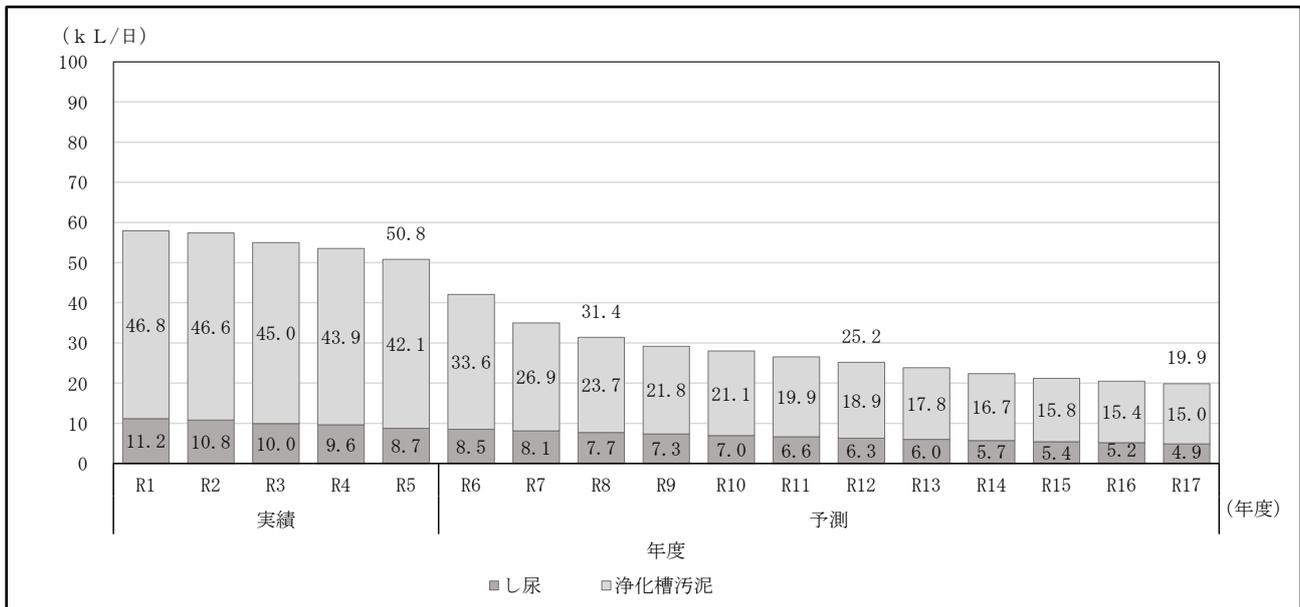


図3-2-7 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

3. 最終処分計画

(1) 計画の目標

中間処理施設での資源化有効利用を推進し、最終処分量を削減することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

(2) 最終処分方法

汚泥再生処理センターでは、処理の工程で発生する汚泥を助燃剤化することにより資源として回収します。助燃剤化した汚泥は令和7年度から新ごみ焼却施設（熱回収施設）が稼働する令和10年度までは現焼却施設で、令和10年度以降は新ごみ焼却施設（熱回収施設）で助燃剤として利用します。

なお、焼却残渣の埋立は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）に委託しています。

第5節 今後の取り組み

1. 市民に対する広報・啓発活動

市民の生活排水に対する意識向上を図るための方策として、構成市と当センターが連携して様々な啓発活動を展開します。

(1) 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

(2) 環境情報の提供

チラシ等の配布、構成市や当センターのホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。

(3) 地域住民との連携

地域住民と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。

(4) 家庭での生活排水対策実践の普及、汚濁負荷の低減

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネットなど、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、汚濁負荷の低減が図れるよう、生活排水対策を推進します。

(5) 浄化槽の整備促進

構成市は公共下水道及び農業集落排水の処理区域以外については、浄化槽の整備を推進します。整備を促進するため、浄化槽の設置に要する経費に対して、補助金の交付を継続します。

(6) 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。

(7) 下水道・農業集落排水施設への早期接続

構成市は公共下水道・農業集落排水施設が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に接続するようPR活動を行います。

2. 地域諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進に当たっては、構成市における「総合計画」、「下水道事業計画」、「生活排水対策推進計画」等との整合を図ります。

また、滋賀県の「滋賀県汚水処理施設整備構想」等についても配慮します。

3. 施設の安定的な維持管理

施設の永続的・安定的な維持管理にむけ、今後も継続して定期的な手数料の検証と料金改定の検討を行います。

第4編 その他

第1節 廃棄物減量等推進審議会

これまで、当センターでは、一般廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化並びに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。審議会については、引き続き設置し、「湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会設置条例」に掲げる次の事項についての調査・審議を行うものとします。

- ・一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること。
- ・分別収集等に関すること。
- ・一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- ・市民及び事業所啓発に関すること。
- ・その他一般廃棄物の処理計画に関すること。

また、構成市と連携し、施策の内容や実効性について審議していきます。

第2節 災害廃棄物対策

1. 災害廃棄物処理計画

国の「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（平成30年3月改定）」に従い、災害廃棄物対策を推進します。

また、滋賀県では、「滋賀県災害廃棄物処理計画（平成30年2月）」を策定しており、この中で市町の役割の一つとして、災害廃棄物処理計画を策定することとしています。

これらを踏まえて、長浜市と米原市において、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、平常時（発災前）及び発災後の災害廃棄物対策を定める「長浜市・米原市災害廃棄物処理計画（令和3年2月 長浜市・米原市）」を策定しています。

以下に「長浜市・米原市災害廃棄物処理計画」の基本的な考え方を示します。

(1) 早期の復旧・復興のための計画的な処理

災害規模に応じて検討し、「滋賀県災害廃棄物処理計画」（滋賀県、平成30年3月）に基づき、早期の復旧・復興のため、原則として3年以内の処理完了を目指して、計画的な処理を行います。

(2) 処理体制の確保及び広域処理等の推進

災害廃棄物は、長浜市・米原市及び湖北広域行政事務センターによる処理体制の確保により、できる限り地域において処理を行うものとします。そのうえで、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が困難な場合は、近隣市町、県、国や他都道府県等との連携による広域処理や民間廃棄物処理事業者による処理を行うものとします。

(3) 災害廃棄物の再生利用及び減量化

循環型社会形成推進の観点から、災害廃棄物の分別・選別等を徹底し、処理することで、可能な限り再生利用及び減量化を行い、最終処分量の低減を図ります。

災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進災害廃棄物処理を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、連携するとともに、県や各種団体、災害ボランティア等の協力を得ながら、適正かつ迅速な処理を進めます。

(4) 環境衛生・安全に配慮した処理の推進

災害時は、被災者の一時避難、上下水道等インフラの断絶等の被害が想定され、その際に発生する生ごみ等の腐敗性廃棄物や災害用簡易型トイレの便袋等については、公衆衛生の確保の観点から重要事項として迅速に処理します。

また、石綿含有廃棄物に代表される有害廃棄物等は、各法令により適正な管理と処分時の対策が義務づけられており、災害時においても法令等を遵守し、十分に環境に配慮して、災害廃棄物処理を行います。

2. 災害に強い廃棄物処理施設

当センターでは、令和10年度の稼働開始を目指して新施設の整備を進めていますが、新施設は災害対策を講じた施設としています。地震対策として、地域の基準に基づく地震力に耐える構造とするとともに、配管破断の恐れのある箇所は伸縮継ぎ手を設置すること、感震器を設置し、発電機やボイラは地震発生時速やかに停止させることとしています。

また、災害廃棄物受入を考慮した施設規模とし、敷地内には災害発生時の災害廃棄物受入・一時保管のための災害廃棄物ストックヤード（3,000 m²以上）を設けることとしています。

3. 周辺自治体等との支援・連絡体制

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、県と市町及び一部事務組合の連携・役割分担等の基本的事項を定めた相互支援協定について、令和7年4月1日付で協定を締結しています。

また、滋賀県やそれぞれ構成市が災害時の応援協定を締結しており、受援・支援体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から情報交換等を行うこととしています。

第5編 資料編

第1章 地域の概況

1. 当センターの概況

長浜市は、平成22年1月1日に、旧長浜市(平成18年2月13日に旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併して誕生)、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町及び旧西浅井町の1市6町が合併し、現在の長浜市となりました。

米原市は、平成17年10月1日に、旧米原市(平成17年2月14日に旧山東町、旧伊吹町、旧米原町が合併して誕生)と旧近江町が合併し、現在の米原市となりました。

当センターは、ごみ・し尿・伝染病隔離病舎を共同事務として、昭和40年に1市6町2村で「湖北広域衛生組合」として設立されました。市町村合併に伴い、管轄区域を拡大し現在に至ります。当センターの概要を表5-1-1に、執行組織相関図を図5-1-1に示します。

表5-1-1 湖北広域行政事務センターの概要

設立	昭和40年4月5日
構成市	長浜市、米原市
事務所の所在地	長浜市八幡中山町200番地
組織する地方公共団体	長浜市及び米原市
共同処理事務事業	
(1) 廃棄物処理法(昭和45年法律第137号。以下本表中「法」という。)第1条及び第4条第1項の規定に基づき、設置市の区域内の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)のうち、管理者が指定する集積所に排出されたもの(設置市が収集し処理するものを除く。)を収集し運搬すること並びにこれを処分する施設の設置、管理及び運営に関すること。(法第7条第1項及び第6項に規定する許可に関する事務を含む。)	
(2) 法第1条及び第4条第1項の規定に基づき、設置市の区域内のし尿及び浄化槽汚泥(設置市が収集し処分するものを除く。)を収集し運搬すること並びにこれを処分する施設(し尿及び浄化槽汚泥中継槽を除く。)の設置、管理及び運営に関すること。(法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する許可に関する事務を含む。)	
(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、管理及び運営に関すること並びに霊柩車の運行に関すること。	

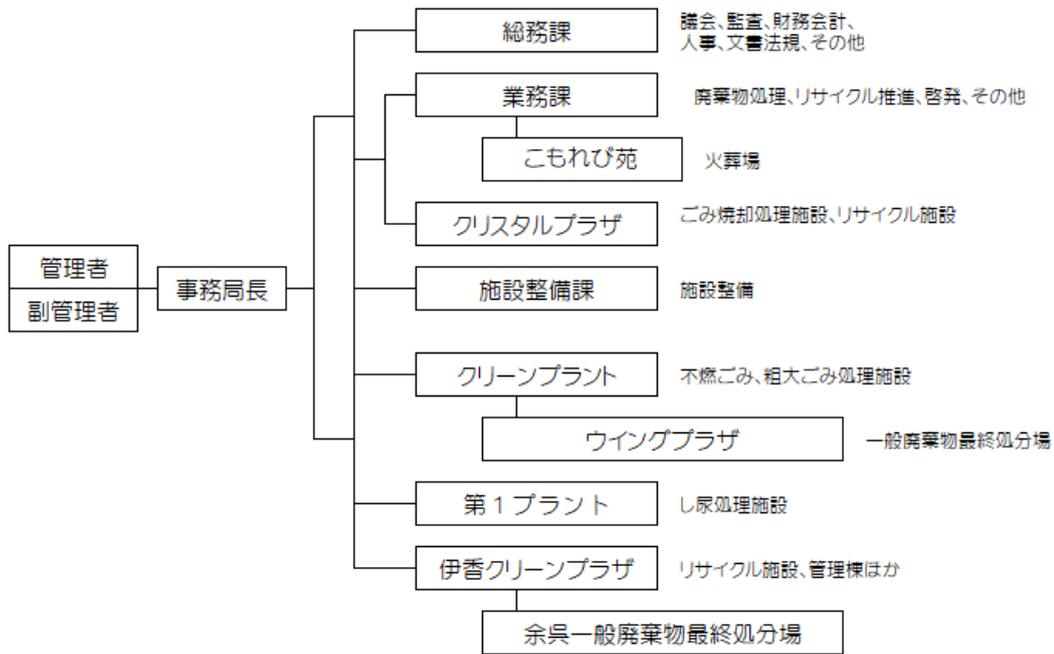


図5-1-1 湖北広域行政事務センターの執行組織相関図

2. 自然条件

(1) 地象及び水象

滋賀県の北東部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山や霊仙山、琵琶湖に面しており、圏域の北部（長浜市）の中央には湖北平野が広がっています。琵琶湖に注ぐ河川として、姉川や高時川、余呉川、天野川等が流れています。

(2) 気象

圏域のうち、長浜観測所と米原観測所の2ヶ所の気象データを以下に示します。長浜市と米原市の気象に大きな違いはなく、気候は日本海型気候で北陸型に近く、晩秋には時雨、冬季には北西の季節風とそれに伴う降雪が見られます。

表5-1-2 平均気温と降水量（長浜市）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平均気温 (°C)	R元	3.3	5.0	7.7	11.7	18.2	21.8	25.1	27.7	24.7	18.4	11.0	6.5
	R2	6.1	5.0	8.5	10.7	18.2	23.0	24.2	28.4	23.8	16.1	11.5	5.0
	R3	2.9	5.2	9.5	12.8	17.4	22.3	26.7	26.5	22.8	17.9	11.2	5.5
	R4	2.1	1.9	8.1	14.5	17.6	22.9	26.6	27.3	24.3	16.2	12.4	5.1
	R5	3.2	4.2	9.8	13.5	18.0	21.6	26.8	28.3	25.3	15.8	11.4	6.2
	平均	2.9	3.3	7.2	10.3	14.2	18.0	20.9	27.9	19.2	13.2	9.3	4.4
	降水量の 合計 (mm)	R元	90.0	47.0	104.5	111.5	71.0	125.0	185.0	258.0	24.0	209.0	41.5
R2		96.5	100.5	94.0	129.5	118.5	257.0	443.0	91.0	149.5	155.5	56.0	227.5
R3		102.5	94.5	113.0	129.5	206.0	118.5	126.0	297.0	225.0	36.5	85.5	254.0
R4		126.0	175.5	65.5	90.5	90.0	65.0	194.0	247.5	145.5	87.5	117.5	140.0
R5		126.0	65.0	86.0	139.5	196.5	264.0	168.5	178.5	169.0	82.0	98.5	103.0
平均		108	97	93	120	136	166	223	214	143	114	80	167

出典) 観測地点「長浜」(気象庁)

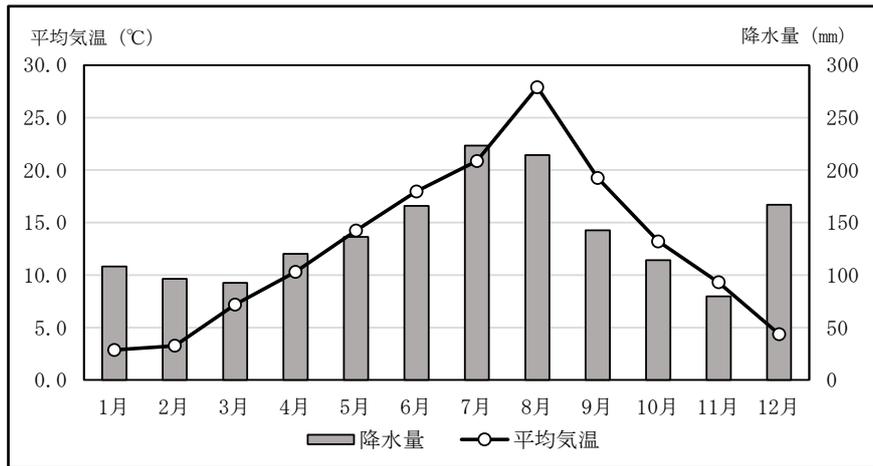


図5-1-2 平均気温と降水量（長浜市、5年平均）

表5-1-3 平均気温と降水量（米原市）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平均気温 (°C)	R元	2.7	4.5	7.0	10.9	17.4	20.7	24.1	26.6	24.0	17.8	10.1	6.0
	R2	5.5	4.5	8.0	10.1	17.6	22.4	23.5	27.4	22.9	15.2	11.4	4.1
	R3	2.5	4.8	9.0	12.2	16.9	21.6	25.8	25.5	21.9	17.0	10.2	4.6
	R4	1.1	1.1	7.4	14.0	16.8	22.0	25.7	26.5	23.6	15.4	11.4	4.3
	R5	2.4	3.5	9.2	12.7	17.3	21.2	26.2	27.4	24.7	15.2	10.8	5.7
	平均	2.8	3.7	8.1	12.0	17.2	21.6	25.1	26.7	23.4	16.1	10.8	4.9
降水量の合計 (mm)	R元	69.5	44.0	111.0	121.0	96.0	180.0	259.5	291.0	26.0	228.5	44.0	100.0
	R2	95.5	99.5	117.0	142.5	136.0	308.0	493.0	70.5	164.5	183.5	44.0	209.5
	R3	91.5	100.0	144.5	135.5	237.0	137.0	140.0	332.5	193.5	37.0	71.5	268.5
	R4	105.5	160.0	86.0	94.5	114.5	90.0	272.5	218.0	153.5	92.5	98.5	126.0
	R5	95.5	65.5	97.0	153.0	213.5	261.5	157.5	268.5	148.0	73.0	103.0	92.5
	平均	92	94	111	129	159	195	265	236	137	123	72	159

出典) 観測地点「米原市」(気象庁)

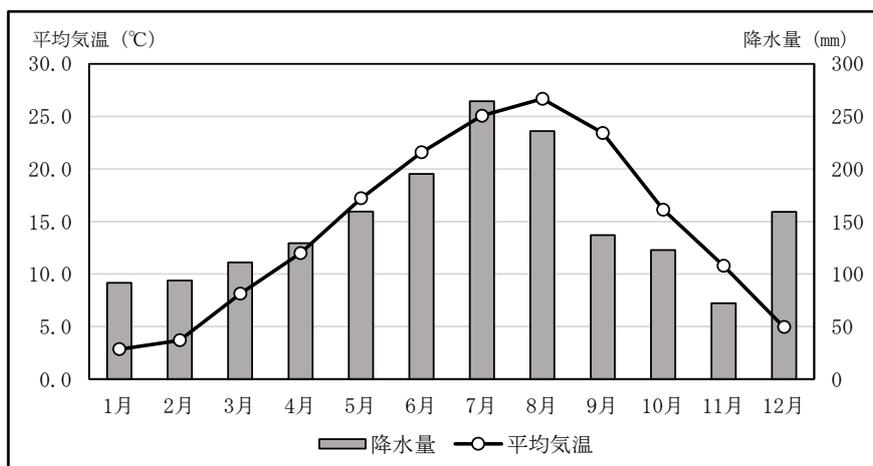


図5-1-3 平均気温と降水量（米原市、5年平均）

3. 社会条件

(1) 人口動態

構成市の人口動態は、表 5-1-4 に示すとおりです。

また、圏域と構成市の人口動態は図 5-1-4～図 5-1-6 に示すとおりです。

自然動態は、死亡が出生を上回る数が年々増加しています。社会動態は、転入より転出の方が多くみられます。なお、平成 22 年に転出者数が大きく減少したのは、合併により長浜市の区域が広がったことが要因として考えられます。

表5-1-4 人口動態

単位：人

年	長浜市						米原市						圏域					
	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減
S55	1,761	1,021	740				542	347	195				2,303	1,368	935			
S56	1,628	982	646				485	326	159				2,113	1,308	805			
S57	1,616	921	695				486	310	176				2,102	1,231	871			
S58	1,630	911	719				520	352	168				2,150	1,263	887			
S59	1,640	907	733				486	319	167				2,126	1,226	900			
S60	1,556	934	622				503	289	214				2,059	1,223	836			
S61	1,560	951	609				465	332	133				2,025	1,283	742			
S62	1,510	871	639				485	348	137				1,995	1,219	776			
S63	1,429	964	465				465	329	136				1,894	1,293	601			
H1	1,339	986	353				437	345	92				1,776	1,331	445			
H2	1,321	977	344				414	321	93				1,735	1,298	437			
H3	1,225	955	270				420	349	71				1,645	1,304	341			
H4	1,251	1,001	250				426	319	107				1,677	1,320	357			
H5	1,280	1,045	235				409	343	66				1,689	1,388	301			
H6	1,306	940	366				423	348	75				1,729	1,288	441			
H7	1,254	982	272				397	346	51				1,651	1,328	323			
H8	1,272	973	299	3,851	4,702	-851	406	364	42	1,250	1,468	-218	1,678	1,337	341	5,101	6,170	-1,069
H9	1,259	1,061	198	3,849	5,109	-1,260	390	372	18	1,549	1,621	-72	1,649	1,433	216	5,398	6,730	-1,332
H10	1,322	1,072	250	3,913	5,048	-1,135	382	385	-3	1,583	1,542	41	1,704	1,457	247	5,496	6,590	-1,094
H11	1,281	1,104	177	3,776	5,048	-1,272	411	357	54	1,386	1,532	-146	1,692	1,461	231	5,162	6,580	-1,418
H12	1,271	1,085	186	4,076	5,065	-989	401	395	6	1,393	1,502	-109	1,672	1,480	192	5,469	6,567	-1,098
H13	1,272	1,021	251	4,020	5,737	-1,717	427	359	68	1,229	1,522	-293	1,699	1,380	319	5,249	7,259	-2,010
H14	1,228	1,090	138	3,795	5,519	-1,724	371	407	-36	1,143	1,591	-448	1,599	1,497	102	4,938	7,110	-2,172
H15	1,129	1,096	33	3,662	5,519	-1,857	329	389	-60	1,236	1,622	-386	1,458	1,485	-27	4,898	7,141	-2,243
H16	1,209	1,123	86	3,777	5,777	-2,000	324	370	-46	1,259	1,550	-291	1,533	1,493	40	5,036	7,327	-2,291
H17	1,131	1,180	-49	3,747	5,808	-2,061	343	386	-43	1,178	1,514	-336	1,474	1,566	-92	4,925	7,322	-2,397
H18	1,198	1,141	57	3,802	5,958	-2,156	302	395	-93	1,085	1,738	-653	1,500	1,536	-36	4,887	7,696	-2,809
H19	1,103	1,156	-53	3,797	5,632	-1,835	314	402	-88	1,001	1,538	-537	1,417	1,558	-141	4,798	7,170	-2,372
H20	1,064	1,178	-114	3,858	5,667	-1,809	317	442	-125	999	1,656	-657	1,381	1,620	-239	4,857	7,323	-2,466
H21	1,067	1,224	-157	3,460	5,848	-2,388	317	428	-111	1,069	1,487	-418	1,384	1,652	-268	4,529	7,335	-2,806
H22	1,045	1,239	-194	2,758	2,910	-152	344	497	-153	947	1,053	-106	1,389	1,736	-347	3,705	3,963	-258
H23	1,117	1,330	-213	2,675	2,885	-210	298	468	-170	908	1,045	-137	1,415	1,798	-383	3,583	3,930	-347
H24	1,008	1,311	-303	2,323	2,876	-553	343	462	-119	956	1,034	-78	1,351	1,773	-422	3,279	3,910	-631
H25	1,046	1,278	-232	2,152	2,833	-681	314	455	-141	1,025	1,041	-16	1,360	1,733	-373	3,177	3,874	-697
H26	994	1,319	-325	2,181	2,760	-579	317	460	-143	832	1,073	-241	1,311	1,779	-468	3,013	3,833	-820
H27	951	1,319	-368	2,262	2,782	-520	303	472	-169	964	1,026	-62	1,254	1,791	-537	3,226	3,808	-582
H28	905	1,240	-335	2,007	2,644	-637	287	457	-170	924	962	-38	1,192	1,697	-505	2,931	3,606	-675
H29	858	1,372	-514	2,125	2,552	-427	305	461	-156	845	894	-49	1,163	1,833	-670	2,970	3,446	-476
H30	859	1,349	-490	2,151	3,075	-924	283	437	-154	959	1,120	-161	1,142	1,786	-644	3,110	4,195	-1,085
R1	792	1,341	-549	2,838	3,041	-203	240	438	-198	902	1,225	-323	1,032	1,779	-747	3,740	4,266	-526
R2	815	1,221	-406	2,431	2,953	-522	268	480	-212	856	1,097	-241	1,083	1,701	-618	3,287	4,050	-763
R3	694	1,346	-652	2,680	2,831	-151	254	419	-165	951	1,148	-197	948	1,765	-817	3,631	3,979	-348
R4	746	1,431	-685	2,679	2,859	-180	219	521	-302	1,021	1,228	-207	965	1,952	-987	3,700	4,087	-387
R5	659	1,420	-761	2,495	3,038	-543	189	501	-312	892	1,096	-204	848	1,921	-1073	3,387	4,134	-747

出典) 転入者数：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

出生数・死亡数：滋賀県HP「人口動態調査」

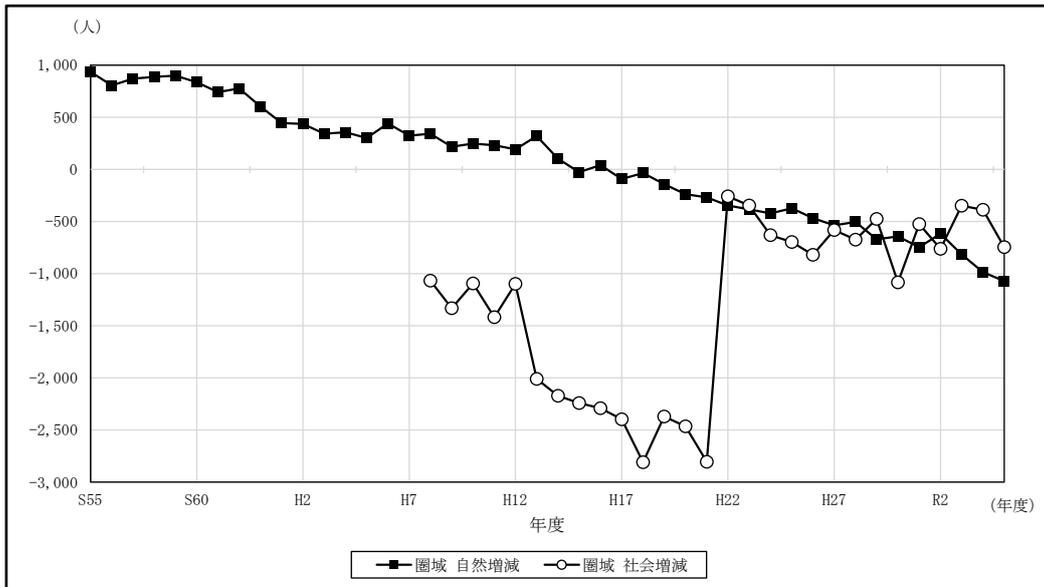


図5-1-4 圏域全体の人口動態（自然動態、社会動態）

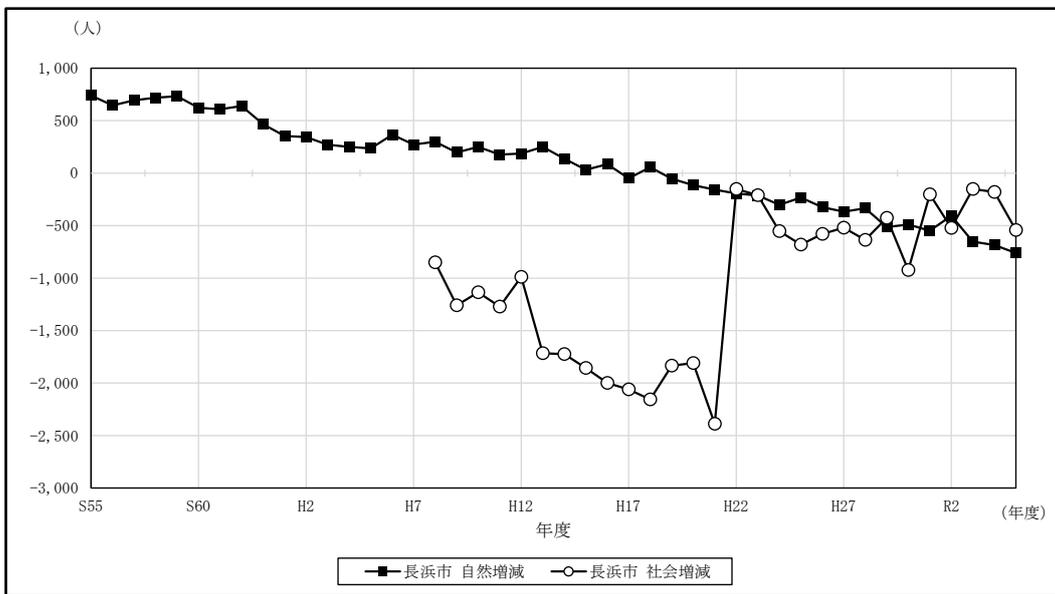


図5-1-5 長浜市の人口動態（自然動態、社会動態）

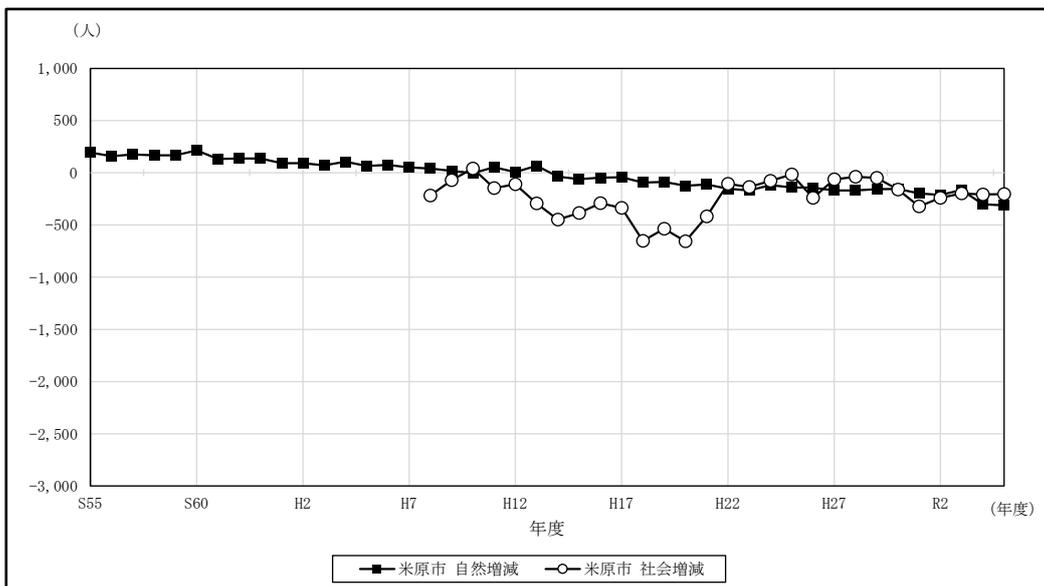


図5-1-6 米原市の人口動態（自然動態、社会動態）

(2) 産業動態

産業別事業所数及び従業者数は、表 5-1-5 及び図 5-1-7～図 5-1-9 に示すとおりです。

長浜市は、令和 3 年度において、事業所数は 5,434 事業所となっており、内訳をみると、卸売業、小売業が 1,272 事業所と最も多く、次いで建設業が 639 事業所、サービス業が 619 事業所の順となっています。従業者数は 58,063 人であり、内訳をみると、製造業が 16,157 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 9,785 人、医療・福祉が 8,051 人の順となっています。

米原市は、令和 3 年度において、事業所数は 1,459 事業所となっており、内訳をみると、卸売業・小売業が 263 事業所と最も多く、次いでサービス業（他に分類されないもの）が 209 事業所、製造業が 198 事業所の順となっています。従業者数は 16,861 人であり、内訳をみると、製造業が 5,615 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 2,202 人、医療・福祉が 1,722 人の順となっています。

圏域は、令和 3 年度において、事業所数は 6,893 事業所となっており、内訳をみると、卸売業・小売業が 1,535 事業所と最も多く、次いでサービス業が 828 事業所、建設業が 807 事業所の順となっています。従業者数は 74,924 人であり、内訳をみると、製造業が 21,772 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 11,987 人、医療・福祉が 9,773 人の順となっています。

表5-1-5 産業分類別事業所数及び従業者数

令和 3 年 6 月 1 日現在

産業分類	長浜市		米原市		圏域	
	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)
総数	5,434	58,063	1,459	16,861	6,893	74,924
A～B 農林漁業	76	597	29	447	105	1,044
C 鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	1	5	1	5
D 建設業	639	3,079	168	846	807	3,925
E 製造業	533	16,157	198	5,615	731	21,772
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	76	5	34	14	110
G 情報通信業	26	181	9	150	35	331
H 運輸業・郵便業	117	2,472	42	1,410	159	3,882
I 卸売業・小売業	1,272	9,785	263	2,202	1,535	11,987
J 金融業・保険業	68	921	13	116	81	1,037
K 不動産業、物品賃貸業	257	760	61	189	318	949
L 学術研究、専門・技術サービス業	164	777	50	165	214	942
M 宿泊業・飲食サービス業	491	4,160	108	1,058	599	5,218
N 生活関連サービス業、娯楽業	406	1,601	83	378	489	1,979
O 教育、学習支援業	235	3,602	60	1,056	295	4,658
P 医療、福祉	415	8,051	116	1,722	531	9,773
Q 複合サービス事業	51	594	17	170	68	764
R サービス業（他に分類されないもの）	619	3,786	209	686	828	4,472
S 公務	56	1,464	27	612	83	2,076

出典) 令和 3 年 経済センサス基礎調査 (データブック滋賀)

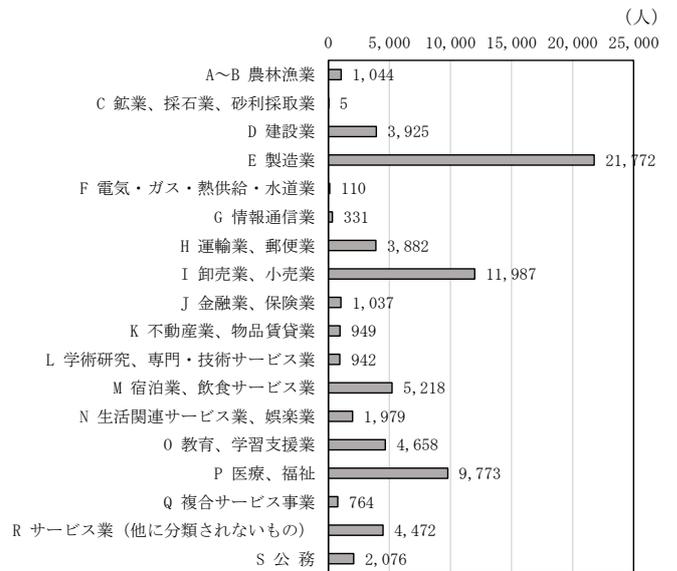
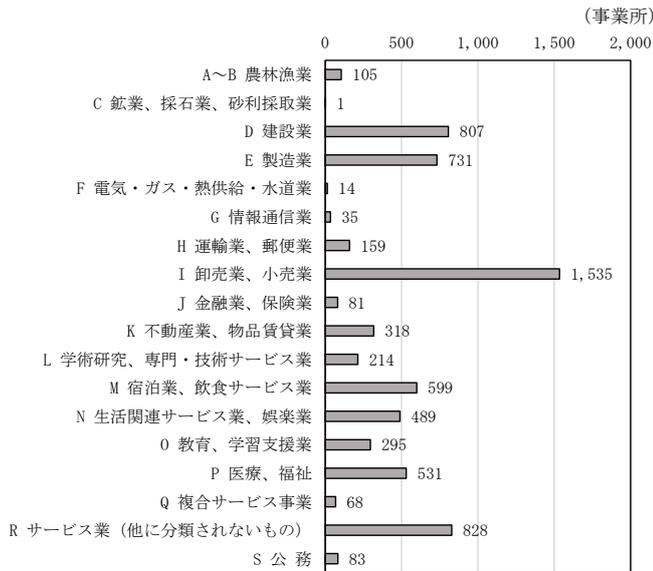


図5-1-7 圏域の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)

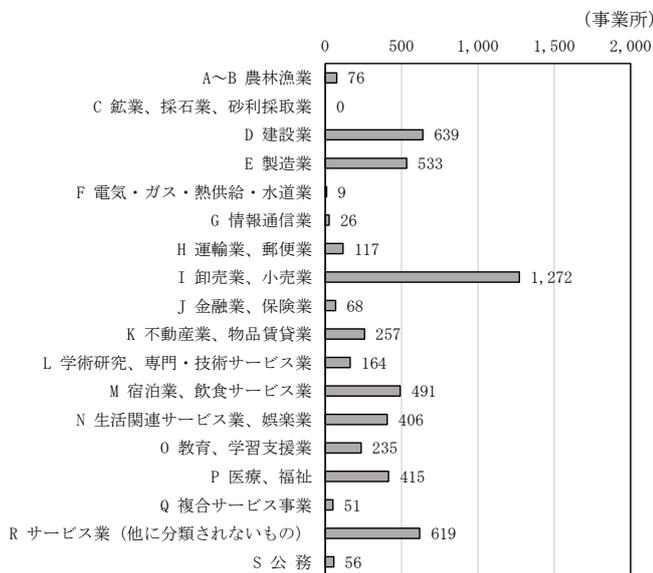


図5-1-8 長浜市の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)



図5-1-9 米原市の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)

なお、事業所数及び従業員数の推移は、表 5-1-6、図 5-1-10 及び図 5-1-11 に示すとおりです。

表5-1-6 事業所数及び従業者数の推移

区分		H18	H21	H24	H26	R3
長浜市	事業所数(事業所)	6,309	6,739	5,883	5,995	5,434
	従業者数(人)	55,836	61,045	55,059	59,190	58,063
米原市	事業所数(事業所)	1,690	1,731	1,531	1,599	1,459
	従業者数(人)	14,836	15,992	14,528	16,158	16,861
圏域	事業所数(事業所)	7,999	8,470	7,414	7,594	6,893
	従業者数(人)	70,672	77,037	69,587	75,348	74,924

出典) 平成 18 年「事業所企業統計調査」、平成 21 年、平成 26 年「経済センサス基礎調査」
平成 24 年、令和 3 年「経済センサス活動調査」

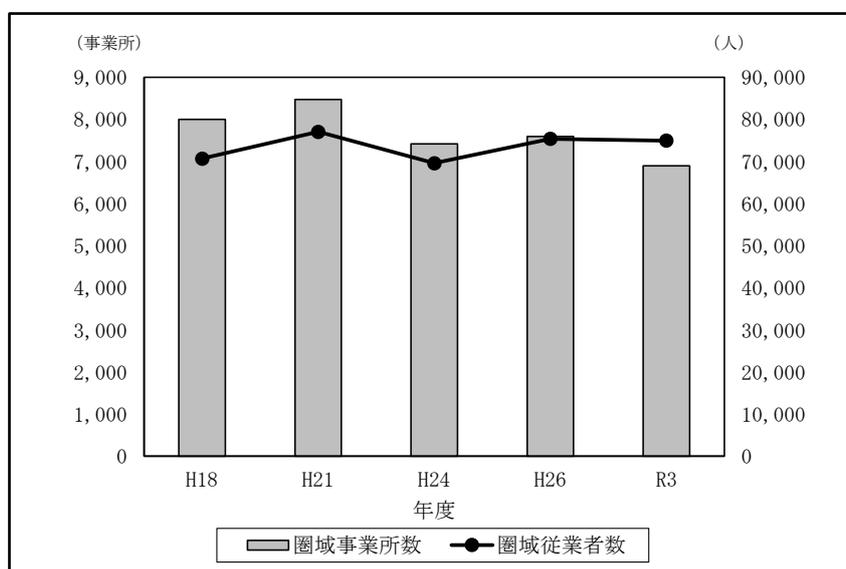


図5-1-10 圏域の事業所数及び従業員数の推移

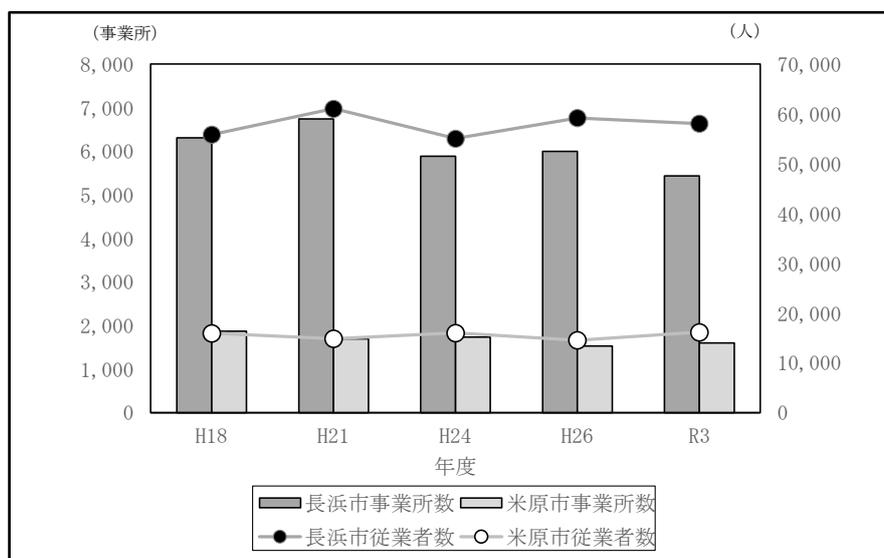


図5-1-11 長浜市及び米原市の事業所数及び従業員数の推移

4. 土地利用

地目別土地面積は、表 5-1-7 及び図 5-1-12 に示すとおりです。

長浜市の総面積(琵琶湖を除く)は 53,962ha であり、内訳は、山林が 14,880ha (28%) と最も多く、次いで田 7,661ha (14%)、宅地 2,776ha (5%) の順となっています。

米原市の総面積(琵琶湖を除く)は 17,568ha であり、内訳は、山林が 6,214ha (35%) と最も多く、次いで田 2,374ha (14%)、宅地 1,053ha (6%) の順となっています。

圏域の総面積(琵琶湖を除く)は 71,530ha であり、内訳は、山林が 21,094ha (29%) と最も多く、次いで田 10,035ha (14%)、宅地 3,829ha (5%) の順となっています。

表5-1-7 地目別土地面積

令和 5 年 1 月 1 日現在

単位：ha

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
長浜市	53,962 (100%)	7,661 (14%)	894 (2%)	2,776 (5%)	15 (0%)	14,880 (28%)	441 (1%)	863 (2%)	26,432 (49%)
米原市	17,568 (100%)	2,374 (14%)	381 (2%)	1,053 (6%)	3 (0%)	6,214 (35%)	112 (1%)	438 (2%)	6,994 (40%)
圏域	71,530 (100%)	10,035 (14%)	1,275 (2%)	3,829 (5%)	18 (0%)	21,094 (29%)	553 (1%)	1,301 (2%)	33,426 (47%)

注)「その他(非課税地積)」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。

数値は課税対象の土地を対象としたものです。

四捨五入により、総数と地目別土地面積の合計が一致しない場合があります。

出典) 滋賀県 令和 5 年度 (2022 年度) 統計書

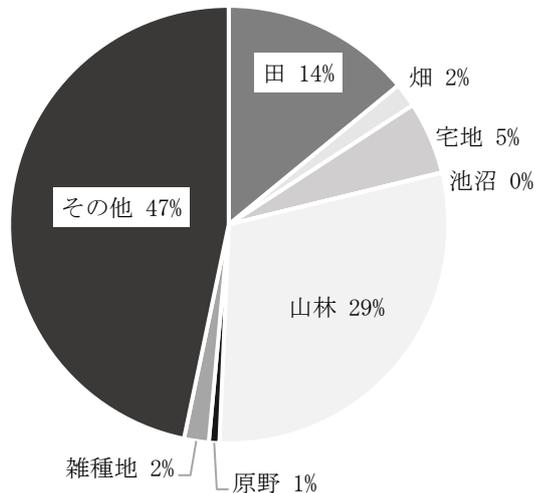


図5-1-12 圏域の地目別土地利用面積割合

5. 交通

長浜市は、古くから近畿と東海・北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきたまちであり、それぞれの経済圏域の結節点として、京都市や名古屋市からはおおよそ 60km 圏域、大阪市からはおおよそ 100km 圏域にあり、JR 北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの地域と利便性高く結びついています。

米原市は、東海道新幹線・東海道本線・北陸本線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。また、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジを有し、一般国道として 8 号、8 号米原バイパス、21 号、365 号が通過しています。このように、広域交通網が集積する米原市は、京阪神、中京、北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきました。

6. 関係計画

(1) 長浜市関連計画

長浜市では、平成 29 年 3 月に「長浜市総合計画」を策定しており、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間は、第 3 期基本計画の期間に該当します。第 3 期基本計画の中で示されているごみ処理及び生活排水処理に関する概要は表 5-1-8 に示し、令和 6 年 3 月に改定された長浜市環境基本計画の概要は表 5-1-9 に示すとおりです。

表5-1-8 長浜市総合計画の概要

将来像	新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜
重点プロジェクト	① 多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト ② 長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト ③ 子どもと若者を包括的に応援する「未来のこども育成」プロジェクト ④ それぞれの地域が魅力を高め合う「持続的なまちづくり」プロジェクト
目標人口	目標人口：114,000（令和 8 年）
ごみ処理方針、施策	<p><政策 6 環境・都市 ～水と緑に包まれ住まう～></p> <p>目標 1 地球環境にやさしいまちづくり</p> <p>1-1 脱炭素社会の構築</p> <p>施策 1 総合的な地球温暖化対策の推進</p> <p>○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・脱炭素対策及びエネルギー源対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的に進めるために必要な仕組みをつくります。</p> <p>施策 2 再生可能エネルギーの利活用の推進</p> <p>○再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、電気自動車等）の普及に向けた取組を進めます。</p> <p>1-2 循環型社会の構築</p> <p>施策 1 ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり</p> <p>○ごみの減量化を促進する上で、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後も重要になることから、循環型社会への関心を高めるための教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行います。また、フードロス対策への取り組みを推進します。</p> <p>施策 2 不法投棄対策の強化</p>

	<p>○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。</p> <p>施策3 公害の未然防止</p> <p>○公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重点的に進めます。</p>
水環境に係る方針、施策	<p><政策6 環境・都市 ～水と緑に包まれ住まう～></p> <p>目標4 生活基盤の整ったまちづくり</p> <p>4-1 社会資本の整備</p> <p>施策4 下水道の整備</p> <p>○人口減少や老朽化の進行に対応するため、供用開始後30年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道に接続を実施し、経営資源の効率的な運用を図ります。</p> <p>○施設の老朽化等の状況を把握し、下水道ストックマネジメント計画に基づく状態監視保全を図るとともに、経営状況の可視化と適正な資金管理に努め、費用の平準化を図ります。</p>

表5-1-9 長浜市環境基本計画

計画名	第2次長浜環境基本計画（令和6年3月 改定）
環境像	みんなで育む 水とみどりにつまれたまち ながはま
基本方針	<p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な自然環境の保全・再生（自然環境） 2. ひとの健康と安全を守る生活環境の保全（生活環境） 3. 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり（快適環境） 4. もの・水・エネルギーの循環の創出（循環） 5. 地球環境保全への貢献（地球環境） 6. 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進（人づくり）
実施する施策	<p><基本方針1></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然環境の保全・再生推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山林の適切な保全 ・農地の適切な保全 ・河川・琵琶湖などの保全 ② 生物多様性の保全・再生推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息・生育状況の把握 ・生物の保全・管理 ・外来生物対策の強化 ・環境に配慮した農林水産業の推進 ③ 自然の恵みの持続的な活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう場と機会の提供 ・農林水産物の地産地消・ブランド化の推進 <p><基本方針2></p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 環境公害防止に向けた継続的な監視 <ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全 ・大気の保全 ・騒音・振動の防止

- ・光害などの防止
- ・有害化学物質・放射性物質の監視測定
- ・不法投棄の防止
- ⑤ 公害の未然防止
 - ・事業所への指導の徹底
 - ・環境保全協定の締結推進
- <基本方針 3>
- ⑥ 水とみどりの保全再生推進
 - ・公園緑地の整備・維持管理の推進
 - ・親水空間の保全
- ⑦ 歴史・文化の保存・活用
 - ・歴史資源や文化財の保存・活用
 - ・市民文化活動の推進
- ⑧ 景観の保全・創造推進
 - ・まちなみ景観の形成
 - ・空き家・空き地の管理・活用の推進
 - ・地域美化の推進
- <基本方針 4>
- ⑨ 3Rの推進
 - ・ごみの発生抑制
 - ・物の再使用
 - ・リサイクルの推進
- ⑩ 水循環の保全・再生推進
 - ・水の適正な利用推進
 - ・水循環の推進
- ⑪ エネルギーの効率的・有効活用の推進
 - ・省エネルギーの推進
 - ・再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進
- <基本方針 5>
- ⑫ 地球温暖化緩和策の推進
 - ・地球温暖化対策に向けた行動の促進
 - ・市の先導的取組の推進
- ⑬ 地球温暖化適応策の推進
 - ・地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践
 - ・地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信
- <基本方針 6>
- ⑭ 環境教育・学習の推進
 - ・学校での環境教育の充実
 - ・家庭や地域、職場での環境学習の充実
- ⑮ 環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進
 - ・環境関連団体などの育成・支援推進
 - ・長浜市官民パートナーシップの活動支援
- ⑯ 協力体制づくりの推進
 - ・様々な活動主体間との連携強化
- ⑰ 環境情報の収集・発信
 - ・様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進

(2) 米原市の関連計画

米原市では、平成 28 年 9 月に「第 2 次 米原市総合計画」を策定し、中間年度である令和 4 年 3 月に一部を見直しています。この計画の中で示されているごみ処理及び生活排水処理に関する概要は表 5-1-10 に示し、令和 5 年 3 月に改定された「第 2 次 米原市環境基本計画」の概要は表 5-1-11(1)～(2)に示すとおりです。

表5-1-10 第 2 次米原市総合計画

計 画 名	第 2 次米原市総合計画（令和 4 年 3 月改定）
将 来 像	ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市
目標人口	令和 8 年度：37,800 人
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人をつなぐまちづくり【元気な人】 ・地域と地域をつなぐまちづくり【活力あるまち】 ・現在・過去・未来（時）をつなぐまちづくり【愛着ある風土】
ごみ処理 方針、施策	<p>基本目標（政策）3 水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり【環境・防災】 先人から受け継いできた豊かな自然を次世代に引き継ぐため、人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民の生命や財産を災害から守り、安心して暮らすことができるよう、自助、共助、公助による助け合いの体制を構築し、地域防災の充実を図るとともに、防犯、交通安全対策および消費者支援など、安全で安心なまちづくりを進めます。</p> <p>3-2) 彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち（生活環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①循環型社会の構築 ②身近な生活環境の保全 ③環境に配慮したまちづくりの推進 ④脱炭素地域づくりの推進 <p>3-4) みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち（防災/消防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域防災力の強化 ②災害に強いまちづくりの推進 ③迅速な災害情報の伝達・収集 ④災害復旧への対応 ⑤安心して生活できる環境づくり
水環境に係る 方針、施策	<p>3-1) 生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち（自然環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ②美しい水環境の継承 <p>3-5) 暮らしの安全と生活の安心を守るまち（防犯/消費生活/交通安全/上下水道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ②安定的な下水道事業の推進

表5-1-11(1) 第2次米原市環境基本計画の概要

計 画 名	米原市環境基本計画（令和5年3月改定）
環 境 像	未来につなぐ“水源の里まいばら”
基本方針	<p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ひと <ol style="list-style-type: none"> ① 次代へ伝える自然体験・環境教育の推進 ② 市民・事業者等・行政の協働の推進 2. 自然環境 <ol style="list-style-type: none"> ① 多面的な機能を持つ森林の保全 ② 生物多様性と水環境の保全・発信 3. 環境を活かす <ol style="list-style-type: none"> ① 自然と共生する農業・水産業と観光の推進 ② 環境と調和した景観の形成 4. 脱炭素・循環 <ol style="list-style-type: none"> ① 脱炭素地域づくりの推進 ② 資源循環とごみ排出量の削減 5. 生活環境 <ol style="list-style-type: none"> ① 公害の防止 ② 生活空間の保全
基本施策 (続く)	<p><基本方針 1-①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園・認定こども園での自然体験活動の推進 ・ 小中学校での環境教育の推進 ・ 協働による自然体験活動・環境教育の推進 <p><基本方針 1-②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働取組を推進するための条例や体制の整備 ・ 多様な主体の協働の仕組みづくりと担い手となるリーダーの育成 ・ 協働取組を進めるために必要となる環境情報の収集・発信や啓発の実施 <p><基本方針 2-①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備と地域産木材の利活用に向けた基盤整備 ・ 野生動物の管理 <p><基本方針 2-②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における生物多様性の保全 ・ 多様な主体との協働による米原市の特色ある自然環境、水環境の保全 ・ 特定外来生物の駆除、持込禁止等の啓発 <p><基本方針 3-①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・水産業の基盤整備と担い手の育成 ・ 地産地消の推進 ・ まいばらエコツーリズムの推進 <p><基本方針 3-②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮した計画的なまちづくりの推進 ・ 協働による文化的景観の保全

表 5-1-11(2) 第2次米原市環境基本計画の概要

<p>基本施策 (続き)</p>	<p><基本方針 4-①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進 ・省エネルギー対策の推進 ・地域の自然資源を活用した吸収源対策等の推進 ・脱炭素ライフスタイルに向けた行動変容の実現 ・気候変動に備えた適応の推進 ・市役所における地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の取組推進 <p><基本方針 4-②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所におけるごみゼロに向けた率先した取組 ・協働によるごみ排出量の削減の取組や普及啓発の実施 ・災害廃棄物発生時の対応検討 <p><基本方針 5-①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止に向けた取組 ・生活環境の維持向上に向けた普及啓発や指導の実施 <p><基本方針 5-②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働による地域の美化等の取組 ・空家対策等の良好な生活環境の維持に向けた取組 ・動物愛護や衛生害虫等に関する普及啓発 ・不法投棄の防止に向けた協働の実施
----------------------	--

第2章 ごみ処理行政の沿革

当センターにおけるごみ処理行政の沿革は、表5-2-1に示すとおりです。

表5-2-1 当センターにおけるごみ処理行政の沿革

年月日	経緯
昭和40年 4月 5日	● 1市6町2村（高月町を除く）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎
昭和44年10月 1日	● 長浜市八幡中山町に可燃ごみ焼却処理施設を建設し全面供用開始
昭和46年10月 1日	● 旧山東町大野木に最終処分場を建設し供用開始
昭和54年 4月 1日	● 湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ名称を変更
昭和58年12月 1日	● 旧伊吹町杉沢に最終処分場を建設し供用開始
平成 2年 4月 1日	● 旧浅井町大依にクリーンプラント（最終処分場・粗大ごみ破碎処理施設）を建設し供用開始。 粗大ごみ、ガラスびん、使用済み乾電池類の収集開始（長浜市のみ昭和53年度からガラスびん・金属類のモデル収集）
平成 6年 1月17日	● 不燃ごみ・粗大ごみ処理の共同事務に高月町が加入
平成11年 2月17日	● 可燃ごみ処理及びごみの収集・運搬の共同事務に高月町が加入
平成11年 4月 1日	● 長浜市八幡中山町にクリスタルプラザ(可燃ごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ)を建設し、 全面供用開始
平成11年11月 1日	● 資源ごみの分別収集を開始（空き缶、ペットボトル、紙パック、発泡スチロール）
平成14年 4月 1日	● 可燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成14年 4月 1日	● 不燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成15年 4月 1日	● 古紙（新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ）の収集開始
平成16年 4月 1日	● 古布（古着）の収集、プラスチック製容器包装のモデル収集開始
平成16年 4月 1日	● プラスチック製容器包装収集開始
平成17年 2月14日	● 旧米原町、旧山東町、旧伊吹町が合併し、米原市が誕生。構成市町が2市6町に変更
平成17年 4月 1日	● 可燃ごみ指定袋の無料配布枚数を100枚/年から80枚/年に変更
平成17年10月 1日	● ボタン電池類収集開始（使用済み乾電池類として）
平成17年10月 1日	● 米原市と旧近江町が合併。構成市町が2市5町に変更
平成18年 2月13日	● 使用済み蛍光灯分別収集開始
平成18年 2月13日	● 旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併し、長浜市が誕生。構成市町が2市3町に変更
平成20年10月 1日	● 可燃ごみと不燃ごみ収集の有料化制度を、超過量有料制から単純従量制 ^{※2} に移行
平成22年 1月 1日	● 旧長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町が合併し、長 浜市が誕生。構成市が2市に変更
平成23年 7月 1日	● 旧伊香郡衛生プラント組合の業務について湖北広域行政事務センターに移管
平成23年 7月 1日	● スプレー缶類・ライター類の分別収集開始
平成25年 4月 1日	● 伊香クリーンプラザ管内の可燃ごみをクリスタルプラザに処理統合
平成25年10月 1日	● 資源ごみ等の中間処理施設の統合
平成25年11月26日	● 廃棄物減量等推進審議会設置
平成26年 4月 1日	● 圏域の資源ごみ等の分別ルールの一
平成26年11月 1日	● 小型家電対象品目の回収を開始
平成27年 4月 1日	● 米原市番場にウイングプラザを建設し供用開始
平成27年10月 1日	● 粗大ごみ戸別収集・大量ごみ収集の開始
平成28年 4月 1日	● 伊香クリーンプラザ管内の不燃ごみと粗大ごみをクリーンプラント処理統合
令和 3年 4月 1日	● 羽毛布団のリサイクル開始
令和 3年 7月 1日	● ごみ搬入手数料改定（家庭：40円/10kg → 80円/10kg、事業所：130円/10kg → 190円/10kg）
令和 3年 9月 9日	● 落じん灰のリサイクル開始
令和 3年12月29日	● クリーンプラント事前予約制（第4日曜日及び年末）開始
令和 6年 4月 1日	● 可燃ごみ祝休日収集の開始
令和 6年 4月 1日	● リチウムイオン電池が取り外せない小型電子機器の分別収集開始（使用済み乾電池類として）

※1 超過量有料制（指定袋を一定量無料配布し、超過分を有料とする制度）

※2 単純従量制（指定袋を1枚目から有料とする制度）

第3章 ごみ処理体制

1. ごみ処理事業における当センターと構成市の業務分担

当センターと構成市の業務分担を表5-3-1に示します。

表5-3-1 ごみ処理事業における当センターと構成市の業務分担

事務・事業の種類	当センターの担当事務	構成市の担当事務
一般廃棄物処理計画策定事務	①圏域の一般廃棄物処理基本計画を定める（構成市単独実施分を除く） ②圏域の一般廃棄物処理実施計画を定める（構成市単独実施分を除く） （集積所にごみが出された後の収集・運搬・中間処理・最終処分に関する事務）	①構成市の一般廃棄物処理基本計画を定める ②構成市の一般廃棄物処理実施計画を定める （集積所にごみが出され、収集されるまでの業務に関する事務：排出抑制と分別、リサイクル、集団回収、住民啓発等）
ごみ収集に関する事務	①集積所からの収集・運搬業務に関する事務 ・直営収集 or 委託収集の選択と決定：委託の場合の業者の決定 ・分別収集の方式の決定（分別の種類・収集方式等） ・収集回数及び日程の決定 ②ごみ処理手数料、使用料の決定 ③ごみ指定袋の形状決定、調達、料金の設定 ④資源ごみ収集容器の調達、管理 ⑤構成市との連絡調整	①集積所にごみが出され、収集されるまでの一切の業務に係る住民へのルール等の周知 ・啓発事務 ・排出の抑制、分別の徹底、リサイクル活動の推進等の事務 ②ごみの分別・リサイクル等に関する対住民協議会等の設立推進 ③集積所の整備に係る助成 ④ごみ収集に関する住民の意見、要望、苦情等のとりまとめ
ごみ処理施設の整備及び計画策定事務	①整備する施設の優先順位と整備内容の決定 ・エネルギー回収推進施設（熱回収施設等）、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター等）、最終処分場	①共同処理事務以外で構成市単独実施 ②エコタウン構想（滋賀県と県内市が主体となって産業廃棄物・一般廃棄物の排出量抑制と資源化を目指し、民間活用による産業を興す）の趣旨に則り、参加市が独自に計画、立案の事業 例）生ごみ、農業集落排水汚泥等の堆肥化と農家還元を目的とした施設の整備等
ごみ処理施設の維持・管理	①法令等の基準に基づく維持管理（公害規制等） ②点検整備計画に基づく効率的かつ経済的な維持補修 ③機器操作従業者の教育・訓練 ④住民を対象とした研修会の開催（施設の現状を見てもらう）	①構成市単独施設に係る適正な維持管理 ②ごみ処理施設の円滑な維持のための住民に向けたごみ分別や減量等の啓発
一般廃棄物の収集・運搬・処分業の許可及び指導・監督に関する事務	①当センターが許可等審査委員会を経て許可する ②当センター施設へ搬入時に指導事項の履行度を確認 ③許可証更新時（2年毎）に指導	①許可業者の適正な収集運搬・処理処分に係る業務監視
ごみの排出抑制・減量化施策	①持込み住民・事業所に対して ・適宜文書による周知・啓発 ・受付窓口における周知 ②許可業者に対して ・収集先（事業所）での分別の徹底を指導	①住民、事業所への周知・啓発に関する事務 ②集団回収に関する事務 ③住民を対象にしたリサイクルフェアの開催 ④不用品交換情報の提供 ⑤多量排出事業者の計画の提出
ごみステーションの設置・整備		①センターと協議の上、構成市において実施
廃棄物減量等推進審議会の設置及び環境衛生推進員の選任等	①廃棄物減量等推進審議会の開催	①環境推進員の選任
広報活動	①ホームページや構成市の各戸に配布する「広域だより」を発行 ・「広域だより」により当センター業務の現状やリサイクルに向けた取組、問題点等を掲載し、幅広い関心と協力を求めるなどの広報活動をしている	①ホームページや独自に発行の広報紙において当該自治体独自のごみ減量化、資源化、環境美化等への取組について広報・啓発活動をしている
廃棄物条例の制定	①集積所から中間処理、最終処分までの業務と処理業の許可などに関する事務内容について制定	①各家庭、事業所から集積所に出されるまでの業務に関する事務内容について制定

第4章 ごみ処理の実績

1. 分別品目別の構成市実績

(1) 長浜市

過去5年間における品目別ごみ排出量は表5-4-1及び図5-4-1に示すとおりであり、ごみ総排出量及び可燃ごみは減少傾向にあります。

不燃ごみ及び粗大ごみは令和2年度及び令和5年度に増加しており、一定の傾向にはありません。資源ごみの内訳をみると、ペットボトル、発泡スチロール及びアルミ缶は増加傾向にあります。

表5-4-1 品目別ごみ排出量(長浜市)

単位：t

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	
可燃ごみ		27,318	26,829	25,914	25,401	24,113	
不燃ごみ		2,422	2,609	2,374	2,119	2,142	
粗大ごみ		1,820	1,995	1,840	1,619	1,865	
資源ごみ	ペットボトル	212	220	220	229	234	
	発泡スチロール	62	74	75	76	82	
	紙パック	41	42	39	38	35	
	缶	アルミ	46	55	53	57	58
		スチール	125	128	121	114	103
	ガラス	無色	248	245	243	231	216
		茶色	222	217	219	218	206
		その他	91	94	95	92	87
	古紙	新聞	409	406	380	357	318
		ダンボール	619	680	643	634	593
		雑誌	764	731	662	625	538
	古布		201	217	199	183	172
	プラスチック製容器包装		819	842	805	795	774
	使用済み乾電池類		40	35	30	34	37
	ライター		2	2	2	2	2
	使用済み蛍光管		10	11	9	8	8
	小計		3,911	3,999	3,795	3,693	3,463
合計		35,471	35,432	33,923	32,832	31,583	

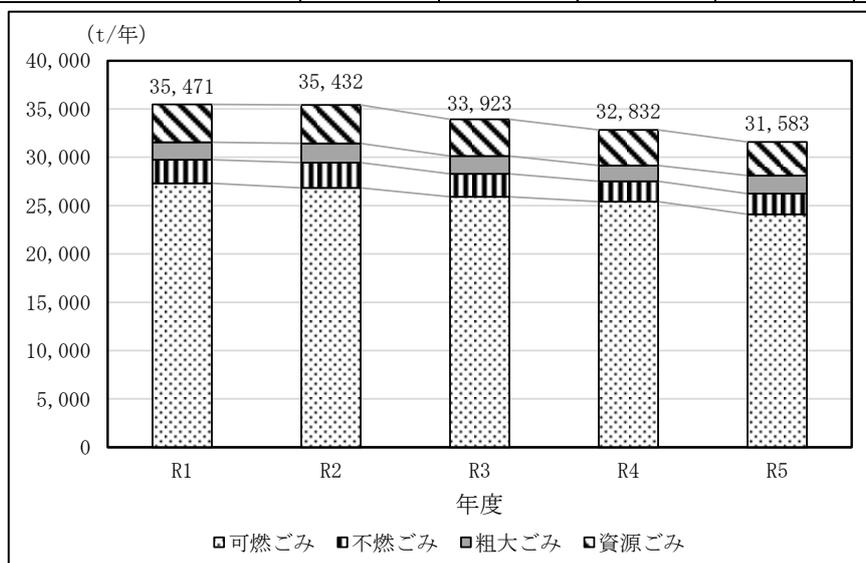


図5-4-1 品目別ごみ排出量(長浜市)

(2) 米原市

過去5年間における品目別ごみ排出量は表5-4-2及び図5-4-2に示すとおりであり、ごみ総排出量、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは減少傾向にあります。

粗大ごみは令和2年度及び令和5年度に増加しており、一定の傾向にはありません。

資源ごみの内訳をみると、スチール缶及び古紙類は減少傾向にありますが、その他の品目は概ね一定で推移しています。

表5-4-2 品目別ごみ排出量(米原市)

単位：t

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	
可燃ごみ		8,027	7,689	7,754	7,718	7,599	
不燃ごみ		771	835	789	700	690	
粗大ごみ		533	646	591	532	568	
資源ごみ	ペットボトル	79	79	82	86	79	
	発泡スチロール	16	22	22	23	23	
	紙パック	14	14	14	13	13	
	缶	アルミ	15	17	16	16	17
		スチール	42	41	39	37	34
	ガラス	無色	81	79	70	68	67
		茶色	72	66	70	65	65
		その他	27	28	27	26	25
	古紙	新聞	183	164	164	161	143
		ダンボール	240	250	245	243	222
		雑誌	338	312	295	280	244
	古布		86	94	81	67	70
	プラスチック製容器包装		318	325	321	314	306
	使用済み乾電池類		12	12	11	13	12
	ライター		2	2	1	2	2
	使用済み蛍光管		3	3	4	3	3
	小計		1,528	1,508	1,462	1,417	1,325
合計		10,859	10,678	10,596	10,367	10,182	

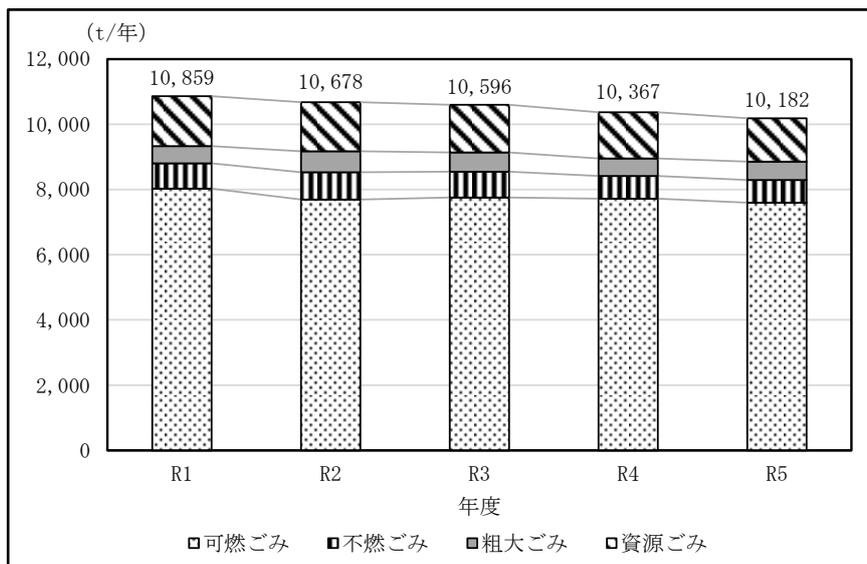


図5-4-2 品目別ごみ排出量(米原市)

2. 排出形態別の構成市実績

(1) 長浜市

過去5年間における排出形態別ごみ排出量は表5-4-3及び図5-4-3に示すとおりであり、家庭系ごみについては収集、持込ともに令和2年度に一旦増加していますが、その他の年度は減少傾向にあります。

事業系ごみは減少傾向となっています。

表5-4-3 排出形態別ごみ排出量(長浜市)

単位：t

区 分			R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	15,955	15,880	15,524	15,423	14,704
		不燃ごみ	1,447	1,573	1,466	1,381	1,316
		粗大ごみ	587	654	649	596	620
		資源ごみ	3,911	3,999	3,795	3,693	3,463
		計	21,900	22,106	21,434	21,093	20,103
	持込ごみ	可燃ごみ	1,469	1,823	1,452	1,193	881
		不燃ごみ	709	637	544	399	537
		粗大ごみ	1,141	1,154	1,040	895	1,038
		計	3,319	3,614	3,036	2,487	2,456
	小計			25,219	25,720	24,470	23,580
事業系ごみ	可燃ごみ(事業系)		9,419	8,675	8,516	8,388	8,192
	可燃ごみ(公用ごみ)		475	451	422	397	336
	不燃ごみ(公用ごみ)		266	399	364	339	289
	粗大ごみ(公用ごみ)		92	187	151	128	207
	小計		10,252	9,712	9,453	9,252	9,024
合計			35,471	35,432	33,923	32,832	31,583

注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

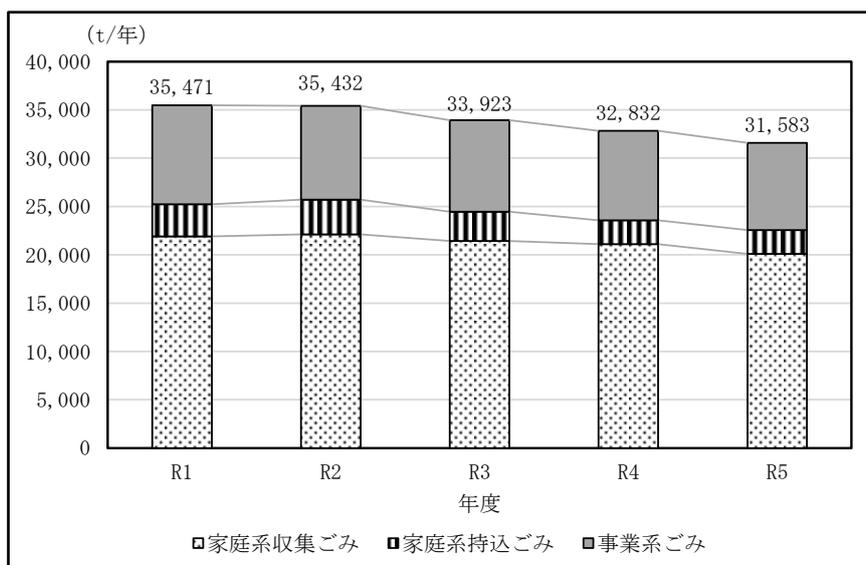


図5-4-3 排出形態別ごみ排出量 (長浜市)

(2) 米原市

過去5年間における排出形態別ごみ排出量は表5-4-4及び図5-4-4に示すとおりであり、家庭系ごみについては収集、持込ともに令和2年度に一旦増加していますが、その他の年度は減少傾向にあります。

事業系ごみは令和2年度以降、増加傾向にあります。

表5-4-4 排出形態別ごみ排出量（米原市）

単位：t

区 分			R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	5,111	5,162	5,221	5,165	4,960
		不燃ごみ	539	606	567	547	498
		粗大ごみ	205	248	222	221	207
		資源ごみ	1,528	1,508	1,462	1,417	1,325
		計	7,383	7,524	7,472	7,350	6,990
	持込ごみ	可燃ごみ	352	359	346	330	222
		不燃ごみ	203	208	191	134	172
		粗大ごみ	314	382	348	294	351
		計	869	949	885	758	745
		小計	8,252	8,473	8,357	8,108	7,735
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）		2,439	2,071	2,075	2,148	2,333
	可燃ごみ（公用ごみ）		125	97	112	75	84
	不燃ごみ（公用ごみ）		29	21	31	19	20
	粗大ごみ（公用ごみ）		14	16	21	17	10
	小計		2,607	2,205	2,239	2,259	2,447
合計			10,859	10,678	10,596	10,367	10,182

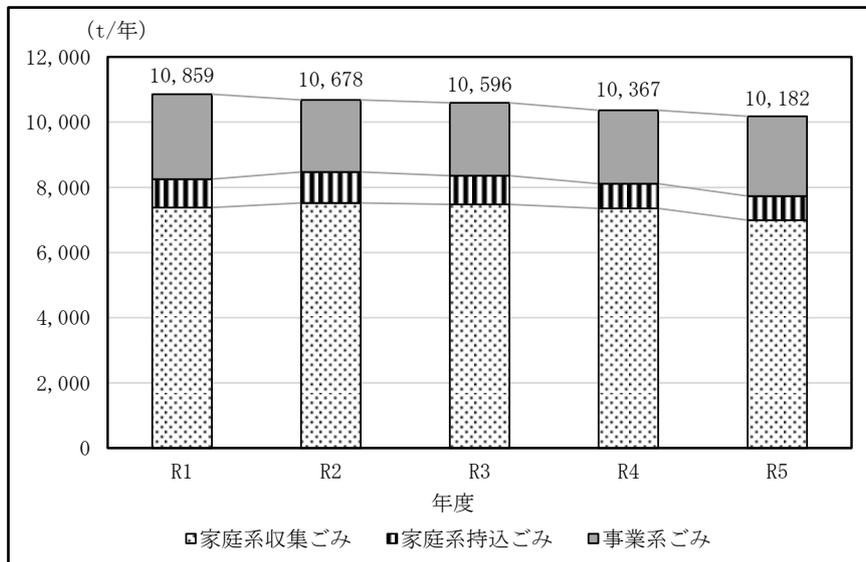


図5-4-4 排出形態別ごみ排出量（米原市）

3. ごみ中間処理量の実績

ごみ中間排出量の実績を表5-4-5に示します。

表5-4-5 ごみ中間処理量の実績

区 分		単位	R1	R2	R3	R4	R5		
処理量	焼却処理	可燃ごみ	35,345	34,518	33,668	33,119	31,712		
		可燃粗大	148	170	165	160	608		
		破碎選別残渣（可燃+プラ）	3,382	3,674	3,324	3,000	2,940		
		手選別可燃	20	83	160	161	150		
		計	38,895	38,445	37,317	36,440	35,410		
		破碎選別量	4,839	5,315	4,850	4,300	4,169		
施設等からの搬出量	資源搬出	ペットボトル	291	299	302	315	313		
		発泡スチロール	30	44	31	31	22		
		紙パック	50	51	49	48	45		
		缶	アルミ	61	72	69	73	75	
			スチール	167	169	160	151	137	
		ガラス	無色	340	337	316	315	293	
			茶色	303	283	290	303	271	
			その他	119	135	128	121	123	
		古紙	新聞	592	570	544	518	461	
			ダンボール	859	930	888	877	815	
			雑誌	1,102	1,043	957	905	782	
		古布	301	319	303	273	241		
		プラスチック製容器包装	950	948	945	901	867		
		使用済み乾電池	52	43	43	44	45		
		使用済み蛍光管	13	14	12	10	10		
		羽毛布団	—	—	2	2	2		
		使用済み小型家電	2	1	1	1	2		
		自転車	77	81	76	57	52		
		落じん灰	—	—	29	87	88		
		破碎選別後資源	アルミニウム	32	34	42	41	36	
			銅線	—	—	0	0	0	
			シュレッダー鉄	—	—	391	715	687	
		最終処分（埋立）	焼却灰	主灰	4,564	2,393	2,078	2,077	2,036
				ばいじん処理物		2,119	2,235	2,151	2,046
			選別後不燃ごみ	922	1,070	937	831	780	
			がれき	484	522	505	456	438	
			計	5,970	6,103	5,755	5,515	5,300	

4. 温室効果ガス排出量

当センターのごみ処理事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）は、表5-4-6に示すとおりであり、排出量の大半は一般廃棄物の焼却（特にプラスチック類の焼却）となっています。

表5-4-6 温室効果ガス排出量（CO₂換算）（令和5年度）

① 一般廃棄物の焼却						
ガスの種類	排出原因	焼却処理量 (t)	排出係数 (t-ガス/t)	温室効果ガス排出量 (t-ガス)	CO ₂ 換算係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
CO ₂	プラスチック類の焼却 ※	9,711	2.765	26,851	1	26,851
CH ₄	一般廃棄物の焼却（連続式）	35,410	0.00000095	0.034	28	1
N ₂ O	一般廃棄物の焼却（連続式）	35,410	0.0000567	2	265	530
※センター焼却処理量 37,068t × (1-水分率 41.4%) × プラスチック類組成 46.8%					総排出量	27,382
②-1 焼却施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	6,405,638	kWh	0.000438		2,806	
灯油	34,000	L	0.00249		85	
総排出量					2,891	
②-2 粗大ごみ処理施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	426,962	kWh	0.000438		187	
総排出量					187	
②-3 リサイクル施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	37,904	kWh	0.000438		17	
灯油	2,855.2	L	0.00249		7	
軽油	3,493.5	L	0.00258		9	
ガソリン	1,955.1	L	0.00232		5	
総排出量					38	
②-4 最終処分場でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	210,141	kWh	0.000438		92	
軽油	2,827.9	L	0.00258		7	
総排出量					99	
③ 収集運搬						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
軽油	158,064.99	L	0.00258		409	
総排出量					409	
総合計排出量					31,006	

注) 排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）（令和7年政令第8号）によります。

第5章 ごみ処理行政・技術の動向

1. 国の法体系

廃棄物に関する法体系を整理すると、図5-5-1に示すとおりです。

令和4年4月には、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

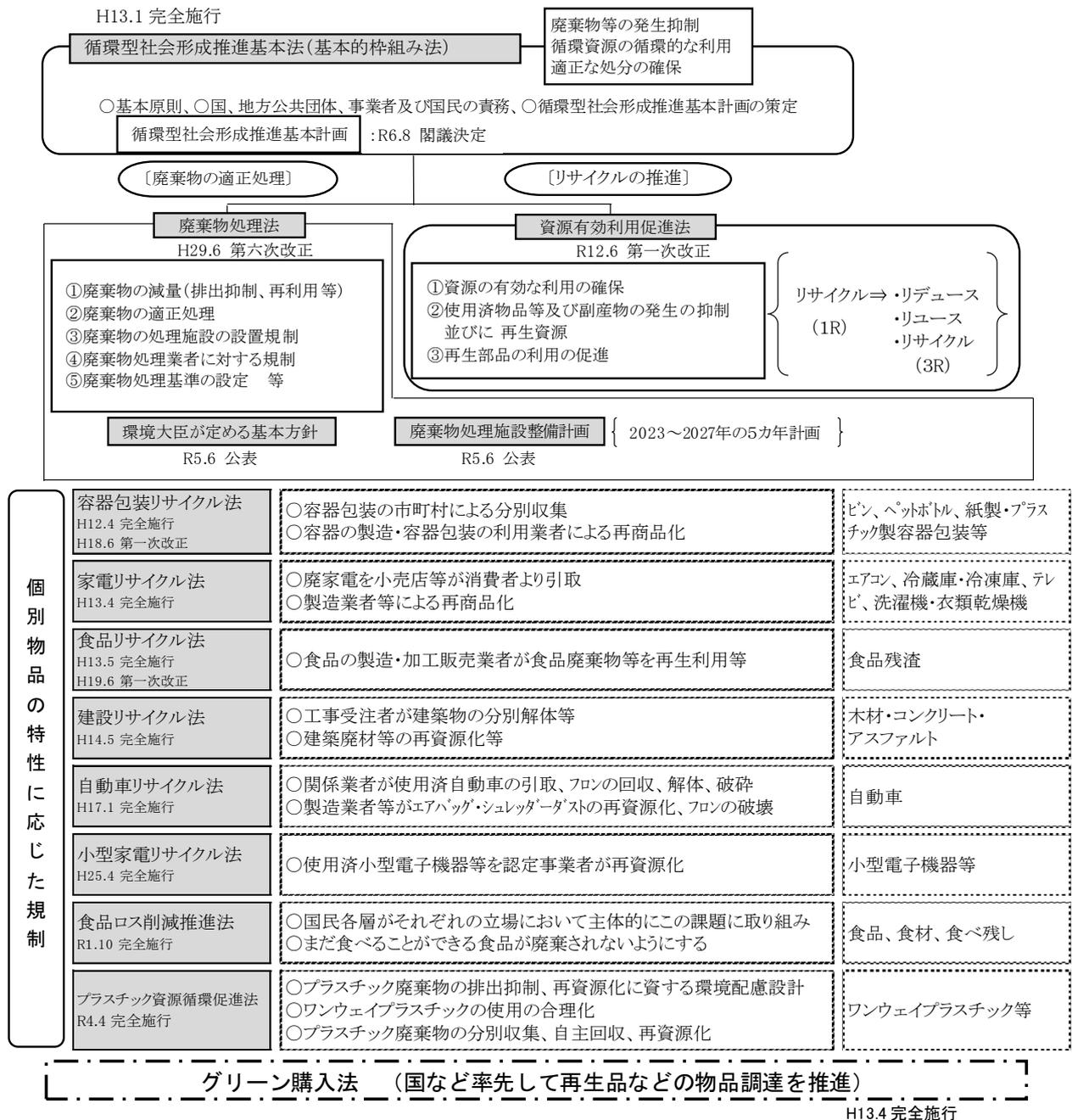


図5-5-1 循環型社会の形成の推進のための関係法令

第6章 ごみ排出量及び処理量の推計

1. 現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量推計

現状施策を維持した場合のごみ排出量を推計しました。長浜市の推計結果を表 5-6-1、米原市の推計結果を表 5-6-2、圏域の推計結果を表 5-6-3 に示します。

2. 目標値を達成した場合のごみ排出量推計

本計画内で示した各種施策を実施し、目標値を達成した場合のごみ排出量を推計しました。長浜市の推計結果を表 5-6-4、米原市の推計結果を表 5-6-5、圏域の推計結果を表 5-6-6 に示します。

3. 中間処理量の推計

本計画内で示した各種施策を実施し、目標値を達成した場合の中間処理量及び最終処分量の推計結果を表 5-6-7 に示します。

表5-6-1 現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量推計（長浜市）

区 分		単位	実績値					推計値													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	15,955	15,880	15,524	15,423	14,704	14,417	13,956	13,685	13,454	13,914	13,638	13,365	13,126	12,819	12,550	12,284	12,054		
		不燃ごみ	1,447	1,573	1,466	1,381	1,316	1,284	1,225	1,183	1,145	1,102	1,062	1,022	986	944	906	868	833		
		粗大ごみ	587	654	649	596	620	598	585	581	578	571	567	562	559	552	547	542	542	539	
		資源ごみ	ペットボトル	212	220	220	229	234	229	224	222	221	219	217	215	214	211	209	207	206	
			発泡スチロール	62	74	75	76	82	71	70	69	69	—	—	—	—	—	—	—	—	
			紙パック	41	42	39	38	35	34	32	30	29	28	26	25	24	22	21	20	18	
			缶	アルミ	46	55	53	57	58	58	58	59	59	59	60	60	60	60	60	60	60
				スチール	125	128	121	114	103	105	102	100	98	96	94	93	91	90	88	87	86
			ガラス	無色	248	245	243	231	216	211	201	194	187	180	173	166	160	153	146	140	134
				茶色	222	217	219	218	206	201	197	196	194	190	187	185	182	179	176	174	171
				その他	91	94	95	92	87	85	83	83	82	81	80	80	79	78	78	77	77
			古紙	新聞	409	406	380	357	318	311	304	302	296	288	282	276	271	265	260	255	251
				ダンボール	619	680	643	634	593	579	567	562	559	553	549	544	541	535	530	525	522
				雑誌	764	731	662	625	538	526	515	511	508	502	498	494	491	485	481	477	474
			古布	201	217	199	183	172	168	164	163	162	160	157	154	152	150	147	145	143	
			プラスチック製容器包装	819	842	805	795	774	755	733	720	710	—	—	—	—	—	—	—	—	
		使用済み乾電池類	40	35	30	34	37	34	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31		
	ライター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	使用済み蛍光管	10	11	9	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	小計	3,911	3,999	3,795	3,693	3,463	3,377	3,293	3,254	3,216	2,397	2,364	2,333	2,306	2,268	2,236	2,207	2,182			
	中計	21,900	22,106	21,434	21,093	20,103	19,676	19,059	18,703	18,393	17,984	17,631	17,282	16,977	16,583	16,239	15,901	15,608			
	持込ごみ	可燃ごみ	1,469	1,823	1,452	1,193	881	861	843	836	831	822	815	809	804	795	788	781	776		
		不燃ごみ	709	637	544	399	537	429	400	379	361	344	329	315	303	290	279	268	259		
		粗大ごみ	1,141	1,154	1,040	895	1,038	936	903	883	868	849	834	820	808	792	779	767	757		
		中計	3,319	3,614	3,036	2,487	2,456	2,226	2,146	2,098	2,060	2,015	1,978	1,944	1,915	1,877	1,846	1,816	1,792		
	合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	25,219	25,720	24,470	23,580	22,559	21,902	21,205	20,801	20,453	19,999	19,609	19,226	18,892	18,460	18,085	17,717	17,400	
			(資源ごみを除く)	21,308	21,721	20,675	19,887	19,096	18,525	17,912	17,547	17,237	17,602	17,245	16,893	16,586	16,192	15,849	15,510	15,218	
一人1日当たりの排出量		(資源ごみを含む)	583	602	578	560	540	536	530	524	518	513	507	501	495	489	484	478	473		
		(資源ごみを除く)	493	508	488	472	457	454	448	442	437	451	446	440	435	429	424	419	413		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	9,419	8,675	8,516	8,388	8,192	8,146	8,063	7,988	7,920	7,858	7,800	7,746	7,694	7,646	7,600	7,556	7,514			
	可燃ごみ（公用ごみ）	475	451	422	397	336	336	336	329	320	312	305	298	292	286	281	276	271			
	不燃ごみ（公用ごみ）	266	399	364	339	289	289	289	285	283	281	279	278	277	276	275	274	274			
	粗大ごみ（公用ごみ）	92	187	151	128	207	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153			
	合計	10,252	9,712	9,453	9,252	9,024	8,924	8,841	8,755	8,676	8,604	8,537	8,475	8,416	8,361	8,309	8,259	8,212			
総合計	年間排出量	35,471	35,432	33,923	32,832	31,583	30,826	30,046	29,556	29,129	28,603	28,146	27,701	27,308	26,821	26,394	25,976	25,612			
	一人1日当たりの排出量	821	829	801	780	755	755	751	745	738	733	727	722	716	711	706	701	696			
人口		人	118,103	117,116	116,087	115,358	114,223	111,891	109,558	108,676	107,794	106,912	106,030	105,147	104,237	103,327	102,417	101,507	100,598		
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366			

表5-6-2 現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量推計（米原市）

区 分		単位	実績値					推計値													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	5,111	5,162	5,221	5,165	4,960	4,877	4,850	4,779	4,722	4,954	4,881	4,808	4,748	4,662	4,590	4,517	4,458		
		不燃ごみ	539	606	567	547	498	500	502	500	491	479	469	459	450	439	428	418	410		
		粗大ごみ	205	248	222	221	207	208	207	205	204	202	201	200	200	198	197	196	196		
		資源ごみ	ペットボトル	79	79	82	86	79	79	80	79	79	79	79	78	78	78	78	77	77	
			発泡スチロール	16	22	22	23	23	21	21	21	21	—	—	—	—	—	—	—	—	
			紙パック	14	14	14	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	
			缶	アルミ	15	17	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
				スチール	42	41	39	37	34	35	35	34	33	33	32	32	32	31	31	31	30
			ガラス	無色	81	79	70	68	67	65	64	63	62	61	60	59	59	58	57	56	56
				茶色	72	66	70	65	65	65	65	64	64	63	63	63	62	62	61	61	61
				その他	27	28	27	26	25	25	25	24	24	24	23	23	22	22	22	21	21
			古紙	新聞	183	164	164	161	143	143	144	144	144	143	141	139	138	136	134	133	131
				ダンボール	240	250	245	243	222	223	224	223	223	221	219	216	214	211	208	205	203
		雑誌		338	312	295	280	244	245	246	239	234	228	223	218	214	210	206	202	200	
		古布	86	94	81	67	70	69	68	66	65	63	62	61	60	58	57	57	56		
	プラスチック製容器包装	318	325	321	314	306	305	304	301	298	—	—	—	—	—	—	—	—			
	使用済み乾電池類	12	12	11	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	ライター	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	使用済み蛍光管	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	小計	1,528	1,508	1,462	1,417	1,325	1,322	1,323	1,305	1,293	961	948	935	925	911	899	888	880			
中計	7,383	7,524	7,472	7,350	6,990	6,907	6,882	6,789	6,710	6,596	6,499	6,402	6,323	6,210	6,114	6,019	5,944				
持込ごみ	可燃ごみ	352	359	346	330	222	223	224	223	223	222	221	220	220	219	218	217	217			
	不燃ごみ	203	208	191	134	172	155	152	148	144	141	138	135	132	130	127	125	123			
	粗大ごみ	314	382	348	294	351	332	334	333	333	331	330	329	329	327	326	324	324			
	中計	869	949	885	758	745	710	710	704	700	694	689	684	681	676	671	666	664			
合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	8,252	8,473	8,357	8,108	7,735	7,617	7,592	7,493	7,410	7,290	7,188	7,086	7,004	6,886	6,785	6,685	6,608		
		(資源ごみを除く)	6,724	6,965	6,895	6,691	6,410	6,295	6,269	6,188	6,117	6,329	6,240	6,151	6,079	5,975	5,886	5,797	5,728		
	一人1日当たりの排出量	(資源ごみを含む)	578	601	599	586	564	554	549	544	538	532	526	521	515	509	504	498	493		
		(資源ごみを除く)	471	494	494	483	468	458	453	449	444	462	457	452	447	442	437	432	427		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	2,439	2,071	2,075	2,148	2,333	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213			
	可燃ごみ（公用ごみ）	125	97	112	75	84	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99			
	不燃ごみ（公用ごみ）	29	21	31	19	20	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24			
	粗大ごみ（公用ごみ）	14	16	21	17	10	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16			
	合計	2,607	2,205	2,239	2,259	2,447	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352			
総合計	年間排出量	10,859	10,678	10,596	10,367	10,182	9,969	9,944	9,845	9,762	9,642	9,540	9,438	9,356	9,238	9,137	9,037	8,960			
	一人1日当たりの排出量	761	758	759	749	743	725	719	714	709	704	699	694	688	683	679	674	668			
人口		人	38,992	38,614	38,235	37,917	37,455	37,673	37,890	37,768	37,646	37,524	37,402	37,280	37,150	37,020	36,890	36,760	36,631		
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365			

表5-6-3 現状の施策推進を維持した場合のごみ排出量推計（圏域）

区 分		単位	実績値					推計値													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	21,066	21,042	20,745	20,588	19,664	19,294	18,806	18,464	18,176	18,868	18,519	18,173	17,874	17,481	17,140	16,801	16,512		
		不燃ごみ	1,986	2,179	2,033	1,928	1,814	1,784	1,727	1,683	1,636	1,581	1,531	1,481	1,436	1,383	1,334	1,286	1,243		
		粗大ごみ	792	902	871	817	827	806	792	786	782	773	768	762	759	750	744	738	735		
		資源ごみ	ペットボトル	291	299	302	315	313	308	304	301	300	298	296	293	292	289	287	284	283	
			発泡スチロール	78	96	97	99	105	92	91	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	
			紙パック	55	56	53	51	48	47	45	43	41	40	38	37	36	33	32	31	29	
			缶	アルミ	61	72	69	73	75	75	75	76	76	76	77	77	77	77	77	77	77
				スチール	167	169	160	151	137	140	137	134	131	129	126	125	123	121	119	118	116
			ガラス	無色	329	324	313	299	283	276	265	257	249	241	233	225	219	211	203	196	190
				茶色	294	283	289	283	271	266	262	260	258	253	250	248	244	241	237	235	232
				その他	118	122	122	118	112	110	108	107	106	105	103	103	101	100	100	98	98
			古紙	新聞	592	570	544	518	461	454	448	446	440	431	423	415	409	401	394	388	382
				ダンボール	859	930	888	877	815	802	791	785	782	774	768	760	755	746	738	730	725
		雑誌		1,102	1,043	957	905	782	771	761	750	742	730	721	712	705	695	687	679	674	
		古布	287	311	280	250	242	237	232	229	227	223	219	215	212	208	204	202	199		
		プラスチック製容器包装	1,137	1,167	1,126	1,109	1,080	1,060	1,037	1,021	1,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		使用済み乾電池類	52	47	41	47	49	46	45	45	45	44	44	44	44	43	43	43	43	43	
	ライター	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	使用済み蛍光管	13	14	13	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	小計	5,439	5,507	5,257	5,110	4,788	4,699	4,616	4,559	4,509	3,358	3,312	3,268	3,231	3,179	3,135	3,095	3,062			
	中計	29,283	29,630	28,906	28,443	27,093	26,583	25,941	25,492	25,103	24,580	24,130	23,684	23,300	22,793	22,353	21,920	21,552			
	持込ごみ	可燃ごみ	1,821	2,182	1,798	1,523	1,103	1,084	1,067	1,059	1,054	1,044	1,036	1,029	1,024	1,014	1,006	998	993		
		不燃ごみ	912	845	735	533	709	584	552	527	505	485	467	450	435	420	406	393	382		
		粗大ごみ	1,455	1,536	1,388	1,189	1,389	1,268	1,237	1,216	1,201	1,180	1,164	1,149	1,137	1,119	1,105	1,091	1,081		
		中計	4,188	4,563	3,921	3,245	3,201	2,936	2,856	2,802	2,760	2,709	2,667	2,628	2,596	2,553	2,517	2,482	2,456		
	合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	33,471	34,193	32,827	31,688	30,294	29,519	28,797	28,294	27,863	27,289	26,797	26,312	25,896	25,346	24,870	24,402	24,008	
			(資源ごみを除く)	28,032	28,686	27,570	26,578	25,506	24,820	24,181	23,735	23,354	23,931	23,485	23,044	22,665	22,167	21,735	21,307	20,946	
一人1日当たりの排出量		(資源ごみを含む)	g/人日	582	602	583	566	546	541	535	529	523	518	512	506	500	495	489	484	478	
		(資源ごみを除く)	488	505	489	475	459	455	449	444	439	454	449	443	438	433	427	422	417		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	t/年	11,858	10,746	10,591	10,536	10,525	10,359	10,276	10,201	10,133	10,071	10,013	9,959	9,907	9,859	9,813	9,769	9,727		
	可燃ごみ（公用ごみ）	600	548	534	472	420	435	435	428	419	411	404	397	391	385	380	375	370			
	不燃ごみ（公用ごみ）	295	420	395	358	309	313	313	309	307	305	303	302	301	300	299	298	298			
	粗大ごみ（公用ごみ）	106	203	172	145	217	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169			
	合計	12,858	11,917	11,691	11,510	11,471	11,276	11,193	11,107	11,028	10,956	10,889	10,827	10,768	10,713	10,661	10,611	10,564			
総合計	年間排出量	g/人日	46,329	46,110	44,518	43,198	41,765	40,795	39,990	39,401	38,891	38,245	37,686	37,139	36,664	36,059	35,531	35,013	34,572		
	一人1日当たりの排出量	806	811	790	772	752	747	743	737	731	725	720	714	709	704	699	694	688			
人口		人	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678	149,564	147,448	146,444	145,440	144,436	143,432	142,427	141,387	140,347	139,307	138,267	137,229		
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366		

表5-6-4 目標値を達成した場合のごみ排出量推計（長浜市）

区 分		単位	実績（長浜市）					将来予測（長浜市）													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	15,955	15,880	15,524	15,423	14,704	14,417	13,956	13,685	13,454	13,914	13,638	13,365	13,126	12,819	12,550	12,284	12,054		
		不燃ごみ	1,447	1,573	1,466	1,381	1,316	1,284	1,225	1,183	1,145	1,102	1,062	1,022	986	944	906	868	833		
		粗大ごみ	587	654	649	596	620	598	585	581	578	571	567	562	559	552	547	542	542	539	
		資源ごみ	ペットボトル	212	220	220	229	234	229	224	222	221	219	217	215	214	211	209	207	206	
			発泡スチロール	62	74	75	76	82	71	70	69	69	—	—	—	—	—	—	—	—	
			紙パック	41	42	39	38	35	34	32	30	29	28	26	25	24	22	21	20	18	
			缶	アルミ	46	55	53	57	58	58	58	59	59	59	60	60	60	60	60	60	60
				スチール	125	128	121	114	103	105	102	100	98	96	94	93	91	90	88	87	86
			ガラス	無色	248	245	243	231	216	211	201	194	187	180	173	166	160	153	146	140	134
				茶色	222	217	219	218	206	201	197	196	194	190	187	185	182	179	176	174	171
				その他	91	94	95	92	87	85	83	83	82	81	80	80	79	78	78	77	77
			古紙	新聞	409	406	380	357	318	311	304	302	296	288	282	276	271	265	260	255	251
				ダンボール	619	680	643	634	593	579	567	562	559	553	549	544	541	535	530	525	522
		雑誌		764	731	662	625	538	526	515	511	508	502	498	494	491	485	481	477	474	
		古布	201	217	199	183	172	168	164	163	162	160	157	154	152	150	147	145	143		
	プラスチック製容器包装	819	842	805	795	774	755	733	720	710	—	—	—	—	—	—	—	—			
	使用済み乾電池類	40	35	30	34	37	34	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31			
	ライター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	使用済み蛍光管	10	11	9	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	小計	3,911	3,999	3,795	3,693	3,463	3,377	3,293	3,254	3,216	2,397	2,364	2,333	2,306	2,268	2,236	2,207	2,182			
中計	21,900	22,106	21,434	21,093	20,103	19,676	19,059	18,703	18,393	17,984	17,631	17,282	16,977	16,583	16,239	15,901	15,608				
持込ごみ	可燃ごみ	1,469	1,823	1,452	1,193	881	859	840	832	827	816	808	801	795	784	776	768	763			
	不燃ごみ	709	637	544	399	537	429	400	379	361	344	329	315	303	290	279	268	259			
	粗大ごみ	1,141	1,154	1,040	895	1,038	936	903	883	868	849	834	820	808	792	779	767	757			
	中計	3,319	3,614	3,036	2,487	2,456	2,224	2,143	2,094	2,056	2,009	1,971	1,936	1,906	1,866	1,834	1,803	1,779			
合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	25,219	25,720	24,470	23,580	22,559	21,900	21,202	20,797	20,449	19,993	19,602	19,218	18,883	18,449	18,073	17,704	17,387		
		(資源ごみを除く)	21,308	21,721	20,675	19,887	19,096	18,523	17,909	17,543	17,233	17,596	17,238	16,885	16,577	16,181	15,837	15,497	15,205		
	一人1日当たりの排出量	(資源ごみを含む)	g/人日	583	602	578	560	540	536	530	524	518	512	507	501	495	489	484	478	472	
		(資源ごみを除く)	493	508	488	472	457	454	448	442	437	451	445	440	434	429	424	418	413		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	t/年	9,419	8,675	8,516	8,388	8,192	8,145	8,061	7,985	7,916	7,853	7,794	7,739	7,686	7,637	7,590	7,545	7,502		
	可燃ごみ（公用ごみ）	475	451	422	397	336	336	336	329	320	312	305	298	292	286	281	276	271			
	不燃ごみ（公用ごみ）	266	399	364	339	289	289	289	285	283	281	279	278	277	276	275	274	274			
	粗大ごみ（公用ごみ）	92	187	151	128	207	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153	153			
	合計	10,252	9,712	9,453	9,252	9,024	8,923	8,839	8,752	8,672	8,599	8,531	8,468	8,408	8,352	8,299	8,248	8,200			
総合計	年間排出量	35,471	35,432	33,923	32,832	31,583	30,823	30,041	29,549	29,121	28,592	28,133	27,686	27,291	26,801	26,372	25,952	25,587			
	一人1日当たりの排出量	g/人日	821	829	801	780	755	755	751	745	738	733	727	721	715	711	706	700	695		
人口		人	118,103	117,116	116,087	115,358	114,223	111,891	109,558	108,676	107,794	106,912	106,030	105,147	104,237	103,327	102,417	101,507	100,598		
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366		

表5-6-5 目標値を達成した場合のごみ排出量推計（米原市）

区 分		単位	実績（米原市）					将来予測（米原市）													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	5,111	5,162	5,221	5,165	4,960	4,877	4,850	4,779	4,722	4,935	4,843	4,752	4,673	4,569	4,478	4,388	4,310		
		不燃ごみ	539	606	567	547	498	492	487	477	469	459	449	440	432	422	412	403	396		
		粗大ごみ	205	248	222	221	207	207	207	205	204	201	200	198	197	194	193	191	189		
		資源ごみ	ペットボトル	79	79	82	86	79	79	80	79	79	79	79	78	78	78	78	77	77	
			発泡スチロール	16	22	22	23	23	21	21	21	21	—	—	—	—	—	—	—	—	
			紙パック	14	14	14	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11	
			缶	アルミ	15	17	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
				スチール	42	41	39	37	34	35	35	34	33	33	32	32	32	31	31	31	30
			ガラス	無色	81	79	70	68	67	65	64	63	62	61	60	59	59	58	57	56	56
				茶色	72	66	70	65	65	65	65	64	64	63	63	63	62	62	61	61	61
				その他	27	28	27	26	25	25	25	24	24	24	23	23	22	22	22	21	21
			古紙	新聞	183	164	164	161	143	143	144	144	144	143	141	139	138	136	134	133	131
				ダンボール	240	250	245	243	222	223	224	223	223	221	219	216	214	211	208	205	203
		雑誌		338	312	295	280	244	245	246	239	234	228	223	218	214	210	206	202	200	
		古布	86	94	81	67	70	69	68	66	65	63	62	61	60	58	57	57	56		
		プラスチック製容器包装	318	325	321	314	306	305	304	301	298	—	—	—	—	—	—	—	—		
		使用済み乾電池類	12	12	11	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	ライター	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	使用済み蛍光管	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	小計	1,528	1,508	1,462	1,417	1,325	1,322	1,323	1,305	1,293	961	948	935	925	911	899	888	880			
	中計	7,383	7,524	7,472	7,350	6,990	6,898	6,867	6,766	6,688	6,556	6,440	6,325	6,227	6,096	5,982	5,870	5,775			
	持込ごみ	可燃ごみ	352	359	346	330	222	222	223	221	221	219	217	216	215	213	212	211	210		
		不燃ごみ	203	208	191	134	172	168	165	160	156	151	146	141	137	132	127	123	119		
粗大ごみ		314	382	348	294	351	349	349	345	342	338	334	330	327	323	319	315	313			
中計		869	949	885	758	745	739	737	726	719	708	697	687	679	668	658	649	642			
合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	8,252	8,473	8,357	8,108	7,735	7,637	7,604	7,492	7,407	7,264	7,137	7,012	6,906	6,764	6,640	6,519	6,417		
		(資源ごみを除く)	6,724	6,965	6,895	6,691	6,410	6,315	6,281	6,187	6,114	6,303	6,189	6,077	5,981	5,853	5,741	5,631	5,537		
	一人1日当たりの排出量	(資源ごみを含む)	578	601	599	586	564	555	550	544	538	530	523	515	508	500	493	486	479		
		(資源ごみを除く)	471	494	494	483	468	459	454	449	444	460	453	447	440	433	426	420	413		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	2,439	2,071	2,075	2,148	2,333	2,211	2,210	2,208	2,206	2,205	2,203	2,201	2,199	2,198	2,196	2,194	2,193			
	可燃ごみ（公用ごみ）	125	97	112	75	84	97	96	94	92	91	89	87	85	84	82	80	79			
	不燃ごみ（公用ごみ）	29	21	31	19	20	24	23	23	22	22	21	21	21	20	20	19	19			
	粗大ごみ（公用ごみ）	14	16	21	17	10	15	15	14	14	13	12	12	11	11	10	9	9			
	合計	2,607	2,205	2,239	2,259	2,447	2,347	2,344	2,339	2,334	2,331	2,325	2,321	2,316	2,313	2,308	2,302	2,300			
総合計	年間排出量	10,859	10,678	10,596	10,367	10,182	9,984	9,948	9,831	9,741	9,595	9,462	9,333	9,222	9,077	8,948	8,821	8,717			
	一人1日当たりの排出量	761	758	759	749	743	726	719	713	707	700	693	686	678	672	664	657	650			
人口		人	38,992	38,614	38,235	37,917	37,455	37,673	37,890	37,768	37,646	37,524	37,402	37,280	37,020	36,890	36,760	36,631			
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366			

表5-6-6 目標値を達成した場合のごみ排出量推計（圏域）

区 分		単位	実績					将来予測													
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	21,066	21,042	20,745	20,588	19,664	19,294	18,806	18,464	18,176	18,849	18,481	18,117	17,799	17,388	17,028	16,672	16,364		
		不燃ごみ	1,986	2,179	2,033	1,928	1,814	1,776	1,712	1,660	1,614	1,561	1,511	1,462	1,418	1,366	1,318	1,271	1,229		
		粗大ごみ	792	902	871	817	827	805	792	786	782	772	767	760	756	746	740	733	728		
		資源ごみ	ペットボトル	291	299	302	315	313	308	304	301	300	298	296	293	292	289	287	284	283	
			発泡スチロール	78	96	97	99	105	92	91	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	
			紙パック	55	56	53	51	48	47	45	43	41	40	38	37	36	33	32	31	29	
			缶	アルミ	61	72	69	73	75	75	75	76	76	76	77	77	77	77	77	77	77
				スチール	167	169	160	151	137	140	137	134	131	129	126	125	123	121	119	118	116
			ガラス	無色	329	324	313	299	283	276	265	257	249	241	233	225	219	211	203	196	190
				茶色	294	283	289	283	271	266	262	260	258	253	250	248	244	241	237	235	232
				その他	118	122	122	118	112	110	108	107	106	105	103	103	101	100	100	98	98
			古紙	新聞	592	570	544	518	461	454	448	446	440	431	423	415	409	401	394	388	382
				ダンボール	859	930	888	877	815	802	791	785	782	774	768	760	755	746	738	730	725
		雑誌		1,102	1,043	957	905	782	771	761	750	742	730	721	712	705	695	687	679	674	
		古布	287	311	280	250	242	237	232	229	227	223	219	215	212	208	204	202	199		
		プラスチック製容器包装	1,137	1,167	1,126	1,109	1,080	1,060	1,037	1,021	1,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	使用済み乾電池類	52	47	41	47	49	46	45	45	45	44	44	44	44	43	43	43	43	43		
	ライター	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	使用済み蛍光管	13	14	13	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	小計	5,439	5,507	5,257	5,110	4,788	4,699	4,616	4,559	4,509	3,358	3,312	3,268	3,231	3,179	3,135	3,095	3,062			
中計	29,283	29,630	28,906	28,443	27,093	26,574	25,926	25,469	25,081	24,540	24,071	23,607	23,204	22,679	22,221	21,771	21,383				
持込ごみ	可燃ごみ	1,821	2,182	1,798	1,523	1,103	1,081	1,063	1,053	1,048	1,035	1,025	1,017	1,010	997	988	979	973			
	不燃ごみ	912	845	735	533	709	597	565	539	517	495	475	456	440	422	406	391	378			
	粗大ごみ	1,455	1,536	1,388	1,189	1,389	1,285	1,252	1,228	1,210	1,187	1,168	1,150	1,135	1,115	1,098	1,082	1,070			
	中計	4,188	4,563	3,921	3,245	3,201	2,963	2,880	2,820	2,775	2,717	2,668	2,623	2,585	2,534	2,492	2,452	2,421			
合計	年間排出量	(資源ごみを含む)	33,471	34,193	32,827	31,688	30,294	29,537	28,806	28,289	27,856	27,257	26,739	26,230	25,789	25,213	24,713	24,223	23,804		
		(資源ごみを除く)	28,032	28,686	27,570	26,578	25,506	24,838	24,190	23,730	23,347	23,899	23,427	22,962	22,558	22,034	21,578	21,128	20,742		
	一人1日当たりの排出量	(資源ごみを含む)	g/人日	582	602	583	566	546	541	535	529	523	517	511	505	498	492	486	480	474	
		(資源ごみを除く)	488	505	489	475	459	455	449	444	439	453	447	442	436	430	424	419	413		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	t/年	11,858	10,746	10,591	10,536	10,525	10,356	10,271	10,193	10,122	10,058	9,997	9,940	9,885	9,835	9,786	9,739	9,695		
	可燃ごみ（公用ごみ）	600	548	534	472	420	433	432	423	412	403	394	385	377	370	363	356	350			
	不燃ごみ（公用ごみ）	295	420	395	358	309	313	312	308	305	303	300	299	298	296	295	293	293			
	粗大ごみ（公用ごみ）	106	203	172	145	217	168	168	167	167	166	165	165	164	164	163	162	162			
	合計	12,858	11,917	11,691	11,510	11,471	11,270	11,183	11,091	11,006	10,930	10,856	10,789	10,724	10,665	10,607	10,550	10,500			
総合計	年間排出量	g/人日	46,329	46,110	44,518	43,198	41,765	40,807	39,989	39,380	38,862	38,187	37,595	37,019	36,513	35,878	35,320	34,773	34,304		
	一人1日当たりの排出量	806	811	790	772	752	747	743	737	730	724	718	712	706	700	695	689	683			
人口		人	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678	149,564	147,448	146,444	145,440	144,436	143,432	142,427	141,387	140,347	139,307	138,267	137,229		
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366		

表5-6-7 中間処理量及び最終処分量の推計

区 分		単位	実績					将来予測												
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
処理量	焼却処理	可燃ごみ	35,345	34,518	33,668	33,119	31,712	31,164	30,572	30,133	29,758	30,345	29,897	29,459	29,071	28,590	28,165	27,746	27,382	
		可燃粗大	148	170	165	160	608	565	553	545	540	531	525	519	514	506	500	494	490	
		破碎選別残渣（可燃+プラ）	3,382	3,674	3,324	3,000	2,940	2,796	2,718	2,655	2,603	2,541	2,485	2,432	2,386	2,327	2,276	2,225	2,183	
		手選別可燃	20	83	160	161	150	146	143	140	139	60	59	58	57	56	54	53	52	
		発泡スチロール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	
		プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計（助燃剤含まず）	38,895	38,445	37,317	36,440	35,410	34,048	33,375	32,871	32,444	33,478	32,966	32,468	32,028	31,479	30,996	30,519	30,107	
		助燃剤	—	—	—	—	—	—	409	732	683	654	620	588	558	523	495	478	465	
		計	—	—	—	—	—	—	33,784	33,603	33,127	34,132	33,586	33,056	32,586	32,002	31,491	30,997	30,572	
破碎選別量（不燃ごみ(ライター含む)+粗大ごみ-可燃性粗大）			4,839	5,315	4,850	4,300	4,169	3,966	3,855	3,766	3,692	3,604	3,525	3,449	3,384	3,301	3,229	3,156	3,097	
施設等からの搬出量	資源搬出	ペットボトル	291	299	302	315	313	308	304	301	300	298	296	293	292	289	287	284	283	
		発泡スチロール	30	44	31	31	22	19	19	19	19	—	—	—	—	—	—	—	—	
		紙パック	50	51	49	48	45	44	42	40	38	38	36	35	34	31	30	29	27	
		缶	アルミ	61	72	69	73	75	75	75	76	76	77	77	77	77	77	77	77	77
			スチール	167	169	160	151	137	140	137	134	131	129	126	125	123	121	119	118	116
		ガラス	無色	340	337	316	315	293	276	265	257	249	241	233	225	219	211	203	196	190
			茶色	303	283	290	303	271	266	262	260	258	253	250	248	244	241	237	235	232
			その他	119	135	128	121	123	110	108	107	106	105	103	103	101	100	100	98	98
		古紙	新聞	592	570	544	518	461	454	448	446	440	431	423	415	409	401	394	388	382
			ダンボール	859	930	888	877	815	802	791	785	782	774	768	760	755	746	738	730	725
			雑誌	1,102	1,043	957	905	782	771	761	750	742	730	721	712	705	695	687	679	674
		古布	301	319	303	273	241	236	231	228	226	222	218	214	211	207	203	201	198	
		プラスチック製容器包装	950	948	945	901	867	851	833	820	809	—	—	—	—	—	—	—	—	
		使用済み乾電池	52	43	43	44	45	42	41	41	41	40	40	40	40	39	39	39	39	
		使用済み蛍光管	13	14	12	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		羽毛布団	—	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		使用済み小型家電	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	自転車	77	81	76	57	52	47	46	46	45	45	44	44	43	43	42	42	41		
	落じん灰	—	—	29	87	88	85	83	82	81	10	10	10	10	9	9	9	9		
	破碎選別後資源	アルミニウム	32	34	42	41	36	34	33	32	32	36	35	34	34	33	32	32	31	
		シュレッダー鉄	—	—	391	715	687	654	635	621	608	649	635	621	609	594	581	568	557	
	最終処分（埋立）	焼却灰	主灰	4,564	2,393	2,078	2,077	2,036	1,941	1,902	1,874	1,849	1,857	1,827	1,798	1,773	1,741	1,713	1,686	1,651
			ばいじん処理物	—	2,119	2,235	2,151	2,046	1,975	1,936	1,907	1,882	1,365	1,343	1,322	1,303	1,280	1,260	1,240	1,223
		選別後不燃ごみ	922	1,070	937	831	780	742	721	705	691	901	881	862	846	825	807	789	774	
		がれき	484	522	505	456	438	369	349	333	320	306	294	282	272	261	251	242	234	
		合計	年間量	5,970	6,103	5,755	5,515	5,300	5,027	4,908	4,819	4,742	4,429	4,345	4,264	4,194	4,107	4,031	3,957	3,882
	一人1日当たり	g/人日	104	107	102	99	95	92	91	90	89	84	83	82	81	80	79	78	77	

第7章 生活排水処理の実態

1. し尿処理行政の沿革

当センターにおけるし尿処理行政の沿革は、表5-7-1に示すとおりです。

表5-7-1 し尿処理の沿革

【南部】		【北部】	
年月日	経緯	年月日	経緯
昭和40年4月5日	1市6町2村（旧高月町を除く。）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎	昭和45年5月1日	高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の4町により組合設立
昭和49年4月1日	旧湖北町海老江に第1プラント（し尿処理施設）を建設し供用開始 長浜市田村町の第2プラント（し尿処理施設）を長浜市から組合へ移管	昭和50年5月1日	木之本町木之本に伊香郡衛生処理場（酸化処理方式）を建設し供用開始
昭和54年4月1日	湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ名称を変更	昭和58年4月1日	伊香郡衛生処理場を高負荷処理方式に改造し供用開始 （「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行に対応するために改造）
昭和59年4月1日	第2プラントを廃止し、第1プラント（し尿処理施設）を増設し供用開始（「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行によって、第2プラントを第1プラントに統合して改造）		北陸自動車道賤ヶ岳サービスエリアからの二次処理水を受け入れ
平成17年2月14日	旧米原町、旧山東町、旧伊吹町が合併し、米原市が誕生。構成市町が2市6町に変更		
平成17年10月1日	米原市と旧近江町が合併。構成市町が2市5町に変更		
平成18年2月13日	旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併し、長浜市が誕生。構成市町が2市3町に変更		
↓			
年月日	経緯		
平成22年1月1日	旧長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町が合併し、長浜市が誕生。構成市が2市に変更 伊香衛生プラントを旧伊香郡衛生プラント組合から湖北広域行政事務センターに移管		
平成23年9月30日	旧伊香衛生プラントを廃止し、第1プラントに処理統合		

2. 生活排水処理形態別人口の実績

構成市の生活排水処理形態別人口の実績は、表 5-7-2 に示すとおりです。

表5-7-2 生活排水処理形態別人口の実績（構成市別）（各年度 10 月 1 日現在）

[長浜市]

単位：人

区分	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口	118,103	117,116	116,087	115,358	114,223
水洗化・生活雑排水処理人口	112,657	112,092	111,258	110,683	109,779
生活排水処理率	95.4%	95.7%	95.8%	95.9%	96.1%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	1,490	1,409	1,329	1,147	1,082
下水道	89,997	89,985	91,033	91,848	92,906
農業集落排水施設	21,170	20,698	18,896	17,688	15,791
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,828	1,823	1,809	1,728	1,714
非水洗化人口	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730
し尿収集人口	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

[米原市]

単位：人

区分	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口	38,992	38,614	38,235	37,917	37,455
水洗化・生活雑排水処理人口	37,711	37,551	37,053	36,916	36,539
生活排水処理率	96.7%	97.2%	96.9%	97.4%	97.6%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	1,144	1,094	1,031	959	889
下水道	33,003	33,076	32,724	32,983	32,733
農業集落排水施設	3,564	3,381	3,298	2,974	2,917
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	851	655	794	632	564
非水洗化人口	430	408	388	369	352
し尿収集人口	430	408	388	369	352
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

3. 収集・運搬量の実績

構成市の収集・運搬量の実績は、表 5-7-3 に示すとおりです。

表5-7-3 収集・運搬量の実績（構成市別）

[長浜市]

区分		R1	R2	R3	R4	R5
収集人口 (人)	し尿	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730
	浄化槽	24,488	23,930	22,034	20,563	18,587
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	2,792	2,712	2,459	2,396	2,123
	浄化槽汚泥	14,522	14,518	13,986	13,495	12,931
	計	17,314	17,230	16,445	15,891	15,054
原単位 (L/人日)	し尿	2.11	2.32	2.23	2.23	2.12
	浄化槽汚泥	1.62	1.66	1.74	1.80	1.90

注) 浄化槽人口及び浄化槽汚泥量には、農業集落排水の処理人口及び汚泥量を含みます。

[米原市]

区分		R1	R2	R3	R4	R5
収集人口 (人)	し尿	430	408	388	369	352
	浄化槽	5,559	5,130	5,123	4,565	4,370
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	1,296	1,228	1,172	1,118	1,077
	浄化槽汚泥	2,591	2,501	2,451	2,534	2,475
	計	3,887	3,729	3,623	3,652	3,552
原単位 (L/人日)	し尿	8.23	8.25	8.28	8.3	8.36
	浄化槽汚泥	1.27	1.34	1.31	1.52	1.55

注) 浄化槽人口及び浄化槽汚泥量には、農業集落排水の処理人口及び汚泥量を含みます。

4. し尿・浄化槽汚泥の原単位

構成市のし尿・浄化槽汚泥の原単位は、表 5-7-4 に示すとおりです。

表5-7-4 し尿・浄化槽汚泥の原単位の実績

単位：L/人日

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	平均	採用値
長 浜 市	し尿	2.11	2.32	2.23	2.23	2.12	2.20	2.20
	農業集落排水	1.37	1.40	1.50	1.53	1.65	1.49	1.49
	合併処理浄化槽	4.52	4.76	4.56	5.09	4.88	4.76	4.76
	単独処理浄化槽	2.13	2.25	2.15	2.4	2.3	2.25	2.25
米 原 市	し尿	54.48	49.48	51.79	19.14	8.36	36.65	8.36
	農業集落排水	0.73	0.51	0.78	0.55	0.83	0.68	0.68
	合併処理浄化槽	2.44	3.11	2.43	3.74	3.75	3.09	3.09
	単独処理浄化槽	1.15	1.47	1.15	1.77	1.77	1.46	1.46

5. 生活排水処理行政の動向

(1) 国の動向

国が進める生活排水処理施設の概要は、表 5-7-5 に示すとおりです。

表5-7-5 排水処理施設の概要

所管	分類	事業主体	計画人口	事業の進め方の特徴	普及している地域等
環境省	コミュニティ・プラント	市町村	101人以上 30,000人以下	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 新規に団地等が開発される地域 地域や集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
	合併処理浄化槽	市町村 (個人設置型) 合併処理浄化槽 設置整備事業 ※補助事業以外の 個人設置型を含む	制限無し	新規に開発される土地、新築建物等に設置します。また、既存の住宅建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替えます。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できます。	<ul style="list-style-type: none"> 新規に団地等が開発される地域 増改築が行われる建物等 地域や集落又は各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 住民参加による生活排水処理の推進が進められている地域
		市町村 (市町村設置型) 特定地域生活排水 処理事業	20戸以上	市町村が設置主体となって戸別合併処理浄化槽の面的整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた合併処理浄化槽整備地域 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域又は水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域 過疎地域 山村振興地域 農業振興地域内の農業集落排水施設処理区域周辺地域
総務省	小規模集合排水処理施設	市町村	10戸以上 20戸未満	市町村が汚水等を集合的に処理する施設です。	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域に限定されていたが、平成7年度からは限定なし
	個別排水処理施設	市町村	単年度当たり20戸未満(水源法地域は10戸以上20戸未満)	市町村が設置主体となって個別合併処理浄化槽の面的整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策の緊急性が高い小規模集落
農林水産省	農業集落排水施設	市町村 (県、土地改良区)	20戸以上 1,000人程度以下	農業振興地域の集落の面整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域に集落が発達している地域
	簡易排水施設	市町村	10戸以上 20戸未満	「山村振興等特別対策事業」のメニュー事業	<ul style="list-style-type: none"> 同左事業の認定地区を対象とする。
	水産庁 漁業集落排水施設	市町村	100人以上 1,000人程度以下	漁業集落の面整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 漁港法により指定された漁港の背後集落
	林野庁 林業集落排水施設	市町村	20人以上 1,000人程度以下	山村地域の面整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 林業地域総合整備事業実施地区の林業集落
国土交通省	公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 既成都市の中心部 都市住宅等の開発地域 流域下水道幹線がある都市
	特定環境保全公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	自然公園、水源地と農山漁村の集落の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

(2) 県の動向

滋賀県では、計画的、効率的かつ適正な生活排水処理施設の整備を実施していくために「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016（平成 29 年 3 月見直し）」を策定し、公共下水道、農・林業集落排水施設、合併処理浄化槽等により、長期計画の目標年次を平成 57 年度（令和 27 年度）とし、汚水処理人口普及率を 100%とすることを目標としています。

また、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」については、現在見直しが進められており、汚水処理人口普及率に加えて接続率の向上についても継続的に取り組まれることとなります。

第8章 生活排水処理基本計画

構成市の生活排水の処理の目標を表5-8-1及び表5-8-2に示します。

表5-8-1 生活排水の処理の目標（長浜市）

単位：人

区分	実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
計画処理区域内人口	114,223	105,147	100,598
水洗化・生活雑排水処理人口	109,779	101,651	97,621
生活排水処理率	96.1%	96.7%	97.0%
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	1,082	729	549
下水道	92,906	95,236	92,850
農業集落排水施設	15,791	5,686	4,222
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,714	1,575	1,483
非水洗化人口	2,730	1,921	1,494
し尿収集人口	2,730	1,921	1,494
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

表5-8-2 生活排水の処理の目標（米原市）

単位：人

区分	実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
計画処理区域内人口	37,455	37,280	36,631
水洗化・生活雑排水処理人口	36,539	36,686	36,194
生活排水処理率	97.6%	98.4%	98.8%
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	889	645	513
下水道	32,733	35,232	34,893
農業集落排水施設	2,917	809	788
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	564	346	244
非水洗化人口	352	248	193
し尿収集人口	352	248	193
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

第9章 生活排水処理の推計

1. 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推計については、構成市において下水道計画、農業集落排水施設計画及び合併処理浄化槽の整備計画をもとに設定したものを用いました。推計結果は表 5-9-1 に示すとおりです。

2. し尿・浄化槽汚泥量の推計結果

し尿・浄化槽汚泥量の年度ごとの推計結果は、表 5-9-2 に示すとおりです。

表5-9-1 生活排水処理形態別人口の実績値及び予測値

単位：人

区分	実績値					予 測 値												
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
長浜市	計画処理区域内人口	118,103	117,116	116,087	115,358	114,223	111,891	109,558	108,676	107,794	106,912	106,030	105,147	104,237	103,327	102,417	101,507	100,598
	水洗化・生活雑排水処理人口	112,657	112,092	111,258	110,683	109,779	107,602	105,416	104,675	103,928	103,175	102,416	101,651	100,854	100,053	99,246	98,435	97,621
	生活排水処理率	95.4%	95.7%	95.8%	95.9%	96.1%	96.2%	96.2%	96.3%	96.4%	96.5%	96.6%	96.7%	96.8%	96.8%	96.9%	97.0%	97.0%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,490	1,409	1,329	1,147	1,082	1,022	966	913	863	816	771	729	689	651	615	581	549
	下水道	89,997	89,985	91,033	91,848	92,906	93,729	95,712	96,605	96,616	96,026	95,662	95,236	94,920	94,683	94,306	93,580	92,850
	農業集落排水施設	21,170	20,698	18,896	17,688	15,791	12,851	8,738	7,157	6,449	6,333	5,983	5,686	5,245	4,719	4,325	4,274	4,222
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,828	1,823	1,809	1,728	1,714	1,693	1,673	1,653	1,633	1,613	1,594	1,575	1,556	1,537	1,519	1,501	1,483
	非水洗化人口	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730	2,596	2,469	2,348	2,233	2,124	2,020	1,921	1,827	1,737	1,652	1,571	1,494
	し尿収集人口	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730	2,596	2,469	2,348	2,233	2,124	2,020	1,921	1,827	1,737	1,652	1,571	1,494
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米原市	計画処理区域内人口	38,992	38,614	38,235	37,917	37,455	37,673	37,890	37,768	37,646	37,524	37,402	37,280	37,150	37,020	36,890	36,760	36,631
	水洗化・生活雑排水処理人口	37,711	37,551	37,053	36,916	36,539	36,812	37,080	37,007	36,931	36,852	36,770	36,686	36,591	36,495	36,396	36,295	36,194
	生活排水処理率	96.7%	97.2%	96.9%	97.4%	97.6%	97.7%	97.9%	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.5%	98.6%	98.7%	98.7%	98.8%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,144	1,094	1,031	959	889	849	811	775	740	707	675	645	616	588	562	537	513
	下水道	33,003	33,076	32,724	32,983	32,733	33,155	33,570	34,026	34,479	34,717	34,952	35,232	35,170	35,106	35,037	34,965	34,893
	農業集落排水施設	3,564	3,381	3,298	2,974	2,917	2,808	2,699	2,206	1,712	1,428	1,143	809	805	801	797	793	788
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	851	655	794	632	564	526	491	458	427	398	371	346	323	301	281	262	244
	非水洗化人口	430	408	388	369	352	335	319	303	288	274	261	248	236	224	213	203	193
	し尿収集人口	430	408	388	369	352	335	319	303	288	274	261	248	236	224	213	203	193
	自家処理人口	0	0	0	0	0												
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
圏域	計画処理区域内人口	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678	149,564	147,448	146,444	145,440	144,436	143,432	142,427	141,387	140,347	139,307	138,267	137,229
	水洗化・生活雑排水処理人口	150,368	149,643	148,311	147,599	146,318	144,414	142,496	141,682	140,859	140,027	139,186	138,337	137,445	136,548	135,642	134,730	133,815
	生活排水処理率	95.7%	96.1%	96.1%	96.3%	96.5%	96.6%	96.6%	96.7%	96.9%	96.9%	97.0%	97.1%	97.2%	97.3%	97.4%	97.4%	97.5%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	2,634	2,503	2,360	2,106	1,971	1,871	1,777	1,688	1,603	1,523	1,446	1,374	1,305	1,239	1,177	1,118	1,062
	下水道	123,000	123,061	123,757	124,831	125,639	126,884	129,282	130,631	131,095	130,743	130,614	130,468	130,090	129,789	129,343	128,545	127,743
	農業集落排水施設	24,734	24,079	22,194	20,662	18,708	15,659	11,437	9,363	8,161	7,761	7,126	6,495	6,050	5,520	5,122	5,067	5,010
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,679	2,478	2,603	2,360	2,278	2,219	2,164	2,111	2,060	2,011	1,965	1,921	1,879	1,838	1,800	1,763	1,727
	非水洗化人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082	2,931	2,788	2,651	2,521	2,398	2,281	2,169	2,063	1,961	1,865	1,774	1,687
	し尿収集人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082	2,931	2,788	2,651	2,521	2,398	2,281	2,169	2,063	1,961	1,865	1,774	1,687
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表5-9-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

区分			実績値					予 測 値												
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
長浜市	し尿	収集人口 (人)	3,618	3,201	3,020	2,947	2,730	2,596	2,469	2,348	2,233	2,124	2,020	1,921	1,827	1,737	1,652	1,571	1,494	
		原単位 (L/人日)	2.11	2.32	2.23	2.23	2.12	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20
		収集量 (kL/年)	2,792	2,712	2,459	2,396	2,123	2,085	1,983	1,885	1,798	1,706	1,622	1,543	1,471	1,395	1,327	1,262	1,203	
	農業集落排水	収集人口 (人)	21,170	20,698	18,896	17,688	15,791	12,851	8,738	7,157	6,449	6,333	5,983	5,686	5,245	4,719	4,325	4,274	4,222	
		原単位 (L/人日)	1.37	1.40	1.50	1.53	1.65	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	
		収集量 (kL/年)	10,625	10,575	10,350	9,850	9,550	6,989	4,752	3,892	3,517	3,444	3,254	3,092	2,860	2,566	2,352	2,324	2,302	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口 (人)	1,490	1,409	1,329	1,147	1,082	1,022	966	913	863	816	771	729	689	651	615	581	549
			原単位 (L/人日)	4.52	4.76	4.56	5.09	4.88	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	—	1,776	1,678	1,586	1,503	1,418	1,340	1,267	1,200	1,131	1,069	1,009	956
		単独処理浄化槽	収集人口 (人)	1,828	1,823	1,809	1,728	1,714	1,693	1,673	1,653	1,633	1,613	1,594	1,575	1,556	1,537	1,519	1,501	1,483
			原単位 (L/人日)	2.13	2.25	2.15	2.4	2.3	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	—	1,390	1,374	1,358	1,345	1,325	1,309	1,293	1,281	1,262	1,247	1,233	1,221
	計	収集量 (kL/年)	3,897	3,943	3,636	3,645	3,381	3,166	3,052	2,944	2,848	2,743	2,649	2,560	2,481	2,393	2,316	2,242	2,177	
	汚泥量計 (kL/年)			14,522	14,518	13,986	13,495	12,931	10,155	7,804	6,836	6,365	6,187	5,903	5,652	5,341	4,959	4,668	4,566	4,479
収集量合計 (kL/年)			17,314	17,230	16,445	15,891	15,054	12,240	9,787	8,721	8,163	7,893	7,525	7,195	6,812	6,354	5,995	5,828	5,682	
米原市	し尿	収集人口 (人)	430	408	388	369	352	335	319	303	288	274	261	248	236	224	213	203	193	
		原単位 (L/人日)	8.23	8.25	8.28	8.3	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	8.36	
		収集量 (kL/年)	1,296	1,228	1,172	1,118	1,077	1,022	973	925	881	836	796	757	722	684	650	619	591	
	農業集落排水	収集人口 (人)	3,564	3,381	3,298	2,974	2,917	2,808	2,699	2,206	1,712	1,428	1,143	809	805	801	797	793	788	
		原単位 (L/人日)	0.73	0.51	0.78	0.55	0.83	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	
		収集量 (kL/年)	950	633	940	601	890	697	670	548	426	354	284	201	200	199	198	197	196	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口 (人)	1,144	1,094	1,031	959	889	849	811	775	740	707	675	645	616	588	562	537	513
			原単位 (L/人日)	2.9	3.65	2.94	4.21	3.75	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49	3.49
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	—	1,081	1,033	987	945	901	860	822	787	749	716	684	655
		単独処理浄化槽	収集人口 (人)	851	655	794	632	564	526	491	458	427	398	371	346	323	301	281	262	244
			原単位 (L/人日)	1.37	1.72	1.39	1.99	1.77	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	365	317	296	276	258	240	223	208	195	181	169	158	147
	計	収集量 (kL/年)	1,641	1,868	1,511	1,933	1,585	1,398	1,329	1,263	1,203	1,141	1,083	1,030	982	930	885	842	802	
	汚泥量計 (kL/年)			2,591	2,501	2,451	2,534	2,475	2,095	1,999	1,811	1,629	1,495	1,367	1,231	1,182	1,129	1,083	1,039	998
収集量合計 (kL/年)			3,887	3,729	3,623	3,652	3,552	3,117	2,972	2,736	2,510	2,331	2,163	1,988	1,904	1,813	1,733	1,658	1,589	
圏域	し尿	収集人口 (人)	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082	2,931	2,788	2,651	2,521	2,398	2,281	2,169	2,063	1,961	1,865	1,774	1,687	
		原単位 (L/人日)	2.76	2.99	2.92	2.9	2.84	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.90	2.91	2.9	2.9	2.9	2.91	
		収集量 (kL/年)	4,088	3,940	3,631	3,514	3,200	3,107	2,956	2,810	2,679	2,542	2,418	2,300	2,193	2,079	1,977	1,881	1,794	
	農業集落排水	収集人口 (人)	24,734	24,079	22,194	20,662	18,708	15,659	11,437	9,363	8,161	7,761	7,126	6,495	6,050	5,520	5,122	5,067	5,010	
		原単位 (L/人日)	1.28	1.28	1.39	1.39	1.52	1.34	1.3	1.3	1.32	1.34	1.36	1.39	1.38	1.37	1.36	1.36	1.36	
		収集量 (kL/年)	11,575	11,208	11,290	10,451	10,440	7,686	5,422	4,440	3,943	3,798	3,538	3,293	3,060	2,765	2,550	2,521	2,498	
		(kL/日)	31.63	30.71	30.93	28.63	28.52	21.06	14.85	12.16	10.77	10.41	9.69	9.02	8.36	7.58	6.99	6.91	6.83	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口 (人)	2,634	2,503	2,360	2,106	1,971	1,871	1,777	1,688	1,603	1,523	1,446	1,374	1,305	1,239	1,177	1,118	1,062
			原単位 (L/人日)	—	—	—	—	—	4.18	4.18	4.18	4.17	4.17	4.17	4.17	4.16	4.16	4.15	4.15	4.14
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	—	2,857	2,711	2,573	2,448	2,319	2,200	2,089	1,987	1,880	1,785	1,693	1,611
		単独処理浄化槽	収集人口 (人)	2,679	2,478	2,603	2,360	2,278	2,219	2,164	2,111	2,060	2,011	1,965	1,921	1,879	1,838	1,800	1,763	1,727
			原単位 (L/人日)	—	—	—	—	—	2.11	2.11	2.12	2.13	2.13	2.14	2.14	2.15	2.15	2.16	2.16	2.16
			収集量 (kL/年)	—	—	—	—	—	1,707	1,670	1,634	1,603	1,565	1,532	1,501	1,476	1,443	1,416	1,391	1,368
	計	収集量 (kL/年)	5,538	5,811	5,147	5,578	4,966	4,564	4,381	4,207	4,051	3,884	3,732	3,590	3,463	3,323	3,201	3,084	2,979	
(kL/日)			15.13	15.92	14.10	15.28	13.57	12.50	12.00	11.53	11.07	10.64	10.22	9.84	9.46	9.10	8.77	8.45	8.14	
汚泥量計 (kL/年)			17,113	17,019	16,437	16,029	15,406	12,250	9,803	8,647	7,994	7,682	7,270	6,883	6,523	6,088	5,751	5,605	5,477	
(kL/日)			46.76	46.63	45.03	43.92	42.09	33.56	26.86	23.69	21.84	21.05	19.92	18.86	17.82	16.68	15.76	15.36	14.96	
収集量合計 (kL/年)			21,201	20,959	20,068	19,543	18,606	15,357	12,759	11,457	10,673	10,224	9,688	9,183	8,716	8,167	7,728	7,486	7,271	

